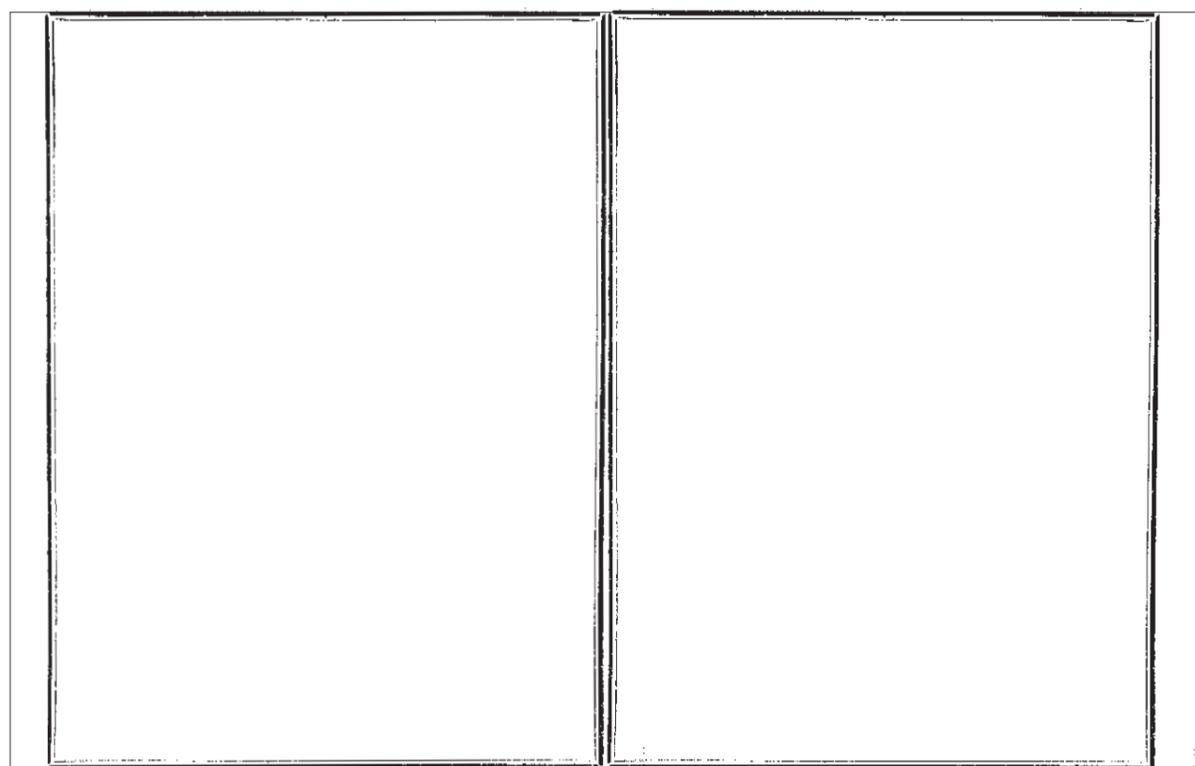
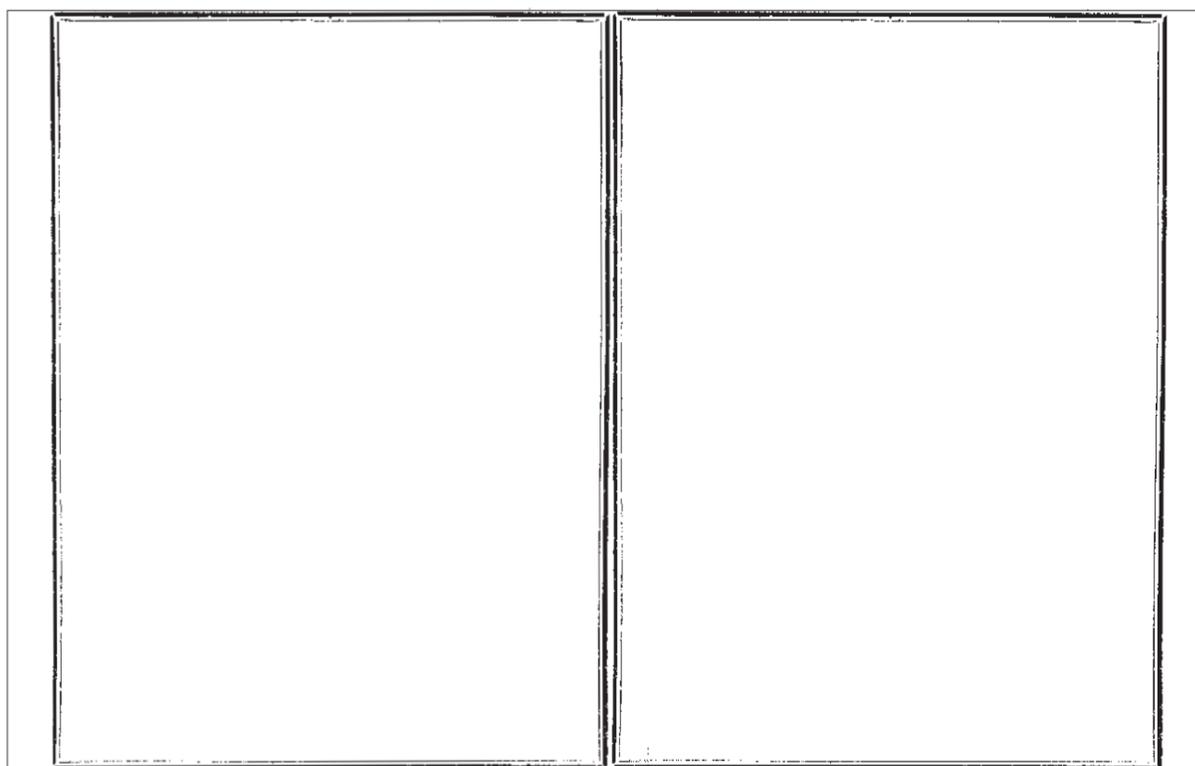


議事錄第五號

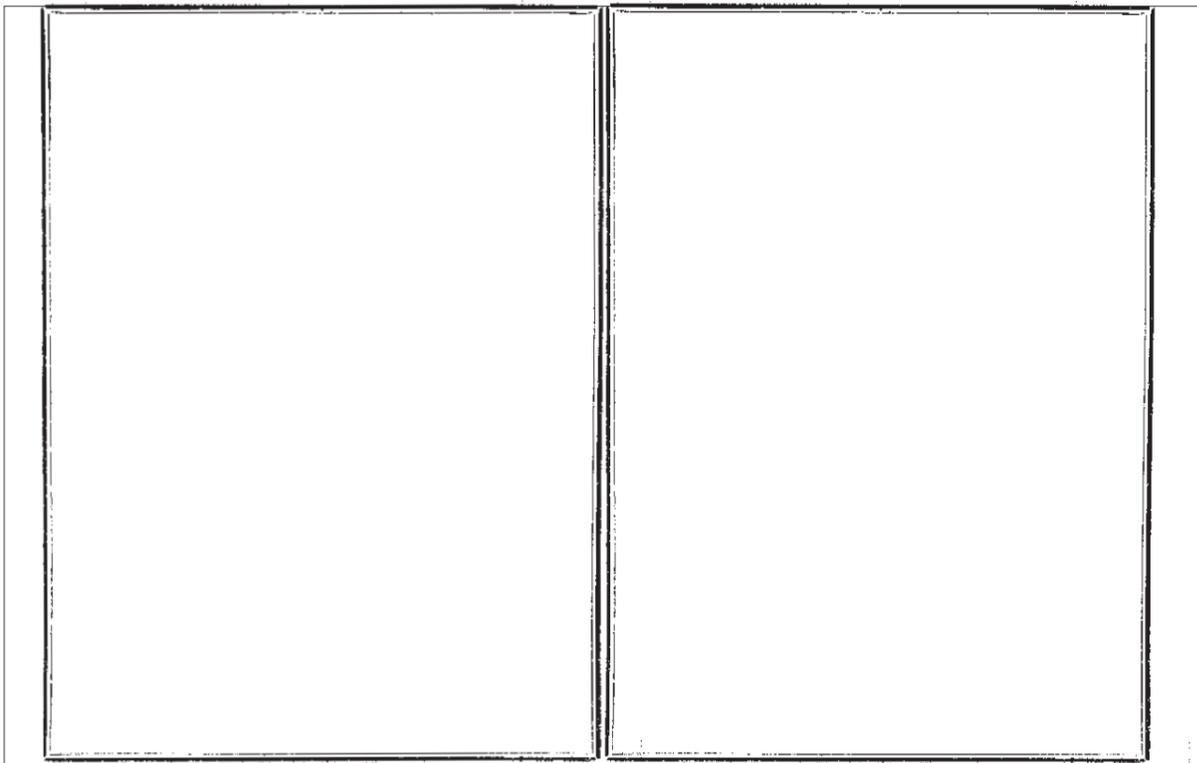
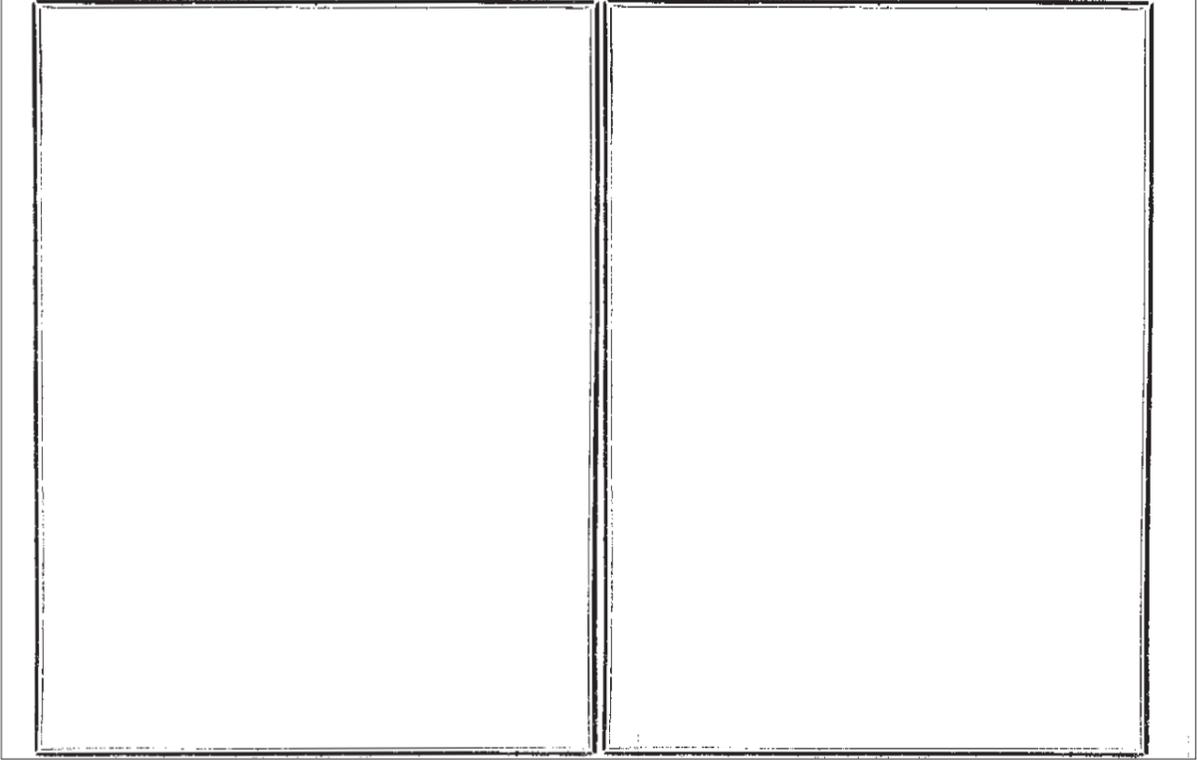
明治四十三年通常民會議事錄

天津居留民團



議事録目次	
第一回	一
議事日程	
一、小幡總領事告辭	二
二、民會議長選舉	三
三、壽街開修工費特別會計決算	五
四、明治四十一年度民團歲入出總決算報告	六
五、壽街開修工費特別會計規則中改正案	八
六、人力車及運搬車雜札料規則中改正案	八
七、碼頭規則中改正案	八
八、雜種課金規則中改正案	一〇
九、幼稚園寄付金の件	一六
第二回	二二
議事日程	
一、新道開修工費特別會計條例	二二
二、壽街開修工費特別會計規則中改正案	二五
三、新道開修工費特別會計條例(二)	三四
(1)	
第三回	三五
議事日程	
一、天津尋常高等小學校教員增加建議案	三五
二、和南學專門醫師備員に關する建議案	三五
三、雜種課金規則中改正案	三五
四、取得課金規則中改正案	三五
四、新道開修特別會計歲入出豫算案	三九
五、官地借入委任の件	四〇
六、天津日本人商業會議所補助金下附請願の件	四四
第三回	五五
議事日程	
一、雜種課金規則中改正案	八三
二、人力車及運搬車雜札料規則中改正案	八三
三、藝妓的健康診断の件撤回建議案	八八
四、明治四十三年度民團歲入出總豫算案	九七
五、明治四十三年度歲入出追加豫算案	一〇八
第五回	一一二
議事日程	
一、新道開修特別會計歲入出豫算案(第二讀會)	一一二
二、明治四十三年度民團歲入出豫算案(第二讀會)	一一二
三、四十三年度民團歲入出追加豫算案(第二讀會)	一一二
四、街路修繕の方針決定に關する決議案	一一二
五、民團出納検査委員選舉	一一二
六、行政委員並豫備行政委員選舉	一一二
七、謝意表彰の件	一一二
八、明治四十三年通常民會議成贊	一一二
小幡總領事閉會の辭	一一二
附録	
一、明治四十三年度居留民團歲入出總豫算	一三九
二、全追加豫算	一三九
三、新道開修特別會計歲入出豫算	一五一
四、民會要録	一五二
一五三	
(2)	

目錄終	
一、新道開修特別會計歲入出豫算案(第二讀會)	一一四
二、明治四十三年度民團歲入出豫算案(第二讀會)	一一五
三、四十三年度民團歲入出追加豫算案(第二讀會)	一一四
四、街路修繕の方針決定に關する決議案	一一五
五、民團出納検査委員選舉	一一八
六、行政委員並豫備行政委員選舉	一一〇
七、謝意表彰の件	一三〇
八、明治四十三年通常民會議成贊	一三四
小幡總領事閉會の辭	一三五
附録	
一、明治四十三年度居留民團歲入出總豫算	一三九
二、全追加豫算	一三九
三、新道開修特別會計歲入出豫算	一五一
四、民會要録	一五二
一五三	
(3)	



明治四十三年通常民會議事録

第一回

三月二十二日

會場 日本俱樂部

議事日程

- 第一、民會議長選舉
- 第二、壽街開修工費決算
- 第三、明治四十一年度民團歲入出總決算報告
- 第四、明治四十二年特別基金決算報告
- 第五、明治四十三年度民團歲入出總決算案
- 第六、明治四十三年度民團歲入出追加豫算案
- 第七、壽街開修工費特別會計規則中改正案
- 第八、人力車及運搬車鐵軌料規則中改正案
- 第九、碼頭規則中改正案
- 第十、雜種課金規則中改正案
- 第十一、新道開修特別會計歲入出豫算案
- 第十二、新道開修工費特別會計條例
- 第十三、幼稚園寄附金の件
- 第十四、行政委員並豫備行政委員選舉
- 第十五、民團出納検査委員選舉

(1)

午後八時二十五分開會、議員の出席若くは代表せらるるもの五十九名
 安川 議長 議員定數に達したるを以て是より第二次通常民會を開會す(拍手)

小幡總領事

居留民團規則第二十四條に據り本日茲に天津居留民會議員を召集し明治四十三年度の通常民會即ち第三次民會を開くに至りしは當居留民團が年々歳々發展しつゝある現象として大に満足の意を表す當天津居留民團に於ける自治行政發展の狀態を通過するに於て好むる成績なりと信ず先づ財政に就て述べんに財政收支の甚だ確實にして各種經營事業の着々増進するは誠に喜ばしき現象と云はざるべからず今や各國租界とも其施設の度を加へつゝあれば我租界に於ても遺憾なく之れが準備を整ふるには民團財政の充實に俟たざるべからざるや論なし幸に我居留民團は舊國各地の居留民團に比し頗る確實なる發展を示し且つ民團の財政は餘裕綽々たるを認めらるるものあるを以て將來益々事業の發達を圖ると共に鞏固なる財源を索むるに力められん事を望む次に土木に於ては昨秋大租公園竣成を告げ不完全ながらも先づ以て在留民の娯樂並に運動の用に供せらるる設備を見るに至りしは大に満足する所なり又壽街開修道路の件に就ては數年來の問題となり居りしを舊國官憲が我民團及租界の成功を助成する精神を以て當方の要求を快く承諾したる結果是れ亦昨秋開通を見るを得交通上の要路ならしむるに至れる等行政委員諸君が其事務を完成するに盡されたるを推するに足る尙ほ此外昨年は白河護岸工事の困難な問題に逢着せしも財政の餘裕を以て速かに之を埋築し滞りなく工事を完成せられ街路

(2)

(3)

の修繕並に撤水等は亦間然する所なく行はれたるを見る、次に衛生状態を見るに前年猖獗を極めたる各種傳染病も昨年は甚だしき流行を見るに至らざりし是れ蓋し諸君が平生衛生状態に注意し其目的を貫徹し得たる結果にして大に賀すべき事と信ず

斯くの如く民團の經營事務狀態が日に月に進歩し漸次堅實に整備せらるるは監督官として非常に満足する所にして尙ほ將來も益々發展の歩を進めん事を切望す次に行政委員の選舉に就て一言せん行政委員は付て交迭の頗る頻繁なりしことありしも今や甚だ堅固なる組織の整ひしは非常に満足すべき事柄なり、元來行政委員の辭任に就ては各地の居留地共少なからざる原因を感し居れるに反し當民團に於ては昨年以來甚だしき變動なく至極好結果を收り得たり、民團に於ける行政委員は行政上の首腦にして交迭の屢々なるは實に喜ばしからず本年の選舉に於て就任せる、各行政委員諸君は前行政委員同様充分に其職責を盡くされん事を望す又這次の民會には種々なる規則改正案其他建議案等の提出あり此等の諸案に對しては民團の現狀に徴し充分審議の上民團全般の希冀に副はん事を望む茲に一言を述べて開會の辭とす(拍手)

安川 議長 是より本日の議事日程に入らん

日程第一、民會議長選舉

鈴木藤藏君 民會議長は投票を省き安川君に重任を乞ふ

安川 議長 民會議長選舉は規定の通り是非投票を行はざるべからず

(4)

豊岡保平君 鈴木君の提案に賛成す諸君は如何(賛成々々)

安川 議長 幾度繰返すも全様にて必ず投票に據るべし

鈴木藤藏君 議員一同の賛成なれば別に選舉を行ふの要なし安川議長の重任にて可なり

安川 議長 民團法施行規則に關する領事館令に依り其た御手数ながら投票されたし尙ほ例の通り投票には議員中同姓なきものは姓のみにて可なるも同姓あるものは必ず其姓名共に記入されし

安川 議長 選舉に先立ち選舉立會人の指名を請ふ

小幡總領事 只今議長より選舉立會人指名の請求ありしに依り前回の例に照らし鈴木敬親君、西村博君を立會人とす

木敬親君、西村博君を立會人とす

(鈴木敬親君、西村博君立會)

開 票

安川 議長 投票者の名刺數と投票數と一致せるを以て之れより開票の結果を報告すべし

投票總數 四十九

内 四十五票 安川雄之助君 二票 鈴木敬親君

一票 高柳松一郎君 一票 菊池季吉君

(5)

安川 議長 前議の結果本議長再び當選の名譽を荷ふ事となり(拍手)前年議長に就任以來善後整理の不調法ありしは深く諸君に謝する所にして本年は諸君の御援助に依り幸に過ら無く通過するを得ば本議長之光榮之に過ぎず(拍手)

日程第二、善後開修工費特別會計決算

安川 議長 質問なきや

天野健藏君 土地買収費の内支那人より買収せし六百四十三坪五三は買價銀一萬弗にして日本人より買収せし六十五坪四七は銀九百八十二弗五圓となり居れるが今之を一坪に割當つるに支那人の方は一坪に付十五弗五三となり日本人の方は一坪十五弗となり即ち日本人より買入れし方五十三圓餘安價なり是は如何なる理由に依り斯かる差異を生ぜしや

福山 委員 其は各地主に交渉の結果なり

天野健藏君 若し交渉の結果とすれば差支へなきや

鈴木行政委員會議長 差支なし

豊岡保平君 當決算報告の差引殘高を見るに銀三百五十八弗八十一圓と記入しあるにも拘はらず明治四十二年十二月末の決算尻には善後開修工費差引殘高として銀三百八十二弗九十一圓とあり即ち銀二十四弗十圓の差あり其理由如何

森本 委員 當報告と四十二年の決算尻に於て銀二十四弗十圓の相違あるは開修工費決算後其殘高に對する預金利息が算入されたる結果なり

安川 議長 其他本案に就き質問なきや(なし)

(6)

安川 議長 本決算報告承認の諸君は起立(滿場起立)

安川 議長 滿場一致を以て本報告は承認せらる

日程第三、明治四十一年度民團團費入出總決算報告

安川 議長 本案に質問なきや

豊岡保平君 當決算報告第六款の電車公司配當金は一片の限會に依り同公司配當金の額を承認されしが又他に別方法を採られしや

安川 議長 電車公司配當金分配は同公司より營業報告を爲し當方より必要に應じて同公司の帳簿を檢閲するを得る契約ありて其當時は租界局員出張の上同公司の帳簿を檢の正當なるを認めたるものなり

豊岡保平君 廣出經常部第一款第十一項の雜費中一ヶ月十二弗の車代は其際豫算に計上せざりしや

安川 議長 其當時豫算に抱へ車一ヶ月十二弗宛一ヶ月分計上洩れとなり居たるを其後發見せしなり

豊岡保平君 此十二弗は局に在るもの外に理事の抱へ車夫給なりや

安川 議長 理事の車代にて局には別に車を置かず

豊岡保平君 第六款第三項の消耗品費中竹等採取は器具費として支出せられたるや

安川 議長 器具費中に含まれたるを消耗品費に組替へたるなり

西本茂吉君 先刻豊岡君より質問せし廣入經常部第六款第一項の電車公司の利益配當金より人力車鐵札料不足額の多かりし爲め契約上本配當の収入なしと云ふことに

(7)

安川 議長 日本租界の人力車鐵札料には一定の標準ありて一年間の人力車鐵札料が其標準より少き場合には電車公司は其不足額を補償するの義務あり然れども此不足の補償額が其年内の利益配當金より多かりしときは配當金を支拂はず假令は人力車鐵札料の標準額が二萬五千弗ありと假令は實際の鐵札料收入が二萬弗なりしときは會社は差引不足額の五千弗を租界に支拂はざるべからず此際にして利益配當が六千弗あれば右の五千弗の外に更に六千弗より五千弗を引去りたる殘額の一萬弗(合計六千弗)を支拂ふべきも利益配當金が五千弗(即ち不足額)より少なきときは會社は利益配當金を支拂はざるものなり

豊岡保平君 臨時部第四款の水道敷設は嘗て民會に於て小學校前迄の費用を決議したるものなるに發電所前にて中止せるは他に理由ありや

安川 議長 其當時同所より以上敷設の必要を認めざりしに依り變更せり

豊岡保平君 民會に於て可決したるものを必要を認めずして隨意に行政委員會に於て中止するも差支へなきや

安川 議長 本議長は其當時行政委員會の一人にて議長の記憶せる所に依れば小學校のみの爲に千六百餘弗を拂つて水道を敷設するの必要を認めず他に幾多の緊急事業あれば其財力を他に注ぐ方利益なりとの理由にて發電所迄に止つたるものなり

安川 議長 他に質問なければ原案承認の諸君は起立(一同起立)

安川 議長 全會一致にて承認せらる

(8)

安川 議長 日程第四

日程第四、明治四十二年特別基金決算報告

西本茂吉君 慈善基金中に鈴木爲藏より寄附とあるは鈴木久米造の間違ならずや

安川 議長 間違にあらず確かに鈴木爲藏なり

安川 議長 他に質問なければ本案承認の諸君は起立(滿場起立)

安川 議長 滿場一致を以て本案承認せらる

安川 議長 議事日程を變更し豫算案を後廻はしとし其前に議案即ち第七、第八、第九、第十を繰上げ討論し尙時間あらば豫算を議せんと欲す議事日程變更に異議なきや(異議なし)

安川 議長 然らば議事日程を變更す

日程第五、善後開修工費特別會計規則中改正案

善後開修工費特別會計規則中第四條を左の通り改正す

第四條 工費の徴收は明治四十三年度より起り同五十二年間に至る迄拾ヶ年間に毎年度工費の拾分の一とす

大田 委員 本案は説明書の通り詰まり十ヶ年間に開修工費を地方地主より徴收する事とし前同決議の全額を負担とし十ヶ年間に必ず徴收せんとするものなり

豊岡保平君 前回の決議の通り五ヶ年に徴收するが不得策とは如何なる理由なりや

西村 委員 善後の開修問題は數年間居留官民の非常に熱心に唱へたる處にして這期に於て通過を見るに至りしは租界の爲の慶すべき事なり而して其開修工費の徴收

(9)

方法を行政委員会に委任されしを以て行政委員会は實地に就き詳細の状況を取調べし所地方地主に在りても開修と同時に要する金員多ありて全工費を五ヶ年間に其開通區域内より徴収することは到底負担に耐へ難きを以て其負担を緩めんが爲め前回決議の期限五ヶ年を延ばして十ヶ年とするを施設上方策の得たるものなりと信ず尙は開修後に於ける現在の状態は御覽の通り未だ家屋の改築せるものなく何等地主の益する所なし斯かる時代より起りて五ヶ年の短日月に多大の工費を負担せしむるも徴収六ヶ敷又工費の額に於ても其全額を地方地主より徴収することは種々異説ありて審議の結果行政委員会に於ては其半額を民團より支出する事に内意を定め太田土木委員より緊急動議として本件を提出する等なり

豊岡保平君 此工費を十ヶ年に徴収するにせよ毎年千三百餘弗なる其内支那人の負担者幾人なりや本員は考にては左まで多額の負担に非ずと思考す負担の割合は如何なる方法を採らるゝか

安川 議長 十ヶ年間に徴収するにせよ前回は一坪に付一ヶ年十六仙、背面八仙の割合となり之を改正せざるものとせば其倍額即ち前面三十二仙、背面十六仙にして餘り多額の工費を負担せしむる時は地方の發達を妨ぐる虞あり且つ強いて工費を徴収せんとせば或は種々なる面倒を惹起し結局租界の不利極とならんも計られざるにつき徴収上最も望みある方法を採るに如くはなし

豊岡保平君 此収入は本年度豫算に影響ありや

安川 議長 影響なし

(10)

藤田語郎君 明治四十三年度より起り同五十四年度に至る十ヶ年間の五十四年度迄ならば拾壹ヶ年ならずや

安川 議長 五十四年度は印刷の間違にて五十二年度なり

鈴木行政委員會議長 本員は行政委員會議長として一言せん本案は當初より開修の多かりし案件にて行政委員会に委任されてより實地見分の結果背面の部分は壽街開修の結果却つて不利益を蒙る感なきにあらず依て原案提出後種々研究の結果道路に添はる地方とても餘り利益を蒙らず仮令徴収期を十ヶ年に延ばすとも尙は負担に困難なるを認めたるを以て十ヶ年に其半額を徴収せんと決したるものなり尤も此修正は印刷の瑕なりしに依り今夕原案に對して修正を願ひ五年を十年と改め且つ其一半を民團より支出する事に修正可決せられんことを望む

高柳松一郎君 原案に賛成者多数あれば其儘にて可ならずや

菊池 委員 壽街開修工費特許會計規則五ヶ條中一ヶ條のみを改正したりとて其全額を徴収せずして一半を地方地主より徴収し一半を民團より支出せんとする行政委員會議の提案に賛成者多数あるとすれば他の條項を改正するの必要あり故に本員は一度原案を撤回し更に行政委員会に於て改正案を提出する方可なりと信ず

安川 議長 菊池君の撤回説に賛成者は起立(大多數起立)

安川 議長 大多數の賛成に依り本案は一時撤回の上更に議場に上げすこととすべし

安川 議長 日程第六

(11)

日程第六、人力車及運搬車鑑札規則中改正案
 十三日四月一日より之を實施す

第二條 自用人力車の鑑札料は一輛に付一ヶ年甲種洋銀九弗、乙種洋銀三弗とす
 但し一ヶ年未滿のものは月割として其當月分より十二月迄の分を納入すべし

第七條 本規則に規定せる諸車にして無鑑札なるものを發見したるときは其前月分よりの鑑札料を納入せしむ

安川 議長 本案第一讀會を開く

西本茂吉君 第三條の但し一ヶ年未滿のものは月割として其當月分より十二月迄の分を納入すべしとあるを三月即ち會計年度末迄と改むること罷はざるにや

安川 議長 修正意見は第二讀會に願ひたし

西本茂吉君 第一讀會異議なし(異議なし)

安川 議長 異議なければ直に本案の第二讀會を開かん(異議なし)

西本茂吉君 第三條の一ヶ年は曆年度に據れるや又會計年度に據れるや

安川 議長 他租界は皆曆年度を用ひ居れる關係もあり我租界も曆年度とせり

安川 議長 第三條に就き質問なきや(なし)

安川 議長 原案第三條につき採決すべし(異議なし)

(12)

安川 議長 然らば第三條原案可決……第七條に移る

天野健藏君 本條の無鑑札なることを發見せし時其前月分よりの鑑札料を徴収するは懲罰の意なるか又他に意味あるや

安川 議長 民團に在りては罰金を徴するは不可能なれ其精神は懲罰的なり

天野健藏君 懲罰の意なれば何が爲めに一ヶ月分とせしや一ヶ月分は餘り少額ならずや

安川 議長 事實に於て云はゞ其月に納める用意中の者もあり發見せし月のみを徴れば足れるも中には貳叁ヶ月或は無鑑札にて數ヶ月を過ごし居るものあり計られざれば取締を勵行する爲の一ヶ月分多く徴収する事としたり併し車夫の如き境遇にありては數ヶ月分の多額を納めざるを以て一ヶ月分と定めしなり

天野健藏君 若し自用人力車に鑑札無しとすれば僅かに一ヶ年三弗の一ヶ月分二十仙餘を餘分に拂へば足れり斯くの如き少額にては懲罰の性質に適はず懲罰輕ければ自用人力車の如きは發見さるゝ迄は無鑑札にて誤魔化すべし

菊池 委員 本員は自用人力車には罰則者なしと思ふ此規則は主として營業用人力車に設けられたるものにて從來自用人力車にて警察署に止められたるはなし民團は或意味に於て監督の必要上本案を提出したるものにて其徴収額が少なしとの説あれ共一ヶ月分なれば相當ならん

天野健藏君 本員は依りに營業人力車に五拾仙を課するものとすれば自用にはより以上の懲罰を加へん事を希望す

(13)

鈴木藤藏君 天野君の説に大賛成なり御水知の通り人力車を租界に挽入るゝ車夫は
大抵自己の所有車に非ず別に車賃問屋ありて其問屋が鑑札を受け之を取夫に賃貸し
するものなれば懲罰は全問屋が蒙るものなり故に今少し懲罰を重くするを要す
安川 議長 他に修正説なきや

天野健藏君 自用人力車の一ヶ月分罰金は少きにつき一月より六月に至る間に發見
せし時は三ヶ月分より十二月間に發見せし場合は六ヶ月分を徴収することに修
正したし

鈴木藤藏君 此罰金の徴収額を民間の収入とせず特別収入として巡捕に支給……
安川 議長 議題外に涉らざる様願ひたし

鈴木藤藏君 本員は前月分とあるを削除したし

沖田介次郎君 自用人力車は一時に一ヶ月分を納入するものなるも運搬車は月租
界局の告示せる日限内に納入せざるべからざる規定にて本員方にては時々其納入期
日を忘れ運搬車を警察署に止め置かるゝ事あり依て是れ亦本人の便宜上一ヶ月毎に
納入し得る様改正を望む全時に懲罰金額の修正は大賛成にて是は前月分と云ふを改
めて金額を以て規定するを可とす即ち自用人力車は紳士の所有なれば甲種四弗、乙種二
弗とし營業用は壹弗、運搬車は總べて壹弗に改正せん事を切望す

天野健藏君 脱税者たる車問屋は一軒に五拾台或は三拾台を有し各租界の鑑札は棚
に並べありて日本租界を働く車夫には日本租界の鑑札を張り付くる仕組みになり居
りて全く車夫の負担に非ざれば懲罰額を重くするも至支へなし

(14)

西本茂吉君 天野君の説に賛成す

鈴木藤藏君 一ヶ月乃至六ヶ月分としては如何

沖田介次郎君 荷車の營業用に属するものは毎月納入を改めて一ヶ年とすべし

安川 議長 沖田君の説は議題外なり

安川 議長 從來無鑑札車を發見せる際は其月分の鑑札料を徴収し居たるに過ぎざ
れば更に一ヶ月前よりの分を徴収するは其當を得たるものならん

原田俊三郎君 天野君の説に據るに無鑑札車に對して科料的に鑑札料を多く附加す
べしとの事なるが現在支那街に於ける實態は之と相違し各租界及支那街に於ける無
鑑札車に對する所置を見るに其月は勿論徴収し其他前一ヶ月分を科料として徴収せ
り鑑札の貸借は免れざる弊なるも近來取締りの嚴重なるより漸次其數を減じつゝあ
り且つ我租界に在りて多くの科料を徴収する時は車夫の反感を招き他租界を通過し
我租界内を通過せざるに至らんやも知れず若し此の如くなれば却つて租界に悪影響
を及ぼすに等しければ本員は原案に賛成す、現在無鑑札人力車に對する所置即ち一
ヶ月の科料を徴収することは支那街は前述の如く其他填太利、伊太利、露西亞之に我
租界を加ふれば九ヶ國中五ヶ國まで同一にして天津に於ける輿論と云ふも可なり序
ながら異例を設くるの不可なる一例を舉げんに佛租界が常に人力車夫と多くの面倒
を起すは他租界並に支那街は道路の左側を通行する例なるに獨り佛租界のみ右側通
行とせるを以て多くの車夫は其例を辨へずして左側を進行し爲めに巡捕に叱咤さる
ゝ等の感情より生ぜるものにて些細の事にても餘り異例なるは腦力の單純なる車夫

(15)

は識別に苦しみ却つて太く感傷を害する事あり況に角人力車鑑札料は租界收入の至
要なる地位を占め居れるものなれば其邊をも鑑み一には又彼等の如き賤民を罰す
ることの非文明的なるを考へ比較的當を得たる前一ヶ月分即ち原案の可決せん事を
希望す

安川 議長 其他本條に就き意見なきや……別に意見なきを以て採決せん天野
君の修正説に賛成者は起立(起立者五名)

安川 議長 賛成者少數に付修正説は否決異議なければ原案可決と認む(異議なし)

安川 議長 是より本案の第三讀會を開く

豊岡保平君 原案第三條の十二月迄の分とあるを年度内に改めては如何即ち十二月
迄と云ふより其會計年度内と云ふ方が可ならずや

西本茂吉君 本員も大いに疑問あり元來日本租界の會計年度は三月を以て終りさせ
るに本案のみ十二月とせるは不便宜ならざるべし依つて會計年度末迄の意味ある
文字を加へては如何

安川 議長 其意見は第二讀會に出さししを遺憾とす

富成一二君 馬車税は無きや

安川 議長 是は議題外なれ共御注意迄に述べん、馬車税は英國租界が彼の競馬場
に通ずる「レースコースロード」修築費として毎月二弗を徴収するの外各租界及支
那街にもなし

(16)

安川 議長 他に質問者無きに依り原案の可否を決せん、原案賛成の諸君は起立(大
多數起立)

安川 議長 大多數を以て原案可決確定す

安川 議長 日程第七

日程第七、碼頭規則中改正案

碼頭規則中第六條の「左の一ヶ條を加へ第七條以下順次繰下ぐ」
第七條 筏を以て材木を陸揚するものは壹圓に付洋銀五仙を徴収す

安川 議長 本案は極めて簡單なれば讀會を省略し直ちに可否を決せんことを異議な
きや(異議なし)

安川 議長 滿場異議なきに依り讀會を省略す別に議論なければ直に採決せん……

……本案賛成の諸君は起立(滿場起立)

安川 議長 本案は滿場一致を以て可決確定す

安川 議長 日程第八

日程第八、雜種課金規則中改正案

雜種課金規則第二條中旅館、料理店及常設興行の等級並に其課金月額を左の通
り改正し明治四十三年四月一日より之を施行す

旅 館

一 等 銀 拾 弗

二 等 銀 七 弗

(17)

三	等	銀	五	弗
四	等	銀	三	弗
一	等	銀	貳	拾
二	等	銀	拾	五
三	等	銀	七	弗
四	等	銀	五	弗
五	等	銀	參	弗
六	等	銀	貳	拾
七	等	銀	拾	五
常設	興行	銀	六	拾
一	等	銀	五	拾
二	等	銀	四	拾
三	等	銀	參	拾
四	等	銀	貳	拾
五	等	銀	貳	拾
六	等	銀	貳	拾
七	等	銀	貳	拾

菊池 委員 然らば議會を省略す、別に議論なきを以て直ちに採決せん原案賛成の
諸君は起立(一同起立)
安川 議長 本案も全會一致を以て可決確定す
安川 議長 次の新道開修特別會計案及新道開修工費特別會計條例案は
都合に依り後編はしとしは程を變更して幼稚園寄附の件を議題とせん異議なきや(異
議なし)

(18)

安川 議長 然らば議會を省略す、別に議論なきを以て直ちに採決せん原案賛成の
諸君は起立(一同起立)
安川 議長 本案も全會一致を以て可決確定す
安川 議長 次の新道開修特別會計案及新道開修工費特別會計條例案は
都合に依り後編はしとしは程を變更して幼稚園寄附の件を議題とせん異議なきや(異
議なし)

安川 議長 然らば日程を變更す、日程第九
日程第九、幼稚園寄附金の件
菊池 委員 幼稚園は諸君の承知の通り私立として昨年創設され其當時より租界
志者の寄附金並に物品の寄附を得て今日に臻れるものなるが此種の寄附金は全く一
時的にて關係有志諸君は祇身的に幼稚園の事業に盡力しつゝあり而して本年四月よ
り第二期の經營に入るべき豫定なれば當然の結果として經費の膨脹を免れず現在の
状態を以てするに經費甚だ困難なりとの事情を訴へ當事者より行政委員會に問つて
此際相當の寄附を請願し來りたるを以て行政委員會に於て相當研究せしに幼稚園に
就ては學說上種々の意見もあり且つ實際に於ても甲是、乙非衆口一致せずと雖も
海外に在りて勢力の發展に因つて奮闘するものは深く家庭の教育に従事すること能
はず若し彼等をして予家庭教育に意を用ひしむれば勢力の發展上に力を殺かるゝ
の虞れあり故に幼稚園を設けて小兒の遊戯場に充つれば一方に於て父兄は奮闘を逸
ふることを得ると同時に一方兒童にありても全に遊戯場にも善員の感化を受ける

(19)

の利益ありて大體に於て我界に設置の必要あるを認めり而して其維持方法に就
きても未だに補助を賜へれば甚だ都合なるも民團の財政に餘裕なきを以て一時
相當の寄附金を爲す事とし今夕議場に提出するに委りし次第なり諸君に於かれても
此意を諒せられ満場一致を以て御賛成あらん事を希慕す
藤田 議員 寄附金は取へて不可なきも財源ありや
菊池 委員 未だ決算を了せざるも今日迄の成績に依り四十二年の剰餘金中より
支出するを得べし
小幡 議員 創設の當初寄附金の應募者を新聞紙上に見しに其額大なるものありし
にも拘はらず今日經營の困難を告ぐる状態にありながら何か五百弗の寄附のみにて
繼續するを得るや又經營の方法如何を問はず民團は只單に金員を寄附するに止まる
か
菊池 委員 夫に就ては別に打合せなきも五百弗與ふれば前の剰餘金を合せ壹ヶ年間
は感得するを得べし
小幡 議員 一ヶ年間は從來の剰餘金及民團より與ふる寄附金にて支ふことを得る
も其翌年は又々困難に陥るべし而して次年度は民團にて之れを引受くるや否や未定
なれば今日に於て其方針を定め置くこと可ならずや
藤田 議員 寄附の前提を作れば此種のもの又々續出し知んご其煩に耐へざるに至
らんことを恐る依て租界將來の爲めに本案を廢案しては如何
安川 議長 此種の公共事業に對し民團より補助并に寄付を爲すことは法律と許す

(20)

所なれば民會多數議員の賛成あれば未定なし
豊岡 議員 五百弗を寄附する事と決定するも之を四十二年の剰餘金より支出せ
ず暫らく後編はしとして如何に所に依れば本年度支出預算中五千弗は都合も他
に流用し得べきものありと云ふ故に豫算の決定を待つて本年度より支出しては如何
菊池 委員 委員會も本案に就ては程々考ふる所あり或は準備基金より支出せんと
の說もあらし今日迄の成績に依れば地に應寄付金を支出し得べき剰餘金ありと信
するを以て剰餘金中よりとしたり
豊岡 議員 明治四十三年度豫算に入るを待たれば基金の内より出すべし四十二
年度剰餘金中より出すと云ふも其は未定なれば今此所にて豫定するは不都合なり
菊池 委員 四十三年度豫算案編成の後本案の出題に接したるを以て前年度の剰餘
中より支出としたり
安川 議長 未知數と云はば未知數に相違なきも現在多額の剰餘金あるは確かなり
と聞けり
藤田 議員 五百弗と云ふは何か豫算の所ありや
安川 議長 菊池君の説明の通り當局と交渉の結果なり
西本 議員 四十二年の剰餘金は凡そ幾何ありや
安川 議長 約八九十弗なりとの事なり
西本 議員 然らば大體成なり
鈴木 議員 此際五百弗を支出せば實際十分に經營せらるゝものなりや或は翌日忽

沖田分三君 本日は初選の當局者なれば一言すべし先刻より種々御意見のありし如く五百弗の寄附金を方とせば心細きも今日迄の寄附金額より創設費及び諸雑費を差引けば尙約五百弗の殘金あるを以て之れに今西の五百弗を合すれば約千圓に滿ち一年以上経過を持続し得べし勿論最初多額の寄附金ありしも此の如き數額は未續せず私立の經營困難なれば民團より經費の支出を求めては如何と或る行政委員よりの注意もありて遂に議案を提出せし事あるも若し之れを全市民團の負担とする時は清國人との關係もあれば日本人のみの關係として都合よく結局行政委員諸君より此際一時に五百弗位を寄附せば立ち行くかと或ての照會ありしを以て五百弗あれば本年申請するを得べきも今後同種ある有志者より惠分の寄附ありとするも今後は有数の保證を雇入れざるべからざるに依り過日の豫算額通り是非民團の補助を仰がざるを得ず従つて一時の補助に非ずして永久の補助を受けたしと求めたれども民團財政の都合上一時五百弗の寄附金を受くるに至りし次第にて假令本日寄附を受けて明日閉るゝ其寄附金を着服せん杯とは思ひもよらず此邊の御心配更に御無用なり

高柳松一郎君 補助の要不要は初めの成算如何にあり最初より何の成算なくして只寄附金にのみ依るものせば本年は五百弗にて足るとするも來年は千弗其翌年は二千弗を要するや計られず此等の寄附金を民團より支出するは惡例を作るものなるが故に本日は原案に反對す

(22)

(21)

小幡勇治君 反對論者は幼稚園に着目する所相違せり租界の兒童は殆んど之に入り夫等の父兄は一方は經濟に一方は教育に兩重を迫ひつゝあるの現況なれば民團は社會状態を察して民團財政を計す限り以上の補助を與へて可なり

安川 議長 他に意見なきを以て採決せん、原案に不賛成の諸君は起立(起立者六名)
安川 議長 少數……原案可決と認めて異議なきや(異議なし) 然らば本案可決す
安川 議長 本日は之れにて閉會す
時に午後十一時二十分

第二一回

議事日程

三月二十三日

會場 日本俱樂部

- 第一、新道開修工費特別會計條例
- 第二、壽街開修工費特別會計規則中改正案
- 第三、新道開修特別會計收入出豫算案
- 第四、官地借入委任の件
- 第五、明治四十三年度居留民團出入出總豫算案
- 第六、明治四十三年度居留民團出入出總豫算追加案

午後八時十分開會、議員の出席定數に滿ちたるを以て之れより開會す

安川 議長 議員の出席定數に滿ちたるを以て之れより開會す
鈴木行政委員會議長 日程に入るに先立ち諸君に御詫び申す事あり夫は昨年中の事務報告書中會計検査の締密にして些の誤りなかりし事が洩れ居たり右は行政委員會議長として本員の大なる粗疎なりしことを滿場の諸君就中民團出納検査を担当されたる諸君に深く御詫びする次第なり(拍手)

安川 議長 日程第一

日程第一、新道開修工費特別會計條例

第一條 新道(旭街南市街角より壽街に通ずる延長八十間、幅五間)開修工事は特別會計とし明治四十三年度より起工す

第二條 開修工費は其一半を民團より支出し一半を地方地主の負担とす

第三條 地方地主の負担額は一時民團準備基金より繰替支出し漸次地方地主より徴収し準備基金へ回収す

但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少又は免除することを得

第四條 前條の工費負担區域及其標準は行政委員會之れを定む

第五條 工費の徴収は明治四十四年度より起り同五十三年度に至る十ヶ年間毎

年全負担額の十分の一とす

第六條 工費の徴収期は行政委員會之れを定む

(24)

(23)

鈴木行政委員會議長 日程第一の新道開修工費特別會計條例を行政委員會より提出せし理由を簡單に説明せば壽街の開修竣成せしに依り更ら旭街南市街角より壽街に通ずる新道を開き折角開通せる壽街をして其効果を充分ならしめん爲前年度の剩餘金を以て起工せん計劃なり、本案は先に設定せし壽街開修工費特別會計規則よりも幾分事情を斟酌して編成したるものにて本案第二條開修工費の負担の如き壽街のは開修道路に沿たる地主より其全額を徴収する事になり居れるも此徴収は頗る困難にして到底回収の目的立たざるに鑑へて今回は工費の半額は民團より支出し一半は一時民團準備基金より立て替へ置き十ヶ年間に取立立て、準備基金に回収することとしたれば至つて公平なるものと信す宜敷御賛成あらんことを望む

安川 議長 本案に對し質問なきや
西本茂吉君 工費の一半を民團より支出し一半を地方地主より徴収するにせば昨日一時承はりし通り壽街開修工費も全一の方針に出でらるゝものならんが民間の説に據れば壽街開修工費の一半を徴収するにも餘程六ヶ敷由なり本案逆も果して地方地主が其一半の負担に堪得るや否や、疑あり若し堪へ得ずとせば如何なる方法を採らるゝや
鈴木行政委員會議長 西本君の質問に答へん十ヶ年に亘り居る事とて前途如何に變化を來すやは全く不明なるも一半ならば十ヶ年に徴収し得る見込みなり元より未來は不明なれば茲に斷言するを得ざるも仮令全部徴収し得ることとなるも此道路の開修を中止すべきにあらざるに依り幾分にも徴収し得らるゝは徴収せん精神にて此

提案を爲せしものなり

豊岡保平君 緊急動議を提出すとは本案を後廻しとせし昨日修正の爲の撤回せられたる審判開修工費特別會計規則中改正案を議したし如何とすれば此新道開修工費特別會計規則は先きの審判開修工費特別會計規則中改正案と其精神を同ふせるものなればなり前者先づ決せば後者自ら決定すべし

安川 議長 豊岡君より議事日程變更の緊急動議あり此動議に賛成の諸君は起立(起立多数)

安川 議長 多数と認め議事日程を變更し審判開修工費特別會計規則中改正案を議せん

日程第二、審判開修工費特別會計規則中改正案

審判開修工費特別會計規則中第二條及第四條を左の通り改正す

第二條 開修工費は其一半を民間より支出し一半を地方地主の負担とす

地方地主の負担額は一時民間準備基金より繰替支出し漸次地方地主より徴収し準備基金へ回収す

但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少又は免除することを得

第四條 工費の徴収は明治四十三年度より起り同五十二年度に至る十ヶ年間に毎年地方負担額の十分の一とす

安川 議長 本案は議會と省略し且つ本案全部を問題とせん異議なきや(異議なし)

(25)

(26)

安川 議長 然らば議會を省略して全部を問題とす

西本茂吉君 工費の一半を地方地主の負担とし十ヶ年間に徴収することは暫くして實行を期する見込みあり或る例は將來にも必ず起るべき事と思はるゝに付當局より充分なる説明を俟つて後本案を議決したし何は一半を地方地主より徴収し得れば是に起すの策無けれ共若し十ヶ年間に亘り徴収出来るものとせば或は他に適當なる方法の無きにしも非ざるべし

鈴木行政委員會議長 其質問に對する答辯は先に答へしとや意味にて事將來に屬し只今議場に於て工費の一半を十ヶ年間に徴収すること決議するも沿道地主は必ず支拂得るや否や民間に於て確實に徴収し得るや否やは一個の問題なり殊に市面は不景氣なれば全街の前途に對しても未だ充分なる豫想を廻らすを得ず従つて此徴収も或は不可能となるやも圖られず然れ共可成的徴収に勉め尙且つ一半の全額を徴収し得ず中途にして今日の豫算を狂はすが如き形勢に至らば更に諸君と共に適當なる回收方法を講ずるも亦可なりと考へ本案を提出するに至りしなり

鈴木藤藏君 鈴木行政委員會議長の説明中に市面不景氣に陥らば或は徴収不可能と云へるは如何なる点を以て斯く懸念せらるゝや

鈴木行政委員會議長 新道路を開けば忽ち家屋の建築を見又交通も頻繁となりて其地方繁榮に赴き開修道路の恩澤が即時に地方地主に及ぶなれば工費を徴収するに最と最きものなれ共實際は中々理屈通りに行く者にあらず現に審判の如きは道路は開

(26)

通せるも家屋を建築する者無き可憐にて工費回収の目的を達するに困難を感じつゝあり

鈴木藤藏君 本件は昨午市民會に於て極めて僅少の差を以て可決したる程の難問題なり而も現在行政委員會が左まで工費の徴収を困難と認めらるゝに就ては今日に至り此新道を開修せねば宜かりしにこの懸念あるにあらずや

鈴木行政委員會議長 否、開修せしを可なりと信す

鈴木藤藏君 然れども斯く迄利益の擧らざる道路の開修に財力を投するよりも他に有益にして緊急を要する事業あるにあらずや目下の状態にては民間は後悔せるならん

鈴木行政委員會議長 決して後悔せず仮令即時に其効果を見得ず其租界經營の順序上該道路を開修せしは租界の前途に於て不利に非ず行政委員會は斷じて後悔するが如きことなし

鈴木藤藏君 工費の徴収は始め五ヶ年間に地方地主より徴収の豫算なりしが開修後の今日にては十ヶ年に其半額を徴収するも尙ほ六ヶ敷と云ふが如き消極的の考へを起すとは他の租界に對しても亦各地の居留地に對しても面目なし何とかが當局に於て充分調査を遂げ場合に依りては寧ろ壓力を施へても全部の回収を圖りて我租界の面目を保つては如何

豊岡保平君 昨日原案の提出されし時質問せし回収額に就て表通りは一坪十六仙裏通りは一坪八仙の割合との事なりしが其表と裏とは如何なる点より區別されしや

安川 議長 當時の責任者に非されば今體かに記憶なければ其は圖面に依り區別せしものにて大体の方針は一方は審判と旭街又一方は審判と開口大街とを兩端として中央より二分し其審判に當る部分を表通りとし他方面の部分を裏通りとせるものなる由なり

豊岡保平君 中央より審判に面せる部分を一坪十六仙とせば百坪十六仙となる苟も地主たる以上は百坪に付僅か年十六仙許りの少額を負担するに困難を感する如き者なし況んや同地方の地主は悉く富家を以て充され居るに於てをや本員は全部の回収を望むものなり然るに當局行政委員會議長の説明は其一半にても徴収六ヶ敷の事なれども其は事實を深く調べざるの結果に外ならず來該道路開修に使用せし財源は彼の電車を敷設するに當り敷地料として區團に收入せし銀三萬圓の内を用ひたるものにて特に紀念すべきものなり故に本員は是非回収を行ひ電車敷設費たる紀念の意味を長く留めん事を希望す尙ほ本員は他く迄も回収を主張する者なるが本員は寧ろ期限の十年は十五年に延期する共全額を回収するを至當と認め百坪を有する地主に對し年十六仙の率に非ざれば其償りに一歩を譲り徴収六ヶ敷とすれば須らく期限を延長するとも其全額を地主より徴収すべし

西本茂吉君 本員は先きに質問せし通り事實上工費の一半を地主の負担に歸するにさざり不審を懐く者にて況して全額徴収の如きは疑問中の疑問とせざるべからず由來道路は社會の公益を目的として設けらるゝものにして交關の頻繁なるに連れ若し地方地主が地價の騰貴等に依り餘澤を蒙るに至れば無論開修費の負担を中付くるも

(27)

(28)

(28)

(29)

差支へなければ内閣に於ても未だ所を例ありしを問はず尤も沿道の地帯が利益を見し場合に道路開修工費に寄附を爲せし例あり共之を以て只一時的のものにて公課金として工費を徴収する等の事は減少なき事柄なり殊に十年十五年等の永き年月に亘りて徴収するが如きは最も不可なりとす尙ほ要路開修に於ては實地利益の有無を販調するに地價より利せし者もなく營業上より益せし者もなし其他沿道地主の利益として徴収するもの一としてあることなし本員は原案には絶対的反対を唱ふるものにあらずも寧ろ此際全額徴収せざるも可なりとの突進なる意見を有するものなり行政委員が徴収し得らるゝとて徴収し得らざる時來らば廢し得るも可なりと云へるは要するに開修道路より生ずる利益の有無に依り其方針を變更するにありて行政委員の處置は至極其當を得たるなり抑も開修工費を民間より支出せしは公益を主眼とし工費の徴収は第二に置きたる次第なれば強ち工費の全額を徴収せざるも租界の財政は何等の困難を感せず本員は原案に賛成せざるに非され共其徴収は専ら行政委員の手腕に托し充分審議の上臨機應變の所置に出でられん事を希望するものなり

沖田介次郎君 最初五ヶ年が十年となり又半減となり後には特別會計に依り支出せし工費を地主が全然徴収する能はずと云ふ殆んど方針の定まれるものを悲む元來貧困者にして土地を有する等なければ僅か許りの工費を土地所有者より徴収するに何等懸念するの要なきのみならず一度民會に於て決議せるを又々變更するは誠に薄弱なる意志の表現と云はざるべからず總支額壹萬三千五百九十九弗を今日に至つて半額即ち六千五百二十九弗に減するは殆んど頭腦の明晰を欠くの感あり寧ろ半額を徴収するより漸次徴収を全廢すべし回収の目的を達し得るならば或は有すべきも若し滞納者の積々現はれ督促令状を發するに至りては徴収せられざるに及び始めて之れを廢止するが如きは外見上餘り名譽の事に非ず我租界には尙ほ新たに佛租界に接して築造せざるべからざる道路數多あり是等も矢張り前例に依り沿道地主より開修工費を徴収せざるべからずとすれば實際の状態に於て不公平極まる所置となるべし依つて此際開修費を全廢すると同時に地租を徴収し諸種の財源に充てよは如何(賛成と呼ぶ者あり)

安川 議長 然らば沖田君の説は原案の撤回を要しありや
沖田介次郎君 然り、
豊岡保平君 先刻より西本君沖田君等の痛論せらるゝ如く寧ろ工費を徴収せざるが可なるやも知れざれども兎に角本員が多年の日月を費やしても全額を徴収せんとする主意は右金員が目下に於て必要なる爲めにあらず前述の通り前途に用途を控ゆるが爲めに於て昨年の民會に於て壽街開修の利益を認め特別基金三萬弗の内より一時立替へ支出せしは開修後の發展に伴ひ何れの日にか回収し得るの目的を立てたるものなれば今日より十年乃至十五ヶ年の期間に於て徴収するは最初の目的にも適し且又實際左まで困難ならざる事と信ず本員が最後の目的とするは此工費の全額を徴収して他日官地拂下に要する經費の一部分に當らんとするにありて現在豫算の六千五百弗を残り置き外務省の都合上近き將來に官地拂下を許容せらるゝ時の用に供すべし

(30)

(31)

現在この官地拂下は無期となりたれば財源を索むるに及ばざるの如きも一朝官地拂下の聲を耳にするの驟に至らば資金の不足を感し百方術盡きて遂に團債に據らざるを得ざるに立ち至らん事を恐る故に今日に於ては當然徴収すべきものを徴収し置き官地拂下を受ける時の助と爲すを至當とす尙ほ他新道開修特別會計の分二千三百二十五弗九十仙あり之を合すれば七千八百餘弗約一萬弗となるなり依つて昨年議決せし五ヶ年を十ヶ年とし更らに延ばして十五ヶ年とする共非全額を回収し度きものなり此意味に於て本員は修正案として修正案第二條を削り第四條のみを可決せんことを主張す
安川 議長 豊岡保平君の修正説に賛成の諸君は起立(起立者少數)
安川 議長 豊岡君の修正案は賛成者少數に付否決す其他修正説なきや
藤田昭郎君 本案第二條を削り第四條の期限を更めて二十ヶ年としては如何
安川 議長 藤田君の説に賛成者なきや(賛成者なし)
鈴木藤藏君 實際其一半も地主より徴収し得べからざるか
安川 議長 實行せざれば確答するを得ず或は多くの滞納者を生ずるやも計られず着手の當時は滞納者は萬々無き豫想なりしも今日に於ては前途未だ知るべからず回収問題の起りしは之れが爲めなるべし
鈴木藤藏君 斯かる曖昧なる議案を何故提出せしや
安川 議長 是は行政委員が目下の状況に鑑み此提案を必要と認めたるが爲めのみ

(32)

鈴木藤藏君 全然一寸先きは暗夜にて前途何等の目算なき議案を何の爲めに提出せしや單に必要と認めたりと云ふは何等理由とすべきものなきなり僅か一年を経るや経ざるの今日に於て斯く遠意見の差異あるは實に見込違も甚だし尙ほ現在に於ても開通後僅か三ヶ月乃至四ヶ月の景況を見て忽ち遠く將來の方針を立つるは早計に失するに非ざる哉
中戸川忠三君 壽街の開通は漸く昨年十月に完了したる者にて此開通の爲めに直に家屋を建築せんとする者本員の知る所のみにも二三ありたれども該道路に關する全般の設計不明なる時給も結末期間なりしとの爲めに彼是建築不可能となりたる向あるは事實にして暖氣に向ふに運れ是より家屋の建築を見ることを得べし併しなから家屋の建築を見ればとて直ちに同街の繁榮を來せるものと見做すを得ざるは目下の状態に徴しても自ら明かにして云はゞ該道路は之より經營の端緒に就く時代にして其端緒の時に早くも開修工費を地主に負担せしむるが如きは少なくとも發展の妨害となるべし依つて本員は修正案として原案の第二條を削り従前の通り全額を地主の負担に徴収する事を提議すべし然る時は最初五ヶ年の据置き期間に充分市街の準備を整へ補築業に向はんとする其盤算より徴収することとなり地主に於ても相當利益を見るに至りたる時機なれば徴収に應じ易かるべし未だ些の利益なき本年度より起りて一半を徴収するよりも地主が相當利益を見る時代に全額を徴収する方徴収金額は倍合倍増するも徴収は容易なるべし

(33)

安川 議長 中戸川君の修正説に賛成者ありや(賛成)

西村 委員 審判規則に就いて多少行政委員の意見を誤解せるものがあるが如し依つて本員より一應此規則改正の理由を述べんに新たに道路を開通するは市區改正の同一なれば市區の發達に伴ふて其關係地方より費用を徴収すべしとの説あれ其租界事業として道路を開通するには工費を徴収せざるを至當と認むるに昨年度の民會は多數決に依り之を徹する事となりたるも開通後即現在の状態は豫期の如くならざるを以て茲に實勢を斟酌の上折中案を立て其一半を徴収する事としたるなり勿論該地區が非常に景氣よく地價高騰して沿道地主も相當利益を見るに至りしならば此改正案を提出せざりしも現下の市況は漸次回復の兆あり未だ沈淪の域を脱するを得ざるを以て仮へ五年を十年に延ばす其尙或は其全額を地主に負担せしめ難きを思はしむ現在我租界は必要なる家屋の建築を急ぎつゝある過渡期なるに重き負担を課するは租界の立ち場として面白からざる現象なり依つて熟考の上此程度なれば目下の状況に適せんとの精算上此改正案を提出するに至りし次第にて大体の主意は租界の繁榮を圖るを意味せるものなれば原案に賛成あらん事を希望す

安川 議長 其他に修正説無ければ是より中戸川君の修正説に就て採決せん(異議なし)

安川 議長 採決の法は氏名點呼に依る

(西村書記長點呼)

安川 議長 點呼の結果を報すべし

(34)

修正案賛成 二十九名

安川 議長 中戸川君の修正案可決確定す

安川 議長 是より元の日程第一を議題とす

日程第一、新道開修特別會計條例

太田委員 本案は諸君御承知の通り審判規則に關聯せる問題にして天仙茶園前より審判に通する新道開修工費の一半を民間より支出し一年を地方地主の負担に歸せしめんとするの提案なり

鈴木藤藏君 審判を昨年開修せしこと抑も愚案なるに今又茲に前轍を踏まんとするは如何なる理由なりや是は沿道地主の希望に依り開修するものなりや或は又行政委員一人の考へより打算せるものなりや

太田委員 沿道地主の希望に依り本案を提出せしなり

鈴木藤藏君 本案は宜しく撥棄すべし

高柳松一郎君 地主の希望に據れるものなれば無論地主は開修工費の一半位は甘んじて徴収に應ずべしと思ふ如何にや

太田委員 單に開修を希望せるのみにて條件付にあらず

清水幸三郎君 本案は昨年の審判規則同一にて無論地主の希望のみならず租界に於ても必要なれば審判規則同一の方針に出られたし

安川 議長 内容は審判に於けると同一なりと思はるれども是は審判の死活を決す

(35)

大問題と見做すべき問題にて繁榮の地を積買すべき道路を開かんとするものなれば此新道路を開修せず其審判を來すべきや否や又開修の曉は果して能く繁榮を來すや否や篤と審判の上根本的解決を與ふるを必要とす

西本茂吉君 本案に對する財源ありや

安川 議長 財源ありと聞けり

安川 議長 第一讀會異議なければ直に第二讀會を開かん(異議なし)

安川 議長 異議なきに依り直ちに第二讀會を開く

鈴木藤藏君 民間より一年を支出せざれば開修するを得ざるや

安川 議長 恐くは前に審判規則特別會計規則改正案の時の説明と同一なるべし

安川 議長 第一條に異議なきや(異議なし)

安川 議長 第二條以下を一括して問題とす

西本茂吉君 第二條以下は審判規則同一の意味なれば前に議決せし審判開修工費特別會計規則改正案と同一にて可ならん

特別會計規則改正案と同一にて可ならん

西本茂吉君 本條は西本君の説の如く審判規則同一の意味なれば本員は行政委員會議長として西本君の修正案に同意を奏す

安川 議長 西本君の修正案を朗讀すべし

(西村書記長朗讀)

第二條 開修工費は一時民間準備基金より繰替支出し漸次地方地主より徴収し準備基金を回収す

(36)

但し道路敷地を寄附したる地中に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少又は免除することを得

第三條 工費の徴収期、工費負担區域及其標準等に關しては審判開修工費特別會計規則の規定を準用す

安川 議長 這の通りにて宜きや(賛成)

富成一二君 審判貫通線定道路今一筋あり是は果して實行せらるゝや

安川 議長 經費に確實なる餘裕あるを俟つて實行せらるべし

富成一二君 行政委員會に於ても確に必要と認め居るや

安川 議長 必要と認め居るならん

鈴木藤藏君 審判と新道とは其状態を異にせり審判は開通後と雖も早達々たるの有様なれども新道は之れに反して急劇なる繁榮を來すべし故に審判案と全しく五ヶ年据へ置き十ヶ年間に徴収するは本案に適用せず斷然本年より五ヶ年間に地主より全額を徴収する事に修正せられたし

原田俊三郎君 本案は已に第一讀會を通過し第二讀會進行中なるが本員は茲に緊急動議を提出せんとす其理由は新道の開修に就ては本會の決議のみには無効なりと思ふ即ち明治卅七年制定の居留地條約第二條に依れば租界内に新道を開かんとせば日本領事は先づ清國官憲と協商を遂げ一切の賣約を終へたる後初めて實地に起工し得べきものなり彼の審判規則に就ても數年の久しきに亘り日本領事と清國當局官憲或は總督間に少なからぬ手数を經て漸く解決を見たる次第なれば本案は民間の

希望に止め先づ其希望を民團より總領事に提出し總領事及清國官憲間に協商成立の上決議するに至當と認む

安川 議長 其順序は前例もありて篤と承知の上なり實は先きに領事の交渉を経て民會に附する考へなりしも豫め居留民全般の意向を決し豫算を決せざれば單に行政委員會の決議のみにて斯かる大問題を左右するを得ざるに依り民會の決議を経る次第なり

原田俊三郎君 然らば開修期限を未定として如何、實際に於て一、二年間に起工し得るか將又何年俟ては宜しきやら全く吾里霧中なる問題を民會に於て決議するも一の空文に過ぎざらん

安川 議長 若し不幸にして速かに決定するを得ざれば致し方無けれども成るべくば四十三年度より着手するの主意なるに依り本會に於て可否を決する次第にて無論確定の上實行することなれば直ちに着手し得るものと考へず

原田俊三郎君 壽街に於ける例の如く領事より支那官憲に交渉するに當り地價に就き閣着を惹起すは必定なれば領事の交渉を経たる後決議することとして本夕は只希望に止めては如何

安川 議長 領事の交渉を繰りまして一ヶ年以上の時日を経るとも其は豫め覺悟の上なり前例に徴しても民會の職を確めたる上領事に具申する方過ちなきを認む今日之れを希望し置き若し年度半ばにして領事の交渉解決せば豫算を立てる能はず此上もなき不体裁を來さん

(38)

(37)

原田俊三郎君 本員の考ふる所にては滿場の諸君は壽街と同様土地買上費を一坪十五弗の直段として賛成されたるものならんが若し之が二倍三倍にもならんは更に熟考せらるべし現に伊集院公使が領事任中清國官憲と協商せられし協定率に據るに壽街開修の地價は二萬五千弗となるべきものを一萬弗にて買取せしは當該官憲の一方ならぬ盡力に出でしものにて餘程の好結果と謂はざるべからず然るに地勢及繁榮の度を異にせる新道も亦此割合にて買入れんとするは到底出来得べからざる相談にして斯かる空想を根據として豫算を立てるは徒らに官憲を困らしむるのみならず實行の出来ざる標準を根底として豫算は絶体的不可なりとす依つて本案は出来得べくんば明年の民會迄延期されん事を望む若し是非とも今期民會に於て決議を要するならば附則として左の一項を加へられんことを希望す

附則、本條例は行政委員會より總領事に具申し已定條約に照らし清國當該官憲に知照し其決定を俟つて實施す(賛成)

西本茂吉君 原田君の提案に敢へて不賛成と云ふに非ざるも元來民會の決議は總領事の認可を経て初めて効力を生ずるものなれば總領事に於て清國官憲と交渉し其落着後認可せらるゝならば附則の要なし

安川 議長 是より採決せん西本君の修正説は第一條は其儘にて第二條以下を二ヶ條に縮め(此時更に案文を朗讀す)原案の六ヶ條を三ヶ條に短縮するものなり(賛成)

安川 議長 西本君の修正説に賛成の諸君は起立(起立大多數)

安川 議長 大多數にて修正案可決

安川 議長 次に原田君の提案即ち附則に賛成の諸君は起立(起立大多數)

安川 議長 是亦大多數にて可決

安川 議長 是にて二讀會を終りたり直ちに第三讀會を開きては如何(賛成)

安川 議長 然らば直に第三讀會を開く本案全部異議なきや(異議なし)

安川 議長 然らば本案確定す

豊岡保平君 條約上領事と清國當該官憲と交渉を開かるゝ等の混雜れば此際を利

用し豫定中にある一筋の新道も一緒に書き加へて交渉せられん事を希望す

富成一二君 他の一筋も是非此所に入れられたし

安川 議長 是は別問題なれども當局に注意を願ひ置くこととせば可ならん

安川 議長 日程第三

日程第三、新道開修特別會計歳入出豫算案

安川 議長 第一讀會を省略し直ちに第二讀會に入る異議なきや(異議なし)

鈴木藤藏君 土地買上費一坪十五弗とは如何なる計數より割出せしか

鈴木行政委員會議長 壽街の例に依りしものなり

鈴木藤藏君 土地買上費は本案中最も主要なる地位を占むるに前きに原田君の説の如く事實は坪内弗になるやも圖られず然る時は豫算は全く豫算とならざるに非らずや

鈴木行政委員會議長 尤もの議論なり兎に角本案は特別委員五名を設けて充分調査

(40)

(39)

せられんことを望む

原田俊三郎君 清國の地價を調ぶるに多少時日を要すれば鈴木氏の説に賛成す

安川 議長 委員附託説に賛成の諸君は起立(滿場起立)

安川 議長 滿場一贊を以て委員附託に可決す

安川 議長 特別委員五名の選舉は議長の指名にて異議なきや(異議なし)

安川 議長 然らば左の五君を指名す

原田俊三郎君、菊池季吉君、山下竹三郎君、西本茂吉君、豊岡保平君、

菊池 委員 本員は行政委員の一人なれば除かれたし

安川 議長 議員の資格にて審査されたし

菊池 委員 諾

山下竹三郎君 折角の御推選に預り特別委員の名譽を得るに至りしも近來行務繁忙

にて到底責任を全ふするを得ざるにつき謹んで辭退す

安川 議長 是も公務上なれば忍んで承諾されたし

山下竹三郎君 諾

鈴木行政委員會議長 當調査は急を要するにつき期限を付して調査されん事を希望す

安川 議長 開會期は本議長より通知する事とせん次は日程第四

日程第四、官地借入委任の件

日本居留地内官地の借入並に其處分方を行政委員會に委任すること

(42) (41)

鈴木行政委員議長 本案提出の理由として先づ官地拂下に関する願末を概すべし昨年の民會に於て官地拂下問題の決議案ありしにより其執行方法に就き行政委員會は相當の調査を爲し一旦全部二十一萬坪拂下の出願を爲せし所外務省より未埋地は埋立後に於て轉賣を許すこと並に其轉賣は外國人に許さざること等の注意あり元來行政委員會に於ては先づ未埋地を賣拂ひ其代金を以て外務省へ納付金の一部と爲す等なりしに一應埋立てる後にあらざれば賣渡すことを得ざる條件付となりては民團の實力にて實行甚だ困難なるを以て遂に別の方法を立て十七萬坪の現埋立地のみの拂下を受けん計劃を立て且つ其代金支拂期も外務省にては三ヶ年とせるを五年据置七ヶ年賦とし民團は其引當として毎年五千弗宛を積立つるに決し昨年十二月二十四日總領事より詳細なる意見書を添へ外務省へ具申せるに本年二月二十六日外務省より支拂年限餘り長期に渉るを以て天津の市況回復の時機を俟つて拂下ぐべし云々の指令ありて折角の提案も水泡に歸し遺憾ながら諸君に満足を得ること能はず。始末となり依つて他日拂下の時機到來まで公園は清國政府に支拂ふ一定の地租を民團より支出して之れを借受け又他の已埋立地は廉價に借り受け之を他に相當の直段にて轉賣し民團の利益を圖らんとするの案を立てたれども其都度民團の議を経るは容易ならざるを以て其手續並に處分方を行政委員會に一任されん事を望む次第なり(賛成)

豊岡保平君 大体に於ては賛成なるも單に借入に就ての委任と云ふは餘り漠然に過ぐるの感あり勿論行政委員會と信認せざるにはあらざるも只官地借入委任の如き漢

然たるものに非らずして今少し詳細に事項を定められたし

小幡總領事 小幡總領事登壇

小幡總領事 本官は此際監督官として注意の爲の豫め一言し置かん本官は只今鈴木行政委員會議長より述べられたる官有地の内公園は清國政府に對する地租を民團より納付し他日民團に於て拂下を受け得るに至る迄借入れ置かんこと云ふ希望は之を外務省に取極むに躊躇せず此事は外務省に於ても多分認可せらるゝならんと思へらるゝに依り若し民團よ。此出願あれば之を取極む民團の希望に對し充分盡力する考へなるも公園以外の埋立地即ち第九、十、十一の三區は從來其拂下に關し外務省と交渉を開き一面行政委員會より申請せし拂下の條件を達し監督官として其實行を希望すると同時に該地區を永く放棄し置くるは經濟上至極面白からざる事態なりと認め速に民團に拂下けを爲すか然らざれば相當條件の下に希望者に貸與しては如何との上申を爲したるに外務省に於ては民團當局者と相談の上相當の條件の下に他日民團か拂下を受けるも財政上差支へなき状態に達する時機まで之れを貸與するも不可なしとの意見なりし依つて其言をして今尙は有効ならしめば無論借入らるゝに相違なきも只今鈴木行政委員會議長の説明を聞くに民團は廉き地代にて外務省より借入れ相當の利益を得て他に轉賣することの率なりしが斯く収利の目的を含有し居ては外務省が果して許可するや否や疑問なり従つて本官も其申請を達するや否や今此場に於て明言するを得ず依て本案の議決に先たち一言注意す

豊岡保平君 本案の目的處分方法に關し今少し具体的な一んことを希望す

(44) (43)

安川 議長 處分方法等は未定なれば今茲に現示するを得ざるならん

藤田語郎君 公園の敷地を民團に使用するに就いて外務省が公園地の地租を納めしむるが如きは親が子を背むるに均し態々租税を納めてまで公園を借入ざるも可ならずや

鈴木藤藏君 借入れんとするは三區及公園共全部なるか又他に借入のある丈つゞ民團に借入るゝや

安川 議長 夫は交渉の上決定すべし

清水幸三郎君 此際委任は漠然たる方可なり本員は行政委員を充分信頼し原案に賛成す

安川 議長 原案賛成者は起立(起立大多數)

安川 議長 大多數、原案可決

安川 議長 議事日程の内明治四十三年度豫算案は後編はしとし今夕提出されし請願一件建議案六件を先に議しては如何

西村 博君 豫算と何れを先にするか便宜なるやを知るの必要あれば豫め建議案の種類を知らしたし

安川 議長 請願及建議案を朗讀すべし

一、天津日本人商業會所補助金下附請願の件

一、天津尋常高等小學校教員増加建議案

一、細菌學專門醫師備員に關する建議案

一、雜種課金規則中改正案

一、雜種課金規則中改正案

一、人力車及運搬車鑑札規則中改正案

一、藝妓酌婦健康診断の件廢止建議案

安川 議長 七件の内先づ商業會所補助金下附請願の件を讀せんこと異議なきや(異議なし)

安川 議長 然らば其請願書を朗讀すべし

(西村書記朗讀)

天津日本人商業會所へ補助金下附請願の件

下附金額 一ヶ年銀七百五十弗也

下附の期限 來る明治四十三年四月より向ふ三ヶ年間

提出の理由

一、當地に商業會議所設立の必要は遠く居留地の設立せられざる當時より全居留民の感じ居りたる所なるも會員少數にして經費の重荷に堪へ難き事情より一日と遷延し漸く一昨年八月在留日本人商工業者の發起により帝國總領事館の認可を経て開設を見たるものなり然るに其當時は會議所設立の必要急にして經費の多少を論ずるの暇なく居留民負担諸課金中其比を見ざる高額の會費を賦出し現に角急速開設したるも爾來北清商海の不況は益其度を高の負担愈重きを感ずると共に會員の數亦日に減少し維持甚だ困難を極む

額て過去一ヶ年間該商業會議所の取扱事務の成績を見るに重要事項總件數八十七件の中日本内地商業會議所及其他の官衙向きより依頼されたる調査報告事項四十三件を占む是等は直接我居留工商業者の利益に關せざるものなりと雖も公共的動作として觀ざる可らざる必要事務なりと信ず

又最近清國政府の商事審判を見るに稍もすれば公平を欠く傾きあり茲を以て天津日本商業會議所は日清人間の商事懸争に關し卒先之が仲裁條規を設け清國商務總會に聯絡を保ち日清人共同の利益増進を謀らんことを企て着々其方針を進め居れり隨て從來該商業會議所は日本人に限り經營し來りたるも此際居留地内在住の清國工商業者を加へしむるの便宜を認め已に總會に於て議決し來期より實行するの運となれり

之を要するに當地に商業會議所を開設し置くの必要は今更張々の辯を要せざるのみならず一面に於て半は公共的業務の取扱をなし又一面に於ては日清貿易業者の極要機關たるしんことを企畫し居るも如何せん上述の如く少數の會員の能く其負担を忍ぶこと能はざるの理由による

右及提出候也

明治四十三年三月二十二日

提出者 菊池季吉
賛成者 上野 壽
外九名

(45)

菊池季吉君 本員は原案提出者として理由を陳述する筈なれ共請願書中におし理由にて盡くせりと思考するに依り只質問を受ける事とすべし

清水幸三郎君 本案は通過するを至當と認む

高柳松一郎君 商業會議所の現在會員は何名あり且つ又經費負担の割合及經費不足額及其不足は何に基因するやを説明されたい

菊池季吉君 現在會員は六十餘名にして會費は一年百八十弗より以下八等八弗迄八階級に分れ居れり而して目下日本人の商業會議所會費としては全國其比を見ざる高率にして各商人中には之に應ずるを肯へんせざるものもあれども却立勿々種々の施設に多額の費用を要したるを以て今日迄其高率を無理に繼續せしが今や其率を改正するの必要に迫れり或は他に寄附金を募らば一時を凌ぎ得へけんも到底繼續の見込なきに依り斯く補助金の下附を請願せし次第なり

山下竹三郎君 商業會議所は創立以來今日迄居留民に對し如何なる効果ありしや菊池季吉君 商業會議所が當居留商人に對し個々別々に直接に及ぼしたる利益は少なきが如きも天津に於ける日本の商工業に對し相當の効驗ありしは事實なりと信ず其逐一は商業會議所事業の成績を記載せし報告に就て徴せらるべし當居留地商業會議所は目前會員のみの益を圖るものにあらず日本内地の商工業に貢獻せしもの甚だ少しとせず尙ほ今日迄は斯界の機關として居留地の商工業上に盡すこと遺憾なから十分ならずしも今後租界の發達を企圖する爲め保護を得て大に活動すべし

山下竹三郎君 本員は今日迄自分が恩澤を蒙らざりしは勿論不幸にして商業會議所

(47)

の效果と目すべきものを見たることなし然れども菊池君の御説の如く多分洋山ありし事ならんが今後居留民より補助金を受くる以上は會員以外居留民全般に相當の利益を與ふることを講せらるべしとや而して其所請願商業會議所の効果なるものを記載せし報告を民間課金負担者全体に配布し其効果を一般に知らしむるの必要ありと思ふ

高柳松一郎君 商業會議所なるものが民間役所より補助金を受くる謂はれずして無し商業會議所は大商店に必要なものは元よりの事なれ共小商店には餘り必要を認めず殊に當地商業會議所の如きは經費の節減を行へば立ち行かざるに非ず前記には幼稚園の補助問題出で今又商業會議所の補助請願出づ幼稚園の如きは居留民全体に均しく密接の關係ありて其財源は別に求むる能はざれども商業會議所には歴としたる五大會社もあるに非ずや然るに補助を民間に請ふ杯とは以ての外と云ふべし日本に於ても商業會議所が市町村より補助を受くるの例あることなし故に當地の會社が現狀にて經費不足なれば宜敷く節減を行ふに如かず本案若し可否を決するに至らば必ず無記名投票に據るべし

菊池季吉君 五大會社あるが爲めに他人の厄介を受くるの必要なしと高柳君は論せらるれども會社個人の利益の爲には寧ろ商業會議所に入らざる方遙かに得策なり然れども商業會議所なるものは公共事業にして一般の利益を圖る爲めに設立されたるものにて殊に當地の如きは内地と其趣を異にするれば民間の補助を受くるも敢へて差支へなかるべし

藤田路郎君 本員は高柳君の説に大賛成にて補助派に絶体的反對なり然れども商業

(48)

會議所會員が議員の多數を占むる爲めに居留民全般の意思に悖れる本案が不幸にして通過するやも計られず故に本案は充分審議の上にて是非を決すべし

中川忠三君 商業會議所が功勞なしとの説續出されども本員は効果ありし實例を述べん昨年洋行の輸入に係る商品に就き税關が其鑑定を誤り再三之が交渉を試みたるも意思不通の爲め空しく時日を費し容易に解決を見る能はざりしに一度商業會議所を煩はし税關と交渉せし結果當方の主張通り速かに落着を見たることあり又鹽大洋行も同様勝を制したることあり素より以上は商業會議所の賜と見るべき一二の例に過ぎざるも尙ほ他に効果の多々ありしを認むるものなり故に本員は滿場一致を以て本案を可決されん事を切望す

藤田路郎君 若し本案が通過する曉には從來の會員のみならず商業上に關しては一般居留民の利益を圖り得るや

菊池季吉君 這回補助を出願せしは從來の會員が負担せる額を減ずると以て主眼とせるに非ず會費の減額は一方に於て組織を變更し支那人の會員を増加する等に依れるものにして内實會員負担額の減するは極めて僅少なり補助を請願するに至りし主意は請願書の通り之を期として組織を變更すると共に一層事業を擴張せんが爲めなり

小幡總領事登壇

小幡總領事 本官は民間が或一部の商業團體に對し補助を與ふるの可否を述ぶるものにあらずも只參考の爲めに一言せん前年我輸入並に輸出業者が關稅の高率を訴

へ展税關と交渉を開きしに言語不十分の爲の相互の意思疎通せずして頗る手数を要し税關及我商人間に齟齬を生じたりしが日本商業會議所創設後は會議所の盡力にて總べての事情を明かにすることを得殊に松村書記長は英語に熟達せるを以て能く彼我の意思を疏通し從來の遺骸を全く一掃することを得獨り我商人のみならず税關に於ても大いに其便宜を稱するに至りたり。然るに商業會議所設立以前は税關との交渉は總て領事館に於て取扱ひ出來得る限りの便宜を圖り居りしも中には少許の關稅相違より領事館を煩はすも面倒なりとし且つ當時の領事館は紫竹林にありて距離稍遠かりし不便等の爲めに自己の不利を忍んで税關と意思疏通せざるまゝ沈黙入せし商人も少なからざりし有様なり此等個々別々の損害は或は大ならざりしならんも之を合すれば其額決して小ならずと信ず此の如きは即ち本邦實業界の不利益にして十分此等の損害を免れしむる必要あり然るに近來商業會議所は能く此等の缺點を補足し我商業を扶翼すると共に一方税關に於ても亦歡迎を受くるに至りたり

鈴木敬親君 此問題は慎重に審議せざるべからず商人の必要上建設せる商業會議所に向つて民間より補助を與へて可なる哉は頗る難決に苦しむ問題なり先づ此問題を解釋するには商業會議所の性質及び商業會議所が居留民に及ぼす公益如何等を理論上並に實際上に於て研究するの必要あり抑も商業會議所は商人が各自の利益を圖る爲めに任意に組織せし機關にして民間の公費は國家の法律に従ひ自治行政の機關運轉の爲めに居留民より徴収する所の一般の租税なり斯る一般の租税を以て特殊機關に補助を與ふるは法律の精神に反せざる哉に疑あり本員は本問題研究の爲め民間に

關する諸法令を取調へたるに民間の公課金は教育衛生土木等の公共の目的に使用するを得れども特殊なる商業機關に對し補助を與へ得べき條項は諸法令中に一ヶ條もあることなし是れ或は法令の欠点なるやも知れされ其先に行現行諸法令の規定以外に出づること本員の甚だ遺憾せざる所なり但し民間法施行規則第四十九條に「居留民團は其公益上必要ある場合に於て寄附又は補助を爲すことを得」とあるを以て商業會議所が公益上果して必要なるものと認めらるゝならば商業會議所に補助するも勿論差支なし之れを要するに商業會議所に補助を與ふるの可否は本條の解釋如何に依つて岐かるゝものなれば商業會議所は公益の爲めに設立せられたるものなりと解釋するに至當とすれば滿場一致を以て本案を通過すべきも民間は公益上必要なる補助を與ふる場合仮へば病院幼稚園の補助の如きは民間に於て當然なすべきの事業なれ其種々なる事情の下に特種機關に補助を與ふることは到底不可能に商業會議所の如きは如何に補助を與へても法律の精神に反して迄も民意に於て決議するを欲せざるなり商業會議所に關係を有する諸君は自己の利害の關係上議場に於て勝敗を争はんより民間を愛するの心情を以て法文に照らし充分なる審議を遂げられんことを切望す依つて本員は遺憾ながら原案に反對する者なり

菱田逸次君 高柳君は他に例なしと心配せらるゝも天世の如き別天地にありては商業に對する特殊の便宜を與ふるを以て至當とす法文の解釋は兎も角も實地に就て仮へば個人にても商人にても貨物を買入れんとする場合に商業會議所なかりせば幾十軒も問合すの必要あり又内地商人が自家製品の販賣を海外に索めんとする場合に於

ても亦然りとす之等に就ても鈴木君の所謂「公益」に當て嵌まらざる理由なく商業會議所の盡力にて税關の關稅改下すれば物價を下落して販賣するを得一般居留民の利益となるなり即ち商人ならざるものも亦利益を受くるに至るべし尙ほ支那は研究すればする程益々六ヶ歐國猶なれば此唯一の機關を利用して充分商勢を擴張し公益に資するの必要あり商業會議所の効力を云々するは要するに未だ十分之れを利用せざるが爲めにして法文の解釋は如何ともならず故に本員は原案に賛成す

高柳一郎君 本員は非商人なるが故に本案に反對するに非ず商人ならば尙更ら反對すべし税關などに掛合ひを爲し好都合なるに依り補助金を得たしとは卑劣極まるものと云ふべく無難商業會議所は必要なるも補助を與ふるの可否は自ら問題にて一般公衆の租税より成立せる公金を商業會議所の補助に與ふる如きは内地は勿論世界何所を尋ねるも其例なし

安川 議長 參考として一言す安東縣には民間内に商工課の設けあり

西村 博君 本案に就ての疑問は鈴木君の議論と同じく一部取利の道と圖り居る團體たるものに對し租界の公衆より集めたる公金を費消するは若干不穩當に亘る恐れあり勿論本員も商業會議所は有益と認むるを以て能く限り原案に賛成し度きも筋道に於て疑問あれば遺憾ながら其意を辨す若し民間に商工課を設け之れに要する費用を支出することよれば甚だ好都合なるべきに付兎に角本案は一度撤回しては如何山下竹三郎君 法文の解釋上疑あれば暫く研究の餘地を與ふべし

富成一二君 三ヶ年間現在の儘とし其内に法文を研究すべし

鈴木敬親君 幸に小幡總領事臨席につき法例に關し監督官の御解釋を望む

安川 議長 本案通過するとも必ず監督官の認可を経べきものなるに依り其の時に於て自ら解釋せらるべし今此場に於て解釋を願ふの要なげん

安川 議長 他に議論なきや(なし)

安川 議長 他に議論なきに依り之より本案の大体に就て可否を問はせん(異議なし)

安川 議長 原案反對の諸君は起立(起立者少數)

安川 議長 本案は反對者少數に付き大体に於て異議なきものと認め是より補助金額年七百五十兩に就て討論せん

沖田介次郎君 日本居留地内に居住せる清國商人を我商業會議所に入るゝ様なれば今少し補助金額を増し必要なき清國商人の入會を拒絶しては如何

菊池季吉君 租界内の清國商人を入るゝ主旨は經費問題より出でしに非らず日清人間の便宜の爲め仮へば争議等の場合に於ても目下交渉中なる日清商事仲裁規定の如きものを利用する上に於て日清人携帶して事を爲す方得策なるが爲めなり尙清國商人の入會者は事實上少數なるべく從つて會費の助けとなる額も亦僅少なり然れ共補助金の額は提案通りにて事足れり

川畑竹馬君 天津が元來通商貿易を目的として設けられたる以上は云はゞ租界は通商界なり其通商機關を完備するものなれば今少し補助額を増加しては如何

鈴木敬親君 輿論決意の上は充分其目的を達せしめん爲め補助金を倍額にし年千五

百弗の下附を希望す

鈴木藤藏君 七百五十弗にては反対論ありしに千五百弗に増加せんとは奇怪なり其理由を聞かん

清水幸三郎君 已でに提案者が七百五十弗にて足れりと云ふ以上は千五百弗に増加する要なし他日又必要に應じて増加するも可なり此際は請願通りにて通過されし

西村 博君 本員は増額の理由を述べん凡そ消極的の活動は利益を収むる事困難なり故に商業會議所も活動を盛にし従来より多くの利益を租界に與へんとし又民間に於ても商業會議所は民間に有益なるものと認められた以上は其有益を事實ならしめん

爲めには補助額を増して十分なる活動をなさしむるの必要あり

沖田介次郎君 補助は無意味に金を與ふるに非らず故に商業會議所は此補助額の増額により活動せざるべからざる然るに補助金を受くるが爲めに會員は自己の會費を減せんとするは何等の意なるが斯くの如き頓珍漢の補助案は殆んど了解に苦しむ會員たる者此際緊要一番會費の減額を撤廢しては如何

鈴木藤藏君 幼稚園の五百弗に對し商業會議所の七百五十弗は多きに過ぐるの感あり然るに尙ほより多くを要するや

菊池幸吉君 本案提出者は決して増額を要求せず

安川 議長 補助金額は相當の考慮を費せし結果算出せし數字なるべく又當局者も増額を要求する意見なきに依り原案通りに至當ならん

安川 議長 最早他に意見なきに依り採決せん原案反對者は起立(起立二名)

(53)

安川 議長 起立少數に付原案可決と認む

安川 議長 次は期限を議題とす

山下竹三郎君 三ヶ年の期限を一年とし餘は必要に應じ延期しては如何(賛成)

菊池幸吉君 現今商業會議所の状態にては本年一ヶ年のみ七百五十弗の補助を受くるも來年度の經費に不足を告ぐるは明かなり依つて原案の三ヶ年に御賛成ありたし三ヶ年を経過せば經營立ち行く豫算あり

鈴木藤藏君 通常民會は年々歳々三月に開會せるを以て此際年限は一ヶ年とするこゝに提出者の譲歩を希望す

菊池幸吉君 來年に至り又補助を受けざれば經營立たざるに依り煩累を去る爲めに三ヶ年に決定ありたし

清水幸三郎君 目下の商況は不景氣なれば三ヶ年に可なり

安川 議長 本問題是指名点呼に依り採決せん異議なきや(異議なし)

(西村書記長點呼)

原案反對 三十四名

原案賛成 三十五名

安川 議長 本案は一點の差にて原案可決す

安川 議長 本夕は是にて閉會、明日は午後七時より開會す

時午後十一時四十分

(54)

第三回

三月二十四日 會場 日本俱樂部

議事日程

第一、天津尋常高等小學校教員増加建議案 (三浦喜傳君提出)

第二、細菌學專門醫師備員に關する建議案 (平賀精次郎君提出)

第三、雜種課金規則中改正案 (鈴木藤藏君提出)

第四、雜種課金規則中改正案 (高柳松一郎君提出)

第五、人力車及運搬車鐵札規則中改正案 (高柳松一郎君提出)

第六、藝妓酌婦健康診断の件廢止建議案 (西本茂吉君提出)

第七、明治四十三年度民間出入出總豫算案

第八、明治四十三年度民間出入出總豫算追加案

午後八時十分開會、議員の出席若くは代表せらるるもの七十八名

安川 議長 議員定數に滿ちたるを以て是より開會す

安川 議長 議事日程第一

日程第一、天津尋常高等小學校教員増加建議案

天津尋常高等小學校に教員二名を増聘する事

現在小學校に於ては複式教授法に依り生徒を教授し居るも元來複式教授法なるものは既に訓練せられたる上級生徒に在ては其弊害少きも未だ訓練を受けざる下級生に在ては其弊害甚しきものなるが故に尋常一年生より同四年生に至る迄複式を用ひず各級一名の教員を附するの必要あり依て更に二名の増員を要す之に要する經常費出豫算左の如し(略す)

(55)

提出者 三浦喜傳 贊成者 高柳松一郎 外十一名

鈴木藤藏君 本員は日程に入る前緊急動議を提出す昨夕見る所に據れば指名点呼の際委任状所有者にして棄權者ありしが今夕以後は指名点呼に當り特殊の委任状所有者の外必ず可否の敷に入るべき事を提議す

安川 議長 素より規則通りなり

三浦喜傳君 本員は天津尋常高等小學校教員二名増加建議案提出者として一言せん

とす只今朝議されたる通りの理由にて其大体の會得されたる事と信ずれども尙ほ少し附加し度き事あり其は下級の兒童に對し現下の如き複式教授法は利益なく反つて害を及ぼすべきに依り其理由を三四項目を分ち諸君の參考迄に述べんと欲す此單式複式の事柄は専門の教育家が彼其利害得失に就き目下研究中なるも現在我々兒童の父兄として學校の状況を見るに下級兒童に對する複式教授法の如何に不利なるかを察するに足るものあり勿論教師は非常に熱心なるも如何せん頭足なき初級の兒童とて教師が如何に熱心に教ゆるとも夫だけの効果なきは自然の然らしむる所なり

(56)

隘なる一室に一年二年の兩級生徒が一緒に並び教授を受けるに依り教師の舉動教師の聲音は現在教へつゝある生徒よりも他級の生徒に移り易く生徒は自己の受け居る學科より他の學科が耳に入り又生徒各自の聲も互に衝突して生徒の注意を散亂する事少なからず丁度斯かる教場在りて二三教員が一時に發言し紀律を紊亂すると均しく其影響は大人にても蒙るべし況んや兒童にありては殊に甚しきを見る又中には生徒が好奇心を以て程度の異なる他の學科に意を注ぐ事あり飯へば一年生が加算の積古をなしつゝあるに其れが出来ざれば二年生が笑ひ二年生が九々の練習を爲せば一年生が耳を傾くる等一方より利益と云へば利益なるが如く見ゆるも自己の學科を等閑に付して程度を異にせる他の學科に念を馳はるゝは害ありて益なし尙ほ下級生徒は教師が暫くも眼を放されざる時代に教師の注意が他に向へるに際しては所謂鬼の留守の悪感にて後に向つては難談するなど一時間受ける教育も實際は十分減殺せらるる他尙教師が一方を教授しつゝある間は他の一方は各自練習を成す都合なれども下級生徒は腦力の發育未だ完からざるを教師に質問する時間少なきとに依り自習時間中に間違ひし讀書誤まりし算法を自覺せずして過ぐることもあり斯かる教育の注意及感化が將來非常なる大害を遺すの基となるべし又今一つは下級生徒は最も教師の心勞を要する時代にある者なれば一組即ち一年生のみにも充分世話多きものなるに更に二年生を加へて受持せしむる時は教師は彼方へも眼を注ぎ此方へも耳を傾け遂に腦力の過勞となるも亦一つの弊害なり故に是等の弊を除くには提案の如く二名の教員を増聘して下級の一年より四年迄を四級に分ち各級毎に一名

づゝの教員を附するの必要を認む元來殖民地に教育事業の完備を期するは殖民の上にて於て最も重要なは今更喋々するの要なく滿場の諸君が疾く御承知の筈にて從つて教育機關を完備せしむるの義務は殖民地に在る諸君の義務なりと信ず勿論經濟を顧みずして完全を期する譯に行かざれば本案通過の結果要する所の經費は一ヶ年僅かに千七百圓にて前述の如き大欠点を補ひ稍完全なる教育を施すを得るなり二名の教員を増聘するに要する經費の概算を述べんに合計は年千九百九拾九圓貳拾仙にして高級教師一人毎月俸給二十四圓とし之に當石炭天棚年未賞與等は他の例に倣ひ住宅は目下校内に無きを以て家賃一ヶ月二十三圓位の家に二名同居とし旅費は概算して三百二十圓とし其他詳細なる實行方法は行政委員に一任する事とし兎に角教師二名の増聘を執行し當小學校教育をして益々完全ならしめんとことを切望す願くは滿場一致を以て本案を通過されん事を
鈴木敬親君 本案は教育専門の人々と共に研究せられしものなりや
三浦喜傳君 初め自分の考案を以て賛成者諸君と協議し更に専門の教育家と相談の上意見を決定したり
山本董季君 三浦君の説明ありし主旨は了解せるが本員も單式及複式教授の利害に就ては嘗て研究せし事あり同時に可否を懸念し居たる者にて三浦君の斷定の如く果して複式教授法は學生の少數多數に拘はらず影響を及ぼすべきものなるか又少數の生徒にありては複式教授法にても充分効果を收むるを得るか素人考へては不分明のヶ所もあれば當議場内に専門の教育家あるを幸ひ議場に於て一應其意見を

聞くを得ば吾人の大いに参考となるべし
安川 議長 只今諸事進行中なれども若し此議場に居らるゝ小幡勇治君の説明を聞かんと欲する賛成者多ければ小幡君の説明を願ひたりし(賛成)一
小幡勇治君 本員を推されしは恐縮の至りながら本員も同問題に就ては未だ深く研究を積まず且つ又小學校の教授に就ては経験なければ諸君に對し御參考に供するを得るや否や疑問なれ共只今聞せる点を簡單に申述べん元來複式教授法と單式教授法と何れに利ありて何れに害あるやとは教育學上に於ても亦實地に於ても已に研究の餘地なく一人の教師が一級を教授するの利益は今更言を俟たざる次第にて複式に比し單式教授の優れるは實際上及研究上一定の理論なり然れ共只經濟上止むを得ざる場合あるが爲めに依然として複式教授法に據れる地方無きにもあらず只今日單式及複式教授法に就き力を盡くして研究しつゝあるは單式複式の優劣を論ずるに非ずして如何にせば經濟的に比較的完全なる教育法を施し得べきやを研究せしものにして單式の優劣は最初明白なり兎に角複式の方法に依れる以上は如何に講究するも多少の妨害あるを免れず教育界の輿論として統計を示せるを見るに一級一人の教師なれば教師の方を十とし生徒の習得する方を十とすれば複式教授法即ち二級を一人にて受持つ時は教師の方十五を要し生徒は却つて七半の力を受くるに過ぎず然れ共其實は七半より尙ほ少なかるべし即ち教師の勞力は多くして學生の受くる力の極めて少きは複式法の單式法に劣れる處にして複式教授法にても幾分か好き結果を得んには如何なる方法を採るべきかを研究中なるも未だ最良法と目すべきものある

を聞かず本員の實地に依れる東京高等師範附屬第二部に複式教授法を採れるも是は十數年間専心生徒を訓練せるも未だ十分其目的を達すること能はざるが如し勿論經濟上の關係あれば止むを得ざることもなきが若し之なしとすれば理論より推すも實際より見るも一として複式教授法の單式教授法に優る所なし
安川 議長 他に異議なきや
小幡勇治君 這回は賛成者の一人として意見を陳べん經濟の許す限り單式教授法を歡迎すべきものなれば本員は諸君が今少し早く今日の議案を爲さざりしを遺憾とする者なり勿論今日にても爲さざるに比すれば遅しと雖も喜ぶべきなり一方天津の生活程度は或部分に苦しき處なきにしも非ざれども概して進み居り内地の東京に於ける立派なる方面の生活に近通し屋内の裝飾等より見るも日本内地の生活程度中等なるものなり然るに斯る模範的居留地の小學校の状態如何を見るに内地にて田舎も一一度馬引き上げれば再び下ろすを得ざるが如き邊土にある小學校と同一にて當地の小學校を全國の小學校に比すれば最劣等に位ひする有様なり元來當地小學校の經營は最初在留者の寄附金にて維持したるものなるも現今にては民團立となり租界の財政は確實にして殊に本年は豊富なる状況にあれば先づ第一に小學校の設備を完全にせざるべからず生活状態よりするも東京と同一の家庭なれば之に適する如く小學校の設備を整ふるを要す經費に於ても僅か二千圓に過ぎざれば在留者が驕奢の一部を節約せば容易に出費するを得るのみならず己に民間に餘裕ある以上は各國租界及び内地に對し耻しからぬ設備あらん事を希望に耐へず

鈴木敬親君 二十三郎家賃と云へるは教員の宿舎なるか又校舎を改造する爲なるや
三浦喜傳君 教師の宿舎にして校舎は兩中体操場を變更するか或は現在の教場の模
様替にて間に合ふべし

山本董季君 本員は主旨には賛成なれども二度學校を參觀し児童數を見るに下級
生徒二十六名次級三十名なり此人數の上にて現任の教員が充分力を出し居る
やを疑ふ然るに若し之れを其半分に分つとせば十五人の少數となるを以て之に對し
て教師が全力を注ぐや否やを思ふ相當の生徒數あれば教師に在りても張り合ひあれ
共少數なれば張り合はなかつて全力を盡くすこと能はずは現校長より昨日聞きし
所にて複式と單式との比は小幡君の説明にて充分なるも本員は此点に於て本案に反
對す

安川 議長 尙ほ本案に反對ありや

西村 委員 本員は行政委員として學務を担当せる責任上小學校に於ける實際の狀
況を取調べたり本員も元より學校をして完全なる教育を施すに都合よからしめん
とすることには非常の賛成にて現任教師の不足なるを確かに認め居れるを以て現在の
生徒數現在の校舎の狀態を取調べたるが來四月一日の新學期より尋常壹年に入學
するもの二十二名以上ありて二年が十名三年が十六名四年が十八名五年が十四名六
年が九名高等一年が七名二年が一名合計九十七名となるべく教室は現在悉く使用
し居りて若し一級を二級に分れば唱歌室を以て一教室に應用するも今一教室不足な
り止むを得ずんば記念文庫を他に移すの外なし現任の尋常一、二年を分つと

(61)

必要は職員間に於ても認め居れる由に聞き及びしが校長の意見として今一人の教師
を増し尋常一年と二年を二つに分かては足れりとの説にて先づ一人を増せば之より
生ずる餘裕を他に應用するを得べく稍完全に教授し得べしとは本員の參考迄に聞き
し所にて本員一個の説として教師二人を増せば教室の不足するのみならず經費
の上にて於ても現在の教育費七千三百九十四圓なるに此上千九百圓を加ふれば九千
以上となり九十七名の生徒に對し經費過大には非ざるやの感あり勿論租界の財政豊
富ならば教育は許す限り完成せしむるを至當とすれ共尙ほ他に衛生費等必要且つ
緊急を要する事件ありて一方を盛大ならしめば他の一方は及ばざることとなるべし
故に本員は此際一人の教員を増聘するに於て夫に伴ふ經費は約千圓の増加にて済む
べく斯すれば各方面の事業に對する釣合も穩當にして且つ建議者の意志も達する譯
合なれば本員は本案の二名増聘を一名に減せんことを希望す

三浦喜傳君 實際に於て學校の狀態を考ふるに依令三年四年を兩級に分つても彼の記
念文庫を左隣の側に遷せば一教室を造るを得べし又教育費の膨脹は免れざるも昨夜
の如き商業會議所の補助金を請願金額より多く支給すべしとの説ありし位ならば別
に財政上の苦痛も無かるべしと思はる願くは原案に賛成せられたし

鈴木敬親君 諸君が先刻より本提案を歓迎せらるるは左もあるべき事にて本員も本
議場に於て其成立を希望する者なるが只今西村委員の述べられし一人説が實地に最
も適切にして殊に監理校長が其意見なりと云へば先づ以て専門家を尊重して本年度
は一名増聘し其効果を見て他日又財政の都合に依り更に一名を増すも可なり單に教

(62)

育問題に就て勝敗を争はず行政委員會の意も諒とせられ提出者に於て一步を譲りて
一名説に賛成あらん事を望む

山下三郎君 西村君に暫く校長の談話は校長としてなりや又個人としてなりや
西村 委員 本員は校長の意見として参考までに聞きしなり

豊岡保平君 本員は原案賛成者の一人なるも只今學務當局及鈴木君の説の如く經濟
狀態を懸念し署名を避けたる次第なるも本問題には熱心なる賛成者にして滿場の諸
君も斷じて反對の意見なかるべしと確信す而して費用に就て懸念せる本員は此際調
和説を述べんとは一名の増員に賛成せる諸君は一步を譲りて二名の増員に賛成あら
ん事を切望するも依令二名説通過するも若し民間の財政好況ならず豫算不足を告
ぐる場合には止むを得ず行政委員會にて之れを實行せざれば可なり一昨日質問せし
四十一年度歳入出決算報告中の水道問題に徴するも民間の決議にして行政委員會の
實行せざりし先例あり故に此場合に於て議案者の希望を捨てしむるの外なし

鈴木敬親君 豊岡君の説は民間に於て決議するも財政不足なれば實行せざ
るも可なりとの事なるが此事は依令先例あるにせよ其は惡例なるを以て此の如き惡
例は之を打破して確實なる方針を立てるを以て正當とす先きに若し水道の延長が租
界に必ず費用なりしならば當局者は依へ新財源を求めても實行せしむるべし即ち民
團は當時他に緊急を要する事業ありて之に財力を傾くるの要ありしに依り比較的餘
り必要なざる水道の延長を放棄せしむるにて水道問題の如きは決して例とすべき
ものに非ず惡例と知りて尙ほ且つ其轍を踏まんとするは斷じて採るべきの策に非ざ

(63)

るなり諸君に於ても其意を以て本案を議せられたし

沖田介次郎君 提出案に賛成者たる本員は是非共二名の増聘を可決したし併ながら
二名の増聘も只今西村委員が校長の意見を含めて説く所ありし通り本員も亦校長の
意嚮を聞きし事ありて自ら照し合すに一名あれば足れりと思ふ然しんば二名の増聘
案通過するも生徒居なければ其要なく生徒少なければ教師も亦減するを得べし故に
本案を通過し置き必要の場合行政委員會が夫れに應じて二名若くは一名を招聘する
事とし本案は當局者諸君に一任し一名にて不足の場合は隨時二名とすべし兎に角本
案は二名の増聘を通過せしめ時に當り當局の手加減に待つを可とす

安川 議長 人員の取捨は當局に附託するも是れは豫算の上に関係あれば明
らかに之れを定めて給料及び雜費等を決定する方針なれば二名か通過せば二名一名
が通過せば一名と定むる方可なるべし

西本茂吉君 本員は本案賛成者にて當建議案に關して西村君沖田君及本員の三名同
道にて現校長を訪問せしが或は聞き違へしやも知れざれども西村君の説と少し違ふ
所あり本員の質問せしは果して二名の教員を招聘し下級を四級に分つて差支へなき
やに就き將來を主としたるものにて校長が一人にて充分なりと云ひしは其反語に二
人なれば更に良しと云ふ意味を含み居り即ち事實上一人にて間に合ふなれども
二人なれば勿論此上なしと思ふ故に二人とするも一人とするも校舍及當局の都合上
にて之れを延期するも敢へて不可なきも假令今より準備に着手するも其來任迄に
は多少の時日を要すべし且つ又今夕二名と議決するも或は一名だけは遅くするも

(64)

是れは當局者に托し差支へなし要するに本案通り決議し置き其上新行政委員の技
術に俟つ事とせん

安川 議長 一應提出者に質し置かん教員は本案通過せば直ちに職務の手續きに着
手するや或は又増聘は租界の都合に托するや

三浦喜傳君 招聘方法は新行政委員に托すべし而して複式教授は前述せし如き弊害
あれば一日も早く完成を期し度きも何日より期限を定めず成るべく至急を望む何
は如何に完全を期せんとするも經濟上不可なれば或は一名は後廻はしとするも萬止
むを得ず

安川 議長 他に意見無きに依り採決せん西村君の修正案に賛成者は起立(起立者
少數)

安川 議長 修正案賛成者少數に依り原案可決と認む(拍手)

安川 議長 日程第二、細菌學專門醫師備聘に關する建議案

要旨

一、日本租界に細菌學專門醫師一名を備聘せられんことを望む

日本租界には昨秋共立病院の設立ありて以來治病の機關は稍其面目を刷新し
たりと雖も病を未發に防ぐ即ち衛生防疫機關に至りては一も觀る可き者のあ
るに非ず惟ふに治病の術は醫師の末技に屬し病を未發に防ぐを以て其の本領

とせざるべからず衛生防疫の機關完備して始めて文明を唱ふべし我租界にあ
りては時々の種痘を除きては他の傳染病に對する防疫措置極めて不備にして
特に吾人の最も憂ふる狂犬病豫防並に治法に至りては未だ何等の設備なし抑
も傳染病は人力を以て之を防止し又治し得べき場合少しとせし之れ最近醫學
の進歩たる可らず吾人若し此の患に沿するを得ず防止し得べき疫癘の毒牙
に觸れ又は治し得べき病魔の爲めに斃るゝあらば吾人の不幸何ぞ之に過ぎん
吾人の愚又何んぞ之に過ぎん茲に於て本員は一案を呈す他なし日本租界局技
師として細菌學專門醫師(月俸金百五十圓の豫定)を備聘して狂犬病豫防
液の製造に従事し兼ねて租界一般の防疫事務を掌らしめ餘暇を以て共立病院
の醫務に従はしむ狂犬病豫防液は常に連續製造に従事せざるべからず此製造
に要する動物其他の材料は多大の費用を要するものにして之が機關を創設す
るに至りては到底日本租界の堪ふべきにあらざる然るに幸軍隊防疫の目的とし
て之に要する材料は軍病院の能力範圍内に於て負担せんと云ふ然らば狂犬病
豫防及治法は一の専門醫師を備聘せば軍病院の補助と施術より生ずる利益を
以て實施し得べし加之ならん豫防接種種痘其他の防疫法特に近き將來に實施
せらるべき檢査の如きも學理に基き精確なる實施を期し得べきもの信ずるか
くして衛生防疫も治病機關と共に稍其の體を爲すに至らば我租界の衛生保健
は先づ一步を進めたりと云べきは是れ専門醫師一名の備聘を建議する所以な

とせざるべからず衛生防疫の機關完備して始めて文明を唱ふべし我租界にあ
りては時々の種痘を除きては他の傳染病に對する防疫措置極めて不備にして
特に吾人の最も憂ふる狂犬病豫防並に治法に至りては未だ何等の設備なし抑
も傳染病は人力を以て之を防止し又治し得べき場合少しとせし之れ最近醫學
の進歩たる可らず吾人若し此の患に沿するを得ず防止し得べき疫癘の毒牙
に觸れ又は治し得べき病魔の爲めに斃るゝあらば吾人の不幸何ぞ之に過ぎん
吾人の愚又何んぞ之に過ぎん茲に於て本員は一案を呈す他なし日本租界局技
師として細菌學專門醫師(月俸金百五十圓の豫定)を備聘して狂犬病豫防
液の製造に従事し兼ねて租界一般の防疫事務を掌らしめ餘暇を以て共立病院
の醫務に従はしむ狂犬病豫防液は常に連續製造に従事せざるべからず此製造
に要する動物其他の材料は多大の費用を要するものにして之が機關を創設す
るに至りては到底日本租界の堪ふべきにあらざる然るに幸軍隊防疫の目的とし
て之に要する材料は軍病院の能力範圍内に於て負担せんと云ふ然らば狂犬病
豫防及治法は一の専門醫師を備聘せば軍病院の補助と施術より生ずる利益を
以て實施し得べし加之ならん豫防接種種痘其他の防疫法特に近き將來に實施
せらるべき檢査の如きも學理に基き精確なる實施を期し得べきもの信ずるか
くして衛生防疫も治病機關と共に稍其の體を爲すに至らば我租界の衛生保健
は先づ一步を進めたりと云べきは是れ専門醫師一名の備聘を建議する所以な

とせざるべからず衛生防疫の機關完備して始めて文明を唱ふべし我租界にあ
りては時々の種痘を除きては他の傳染病に對する防疫措置極めて不備にして
特に吾人の最も憂ふる狂犬病豫防並に治法に至りては未だ何等の設備なし抑
も傳染病は人力を以て之を防止し又治し得べき場合少しとせし之れ最近醫學
の進歩たる可らず吾人若し此の患に沿するを得ず防止し得べき疫癘の毒牙
に觸れ又は治し得べき病魔の爲めに斃るゝあらば吾人の不幸何ぞ之に過ぎん
吾人の愚又何んぞ之に過ぎん茲に於て本員は一案を呈す他なし日本租界局技
師として細菌學專門醫師(月俸金百五十圓の豫定)を備聘して狂犬病豫防
液の製造に従事し兼ねて租界一般の防疫事務を掌らしめ餘暇を以て共立病院
の醫務に従はしむ狂犬病豫防液は常に連續製造に従事せざるべからず此製造
に要する動物其他の材料は多大の費用を要するものにして之が機關を創設す
るに至りては到底日本租界の堪ふべきにあらざる然るに幸軍隊防疫の目的とし
て之に要する材料は軍病院の能力範圍内に於て負担せんと云ふ然らば狂犬病
豫防及治法は一の専門醫師を備聘せば軍病院の補助と施術より生ずる利益を
以て實施し得べし加之ならん豫防接種種痘其他の防疫法特に近き將來に實施
せらるべき檢査の如きも學理に基き精確なる實施を期し得べきもの信ずるか
くして衛生防疫も治病機關と共に稍其の體を爲すに至らば我租界の衛生保健
は先づ一步を進めたりと云べきは是れ専門醫師一名の備聘を建議する所以な

右及建議候也

明治四十三年三月二十二日

提出者 平賀精次郎

賛成者 鈴木敬親 外十一名

安川 議長 本案は只今朗讀の理由に依り提出せしものにて提出者本夕欠席に付き
質問は鈴木敬親君代つて答へらるべし

富成一二君 緊急勸議を提出す即ち支那人の委任狀に關することにて昨夕の如きは
支那人に取らざる問題に反對せる委任狀携帶者あり此の如き委任狀に依り可
否を決するは會議の體を得ざるに依り支那人の委任狀は自後可否の數に入れざる事
に決定しては如何

安川 議長 規則上可否の數に加へざるを得ず

富成一二君 支那人より委任されし者が其本人の利益を圖るならば邦人として國
家の体面に關はらずや若し新聞紙等に發表せらるゝならば如何

安川 議長 本會の權能以外のこと如何とも爲し難し

安川 議長 本建議案に就て意見を述べられ度し

山下竹三郎君 本案は採用するを可とす

西村 博君 本案提出者に尋問す之は租界局に聘用するものなりや

安川 議長 理由書中には未定なり要するに經費を租界にて負担すれば可なりこの
意なるが如し

鈴木敬親君 然り

西村 博君 何れにか明かに決するを可とす

安川 議長 建議書の理由にも有りし通り提出者の意は租界局員とするも共立病院
醫員とするも可なりとの意味にて其經費を租界にて負担せば可なりと云ふにあり

鈴木敬親君 本員は提出者の代理を委任されしに依り代つて一應意見を述べん提出
者の意思は今日迄天津に於ける衛生状態を見るに未だ完備せざるものあり近來普通
の患者治療機關は稍整ひたりと雖も傳染病に至りては未だ何等の設備なく就中醫界
に於て難症とせる恐水病猩紅熱等に至つては租界の諸君と雖も必ず多年其治療機
關の必要を認め居たるならんも租界の經濟上に關係ある事なるを以て遺憾ながら在
其今日に至りたる次第なり然るに本年は共立病院に従事せらるゝ諸君が無報酬にて
盡力せらるる好意に對しても是非共民間に於て専門醫を一名備聘せん事を希望す尤
も民間に於て之れを實行するに多量の器械の設備を要するが故に共立病院に之
れを置く方便利なるも又民間に置き多量の利益あらば民間に於てするも可なり
何れにせよ之に要する經費を民間より支出し公衆衛生を掌ると共に校醫を兼ねし
べし但し本案通過の際に至り之れに要する材料費少からざるべきも之れは軍病院よ
り供給するとの事なりしに依り本員自ら軍病院に赴き確實に軍病院より必要なる材
料の供給を受ける事に相談を纏め租界は此等の材料費を負担せざることを確めたり

(69) (70)

小幡勇治君 備前するにせば同醫師をして租界衛生の全部を取扱はしむるや又は單に傳染病に關してのみ取扱はしむるや
鈴木敬親君 傳染病は勿論小學校々醫より租界一般公衆衛生までも担任せしめんと欲す
小幡勇治君 然らば從來給與せし共立病院の補助金を要せざるに至るや又補助は補助として別に此醫師を雇入るゝや
鈴木敬親君 共立病院にては公衆衛生を掌るのみならず巡捕其他半額の賃にて治療せり故に從來の補助金は引續き支給すべし
安川 議長 専門醫員は租界局員とするか共立病院醫員とするか何れにか決定せらるゝ方よろしからん

鈴木敬親君 然らば共立病院醫員とせん
藤田語郎君 本建議案は共立病院に補助を與ふる建議案に均し元來共立病院の補助は租界の公衆衛生を掌るが爲めなるに同一の目的に人員を増すは即ち共立病院に補助を増し與ふるに異ならず斯かる問題は速に撤回すべし
原田俊三郎君 本員は提案賛成の一人として一言せん當醫員の雇入資格は租界技師として租界公衆の衛生事務就中傳染病の豫防に全力を注がしめん事を望む如何となれば當北清の地は氣候其他の關係上年中絶えず各種の傳染病流行しつゝあるにも拘はらず我租界には未だ之を豫防若しくは治療するに完全なる機關なく其危険なる事恰も噴火山上に座するが如く何れの点より見るも寒心の至りなり頃日巡警總局より

死亡許可証を下附せし最近の統計を調べしに支那街に於ける最近一ヶ月間の死亡者は二百十一名にして内傳染病にて死亡せる者七十名あり其病名は確かに正當なるや否やは茲に斷定するを得ざるも其届出を見るに赤痢病、急性腸胃加答兒、實布利利亞、呼吸病、心臟病、傳染性眼病、皮膚病等にして傳染病と普通病との比較を見るに傳染病三分の一と云ふ驚くべき割合を占め居り而して我租界は最も此地帯に近接し殆んど全一地區とも見るべき極めて危険なる地位にあるを以て鈴木君の説の如く我租界に進歩せる専門醫師を置くの必要あり然して後始めて居留民は蒲團の上に座するを得べし
安川 議長 原田君の意見は租界局技師として建議せんとするにあり他の本建議案賛成諸君は如何(賛成々々)
安川 議長 賛成者大多數なるを以て租界局技師として本案を議するに決定す
藤田語郎君 資格は如何
安川 議長 技師の資格なり
藤田語郎君 左にあらす現在租界に於ける資格如何を問ひしにて醫師には我々の如き者あり又博士學士もあれば軍醫もありて一様ならず本員の質問は其何れに属するやにあり
鈴木敬親君 未だ津津せざるに依り不明なるも専門醫學校を卒業し三ヶ年間細菌學研究所に居れる者なり
藤田語郎君 本員は原案に不賛成を唱ふる者なり本案第一の理由は傳染病豫防にあ

(71) (72)

れ共天津に於ける傳染病患者の統計は此數年來非常に減少し四五ヶ年前に比すれば毎年流行せし猩紅熱虎列刺病等も近來大に減じたるを見る是れ租界當局者の盡力にも依れることならんが兎に角最近は漸次其跡を翫たんとする今日に於て傳染病豫防に殊更力を注ぐ必要なし恐水病も極めて備かにして此等の爲めに斯かる専門技師を置くには不必要と云ふの外なし原田君は支那街の統計を掲げられたるもこれは我が民團に技師を雇ふ理由とならず又前記に鈴木君の説に依れば校醫を兼ねしむと云へるも細菌學者をして校醫の任に當らしむるは甚だ危険にして専ら備するならば外科、眼科、産科の専門醫こそ租界の現狀に照し必要ならん又租界局に置くは種々の設備上不可なりとし之れを共立病院に置くことすれば共立病院には細菌學者を必要とするか將又外科、眼科、産科婦人科等の専門醫を必要とするか此邊爲と研究ありたきものなり今共立病院に新來の専門醫士を托すると仮定し本員をして忌憚なく云はしめは目下の所にては同病院は軍醫及教習諸君の盡力にて租界の醫院として完備せるは一般の認むる所なるも今後此等の好意ある人々が幾年天津に在留せらるゝや未知數なり本員の聞かざるは或は遠からず歸朝の途に上らるものゝ如く現在に於ける吾人の希望は之れが爲めに空しくならんかを憂ふ故に目下關係ある教習諸君の在留中に早く相當學識經驗ある一名の醫學士を招聘し租界の主治醫として民團より補助を爲し教習諸君が當地を去るとも差支へなき標準備するを上策とす民團は財政豊富なれば今この時に於て各國租界に一一も無き傳染病室を特設せんより寧ろ軍隊より醫師を借るを止め共立病院を民團立病院として秩序を定め傳染病室を兼ね經營するを肝要とす居留民團に細菌學專攻者を雇ひしのみにては恰も門口に鎖西八郎の札を貼りて抱術神の來らぬ咒と心得居るに同じ(ひやく)恐水病其他傳染病の豫防及治療は何れの醫士に於ても多少心得居れば敢て細菌學専門醫士を待つ必要なし又天津に於ける各國醫士の地位を見るに目下(簡單)と呼ぶ者あり)の所にては歐米人も日本醫士に對し相當の敬意を拂ひつゝありて日本醫士は天津に於て可なり地位にあるが如きも近來米國醫より日本租界の範圍を多少蠶食せらるゝの感もあり又我租界が清國に於ける模範的居留地たる以上は之に伴ふ設備として民團立病院を設立すること目下の急務なるべし斯く云へば本員の如き醫界に身を置く者にとりて素より一の利益なき事柄ながら民團を思ふ熱情より此議を唱ふるものにて本員は飽く迄も細菌學専門醫の備前には大反對なり是れより別に相當學識及經驗ある他の専門醫の必要を認むるものなり

小幡勇治君 本員は藤田君の説に賛成す租界公衆の衛生を圖るにあれば相當の醫師を購すべし細菌學專攻者には往々動物學者などありて普通醫學を心得ざるものもあれば今回の醫師は細菌學の心得有る内外科醫師を備前すべし細菌學のみの専門家は良しからず
鈴木敬親君 今回の技師は細菌學の心得あるは勿論其他一般の醫學にも通せるものなり
中川忠三君 租界に細菌學専門學者を雇ひ猩紅熱患者が十八出來れば十八人が十八とも死亡を免るゝ方あらば賛成すべきも患者の内一人にても二人にても助からぬ如

き事ならば不賛成なり

鈴木敬親君 其は神様に尋ねべき事なり

清水幸三郎君 藤田君の説に賛成なり原田君の説に我居留民は噴火山上に座せるか如きと云へるも細菌學專門醫一名を備せれば安全を期するを得るや疑問なり故に學士なり共一方に備せざる醫師を雇入たし我租界に細菌學が果して幾千の効果ありや恐らくは研究に止まるには非ざるか

藤田結郎君 現在日本内地にても内科、外科、産科、婦人科が必要にて富地は就中外科の必要を感ず細菌學專門醫の如きは單に一の顧問たるに過ぎず

安川 議長 他に反對者なきや

安川 議長 本案は議論百出賛否不明なれば指名點呼を行ひ可否を決せん(賛成)

(西村書記長點呼)

賛成 四十二名

反對 二十二名

安川 議長 點呼の結果原案賛成者多数に付き原案可決す

安川 議長 次は日程第三

日程第三、雜種課金規則中改正案

千葉初藏君 質屋税金の値上げは支那人のみと思ひの外吾々も全一のことなるに(鈴木藤藏君提出)

(74)

(73)

つき賛成を取消す

鈴木藤藏君 本案を提出するに至りし理由は高率を以て貸金を爲す質屋業は一種の高利貸なるを以て他の營業と同一課金を課するは公平を失ふる故に之を區別せんとするにあり然るに更に著者するに質屋なるものは貧民の融通機關にして之に重税を課するは貧民に對し間接に不利を及ぼすことなるのみならず本案の如くせすとも別の方法に依り其目的を達し得べきを以て本案を撤回す即ち目下租界内の亞片部には別段亞片税として徴取せざるも行政委員の手加減にて相當の營業課金を課する事となり居れる由なれば質屋の營業課金を雜種課金中に組入るよりより亞片屋同様の手加減を加へられん事を希望し本案を撤回する次第なり(拍手賛成)

安川 議長 本案は提出者より撤回せらる

鈴木敬親君 緊急動議として取得課金に關する議案を提出す本夕の議事日程を變更し直に議題とせられたし

安川 議長 只今鈴木君より緊急動議として取得課金規則中改正案出つ異議なければ議事日程を變更し本案を議すべし(異議なし)

安川 議長 異議なきに依り本案を議題とす

日程第四、取得課金規則中改正案

取得課金規則改正に關する建議案

取得課金規則第二條中課税標準を左の通り改正し明治四十三年度より之を實施す

(鈴木敬親君提出)

ること

年取得五百弗以上	課税年額
全	三 弗
全	七 弗
全	十 弗
全	十四 弗
全	二十 弗
全	二十八 弗
全	三十五 弗
全	五十 弗
全	七十 弗
一萬弗以上は更に五千弗を加ふる毎に銀三十五弗を増加す	

理由

凡そ政治の目的は治者と被治者の間に一點の私心なく公明正大に共同の福利を増進し政費負担の均衡を保つに在り、天津居留民會は商工業者の機關に供する商業會議所に對し明治四十三年度より三ヶ年間毎年七百五十弗の補助を與ふる事に決議せり、惟ふに民會の意思は北清に專管居留地を設定し通商貿易の發展を圖らんとする國家の目的に適應せんと欲する公共心に出でたるものなるを信す果して然らば敢て此舉を偏頗の處置なりと非難すべき理由なし

(76)

(75)

抑も財政の原則は個人經濟と其趣を異にし濫りに租税を徴収して各種の方面に補助を與ふるの餘裕を置くの必要なし、故に政費負担の均衡を保つ爲め商業會議所の恩澤に浴すること能はざる取得課金負担者に對し其負担を軽減するの穩當なるを信す是れ本案を提出して公平の決議を求むる所以なり

明治四十三年三月廿四日

提出者 鈴木敬親

賛成者 鈴木藤藏

外十名

鈴木敬親君 本案提出の理由は理由書の如くなるが尙ほ一言を加へん本案は昨夕の議題たりし商業會議所補助金議案が多数の賛成にて通過せるにより此案を提出して權衡を保たんとするにあり天津居留民會は從來至極圓滿を保ち人々皆能く融和して今日に至りしを以て將來も亦永久に斯くありたしとのみ所り居たり然るに取得課金負担者に何等の關係なき商業會議所が年七百五十弗づきの補助を受くることとなりしに就ては營業課金總額の一割に相當せざるを以て取得課金負担者にも一割の減額を行ひ萬事公平に圓滿に租界の發展を圖らんと欲する爲めに本案を提出す滿場の諸君も本員の誠意を諒せられ本案に賛成あらん事を希望す

菊池幸吉君 本員は昨日商業會議所補助案に就き商業會議所を代表し補助請願を主張せしが其當時民團の輿論如何を懸念せしに幸ひに民會議員大多數の賛成を得たるを以て民意の此所にあらしを確信し居たり然るに今日商業會議所補助案に對抗せん

(77)

爲め特に本案を提出されたるは所謂江戶の敵長崎の如く聊か奇異の感なくんば
 あらず本案が商業會議所補助案と雖も一般の公益上或は賛成すべ
 ども商業會議所補助金と對抗的ならば遺憾ながら反対せざるを得ず
 鈴木敬親君 菊池君は江戶の敵を長崎だと云ふるも本員は他に口實を設けて自己の
 利益を圖らんとするに非ず本員は昨年諸君より行政委員會議長に推挙せられ此迄迷
 憾を感じながら行政委員會議には一日の欠勤もなく議論に於ても一分たりとも私心
 を懷きし事なし故に商業會議所補助金が補助金を請求せし理由が國家の利益を圖
 るの目的に出たりとすれば決して之を非難せず然れ共商業會議所が補助金を
 貰ひながら一方會員の會費を三割方減じて自己の負担を軽くせり本員は若し本件
 の成行を窺て補助案を始り賛成者の一味が擧げて商業會議所の會費を以て充され
 此内に一人も取得課金負担者の含まれざるを悲しむものなり抑も商業は腕次第にて
 利益の多少を圖り得べけれども取得課金負担者は大抵一定の月給取れば僅かの差
 異にても影響を及ぼす故に此商業會議所の補助問題に關し居留地に於て一人たり
 とも快よく感ぜざる者あるときは將來行政上に關し或は面白からざることもあるや
 測られず故に將來の圓滿を圖り租界の發展を期するに成るべく公平の處置に出で
 ざるべからず本員も商業會議所會員の一人なれば若し自己の利益を目的とせば何ぞ
 斯かる擧に出ることをせんや本員此の提案は畢竟租界に對する誠意の發現なるに
 無二の親友たる菊池君より江戶の敵長崎なりとの言を聞くに至つては實に遺憾に堪
 はず

(78)

安川 議長 議長席を下り意見を述べたし年長者鈴木敬親君に仮議長を煩はさん
 鈴木敬親君 只今の場合に限り議長席を譲るは不都合なり
 安川雄之助君 議員として一應自己の意見を述べん、本案の提出に至りしは昨日商
 業會議所補助案の通過せしが唯一の原因なり商業會議所に對し租界が年七百五十弗
 の補助を與へたればとて取得課金若は何等の利益に浴せずと云ふも菊池君の説きし
 如く商業會議所が補助金を受けしは決して之を私するに非ず元來商業會議所の會費
 は最高年百八十弗にして營業課金は最高年百二十弗なり而して取得課金には未だ百
 二十弗の課金者なしと思ふ即ち營業課金負担者と取得課金負担者とは其負担額に非
 常なる差違を生し居れり思ふに反對論者中には商業會議所會員が今日迄斯かる高き
 經費を支出しつゝある事情を知らざるものもあらんが商業會議所は租界に於ける日
 本商人の立場として必要上己を得ず設置するの時機に際したるを以て會員は特に
 經費の過重を忍んで之れを負担し機關を活用しつゝあるものにて補助案の出でたる
 原因も其邊の事情を主眼としたるものなり、商業會議所は此際餘り高きに過ぐる會
 費を減せんことを欲するものなるも會費を減したりとて自己の取得を増したりと考ふる
 は誤りなり元來商業會議所の設立は専ら商人各自の利益を目的とするに非ず日本商
 人をして外國商人と對等の地位を保たしむるに便ならしめんが爲めにして其効果は
 商業全般に亘れるものなり例せば吾々個人としては三井の如き未だ嘗て商業會議所
 の厄介になりし事なし大倉にて亦然り然れ共日本の通商貿易を發達するには共に
 歩調を全くし聞結して密に當らざるべからざるに就ては其機關として商業會議所の

(79)

必要を認めざるを得ず日本商は外國商に比し尙ほ幼稚なるだけ他に比して劣等視せ
 られ不修の壓迫を忍び遂に不名譽を蒙るに至ることありしを商業會議所は能く
 其間に處して力を盡くし日本通商の利益を圖りたること今更際々するまでもなし故
 に吾人は其主意に於て補助金を得全般の通商事業を發達せしめんことをもにて僅
 か會費の百八十弗を百廿弗に減せんが爲めに租界より補助を受ける考にあらず昨
 日補助金問題討論の際も一部商人の爲めに公金を動かす能はずと云ふ者ありしも商
 人の團體が公金の補助を受けることは日本に於て其例あり尙朝鮮に於ける棉花栽培
 奨励の如き其他幾多の補助は一私人の爲めにも與へられつゝあるは事實なれば當地
 の商業會議所補助が強し先例を作りたりと云ふにも非ず商業會議所が補助を受ける
 理由は此の如くにして本案は商業會議所の補助問題と何等の關係なし依つて本員は
 此案に反對す尙ほ此案の如く取得課金を減せば爲めに民會議員の資格を失ふものな
 きや(の)無ければよろし、要するに商業會議所は一部商人が私利を得ん爲
 めに設立したるものにあらずして一般の利益を目的とするものなれば取得課金負担
 者にも間接の利益あるべきを疑はず
 豊岡保平君 發案者鈴木君に質問す本案は永久に實行すべきものなるや
 鈴木敬親君 商業會議所との權衡を計る爲めなれば三ヶ年にて足れり
 豊岡保平君 本員は無論本案に反對なれ共提案者の心中を察するに同情に堪へざる
 者あり本案の提出者は商業會議所の補助金問題を誤解し居れるが如きも兎に角從來
 圓滿を主とせる當民會が昨日の商業會議所補助案の爲めに面白からざる現象を呈し

(80)

たるに付租界の前途を憂ふるの餘り本案を提出されしものゝ如し然れ共昨日可決の
 商業會議所補助問題は決して商業工業者の一部に限られたるものに非ず直接間接に一
 般が利益に浴すべき問題なり元來居留地は商業工業者を基礎として發展を期せざる
 可らざるを以て商業工業者の衰頹は即ち租界一般の萎靡となるべし故に仮令少額の補
 助金を與ふる商業工業者の機關を發達せしめば間接に取得課金負担者即ち官吏等の月
 給取にも其利便を及ぼすべき道理にて補助金七百五十弗は決して一部の商業者が私
 の爲めに受くるに非ず本員は十分に此邊の解釋を願うこと甚だ切なるものにして此
 提案者の心中には同情を表すれども提案には反對なり
 西村 博君 昨日商業會議所補助問題が一般に傳唱せられてより租界人士の意嚮を
 探ぐるに多くは此案を以て商業會議所に利あるものとし一般には不利なりとす
 るの聲あり斯かる状態なるを以て一の商業團體に補助を與へ取へて一般の意思を強
 むるよりも一旦該團體の願下を爲し再び企畫する所あらんことを望む斯く申すは即
 ち偏へに居留民團の平和を欠くことを憂ふるが爲めにして昨夜補助案の通過せる今
 日三四取得課金負担者の言を聞くに以後取得課金を納入せずと明言せり是れ或は一時
 の聲言なるやも知れざれども租界の穩當ならざる現象已でに斯の如し先年は顧問派
 と商人派の小紛あり今又此の如き物議あるは甚だ喜ばしからず商業會議所補助には
 素よ、相當の理由あらんも兎も角も本件に關し租界の前途に對し多少の杞憂を抱く
 もの決して本員一人に非ず目下民團に於ても財政窮乏と云ふにも非ざれば此際多少
 取得課金を減額して緩和を施すは敢へて妙ならずとせず故に本員は此兩者の緩和

策たる本案に賛成す

小幡勇治君 本員は賛成者の一人なるが取得課金は實際下ぐる程の必要を認めず只商業會議所補助金の賛成者が悉く商業會議所關係者側より出でしを遺憾とするものなるか故に本案も亦取得課金負担者より反對者の出でんことを希望す民間は小學校にも幼稚園にも傳染病技術の備務にも出費多端にして商業會議所補助金も精神は美とすべきものあるを以て本員は此際鈴木君には十分感情的感謝の意を表するも強ひて本案の通過を希望せず本員は唯鈴木君の精神を諒するものなれば本案已に議に上り其精神の發現せられたる上は本案を撤回されん事を望む

原田俊三郎君 鈴木君に一言す徒らに成立の見込なき議事を繼續せんより我々より男らしく撤回されん事を希望す

西村 博君 本員も撤回に賛成す

鈴木藤藏君 本員も撤回に賛成す

菊池季吉君 昨日商業會議所補助案提出の際本員は商業會議所が補助金を受くるも之れを私するにあらずして公共事業の爲めに之を受くるの意思を以て説明したるに依り多數の諸君も亦此補助は公共の目的に出でたるものなりと了解して賛成されたるものなるに鈴木君の只今の提案は感情問題を惹起せる觀あり依つて想ふに昨日の補助案採決の際若し反對者の數多くして否決となれば無論補助金を受くること能はず又已に今日迄補助金なくして維持し來れるものなれば今後と雖決して自力を以て經營されざるにもあらずと思ふ故に商業會議所の補助反對の爲めに感情問題を惹起

(82)

(81)

起さんより寧ろ雄々しく我々より進んで昨日の補助案を撤回せん

豊岡保平君 實に遺憾に堪へず折角公平なる議論も不公平に聞かざるに及りしが如し菊池君の只今の發議たる補助問題は已に昨日議場を可決通過せるものにて今日之れを撤回するは事態甚だ面白からず若し強ひて其精神を貫徹せんとすれば昨日の決議は其儘として監督官の認可を得ざる事に爲しては如何

西本茂吉君 一度民會にて決議せるものを同期間に撤回すは不可能なり又民會より監督官の意思に立ち入るは其體を得ず寧ろ商業會議所より請願せし補助案なれば會議所自ら爾後の方法を立て商業會議所より同補助案の請求を求めては如何

沖田介次郎君 昨日の補助案問題採決は賛成者多數ならずと云ふ者あるも三年反一年の期限に關し可否は一票の差なりしも補助案問題は多數の賛成なりし

鈴木敬親君 本案提出につき本員が初界の前途に苦心せる精神を悉く誤解せられたる如きは不本意至極なり昨日の補助案は法規上の解釋より筋道の貫がざる點ありしを以て反對せるものにて凡そ決議上圓滿の結果を得るには多數の誠意ある賛成者を肝要とす本員の此提案に就ては昨夕の復讐的など云へる感情論言説なく道理上公平なる審議を遂げられん事を切望する所なるも本案に就ては監督官の苦衷も察するに餘りあり且又今一二回にて今次の民會を終らんとする時に當り議論に波瀾を生ずるは極めて遺憾なるを以て折角の提案なれ共賛成者多數の同意を得たれば既に本案を撤回すべし

藤田語郎君 鈴木君の説を聞き大に感ずる所あり本案を撤回すると同時に江戸の敵

は長崎と云へる言葉を取消し速に解決を付くべし

菊池 委員 本員が發言せし江戸の敵を長崎と云へる言葉は謹んで取消す
鈴木敬親君 本案は已に撤回したるも昨夕可決せし商業會議所補助金下附請願案を撤回するは本員の甚だ希望せざる所なり念の爲め一言す
安川 議長 本日は是にて閉會す次回は明日午後七時より開會すべし(拍手)

時午後十一時十五分

第四回

三月二十五日 會場 日本俱樂部

議事日程

- 第一、雜種課金規則中改正案 (高柳松一郎君提出)
- 第二、人力車及運搬車雜種課金規則中改正案 (高柳松一郎君提出)
- 第三、藝妓酌婦健康診療の件撤回案 (西本茂吉君提出)
- 第四、明治四十三年度民團歳入出總算追加案
- 第五、明治四十三年度民團歳入出總算追加案
- 午後八時開會、議員の出席若くは代表せらるるもの五十八名
- 安川 議長 議員定數に達したるを以て是を開會せん、日程第一の第一讀會を開く
- 日程第一、雜種課金規則中改正案 (高柳松一郎君提出)
- 雜種課金規則中第一條に犬の一項を加へ第三條に犬を飼養するものは一頭に付一ヶ年三弗の税金を納むべしとの一項を加ふる事

(84)

(83)

說明

狂犬病の恐るべきは言を俵たずして明かなり之れが預防の方法としては野犬の撲殺と共に畜犬の取締を嚴ならしむるに如くはなし而して野犬の撲殺は比較的容易なりと雖も畜犬に至つては之れと事情を異にするものあり常に口輪の使用を勵行するのみならず別に相當の税金をなし畜犬數を明確ならしむるにあらざれば其取締を有効ならしむること能はず又之を養犬家の側より見るも少額なる納税の爲の野犬と等しく撲殺せらるるの恐なきに至る事あり

提出者 高柳松一郎
賛成者 鈴木敬親
外九名

鈴木敬親君 本案の必要なるは理由書に依り明瞭なれば賛成す

天野健蔵君 先刻訓讀の理由にて大凡判明せるも尙提案者高柳松一郎君に向ひ質問したし、それは畜犬には種々あり大は車を曳く小牛の如きもあり小は鳥籠中に三四疋も居る如き種もあり此等大小共に課税するものなるや今一つは日本居留地内のみならず租界外即ち支那街及び英、佛、獨、露等の租界に居住せる日本人の畜犬にも増しく課税するものなりや其邊の所承知したし

高柳松一郎君 天野君に答ふ畜犬とは總ての飼へる犬を指すものなれば無論大も小も含めり次に民間規則の範圍は外國租界及支那街に及ばざるが故に本案の畜犬と云へるも外國租界及び支那街の本邦人の畜犬を含ます無論租界内のもこと承知せら

(86) 松村利男君 本案提出者の主意は狂犬病を恐れ取締りを爲す方便として徴税せんとするにあり素より狂犬の恐るべきは何人も知る所にして當地には夫れが爲めに口輪を嵌め且つ首輪には持主の姓名を明記する等あらゆる方法の施さるゝあり犬に課金を附したりとて狂犬病は減せざるべく又本案の爲めに警察署にて一層取締を厳重にする云ふにも非ざれば本員は本案提出の主旨を察するに苦しむ

高柳松一郎君 課金を徴収することせば大を飼ふことを撥する者を生ず即ち本案は民間の取入圖るのみを目的とするに非ずして犬の数を減するが第一の目的なり狂犬の危害を被るものは其数多しと云ふに非ざるも貴重なる生命に關する大問題にして公衆衛生を主眼として本案を提出せしものなれば大多數の賛成あるべきを信ず

(85) 川畑竹馬君 本員は愛犬家の一人にて昨年も之に類せる提案出で反對を試みしが若し犬の爲めに萬一の危害を被むることあらんには其際治療を施す爲めに前記に相當の醫師を招請する事をも決議したる次第にて畜犬家に課金を課したりとて別段危険豫防の策となるべしと思はれず本員の察する所に據れば本案は聊か物好の提案なるが如し徒らに議案を濫發するは終に其弊に耐へざるべし本員の畜犬の如きは勿論警察に届出で口輪を嵌め且ハート形に氏名を刻せる首輪も附しありて己に十分取締法を守り居れば是以上税金を納むる必要を認めず

鈴木藤藏君 本員も愛犬家の一人なるが本案は第一に租界の恐水病を豫防するを主眼とし租界の收入を増すは第二の問題なり租界には已に新たに細菌學専門醫師を招くに決定し恐水病に對する薬液は不絶其備せられ治療所の設備を整ふるに至りたるが此設備は依へば火災に對する消防隊の如きものにして本案即ち畜犬税案は犬に對し保険を附するに均し故に愛犬家の立場よりしても自己の愛犬が他の野犬に喰ひ付かれざる豫防策として大いに本案を賛成するものなり

天野健藏君 一ヶ年三弗とは如何なる点より割出せしか

高柳松一郎君 別に深き意味なし外國租界の規則等を酌量して決定せしなり

天野健藏君 本員は絶体的反對なり高柳君の提案せし理由は狂犬病を豫防するにあれども已に總論事よりは取締規則の發布せらるゝあり又警察署にては野犬の撲殺を盛んに勵行し居れば日本租界の五六十年の畜犬に課税するは餘計の事なり又鳥籠の中にも入るゝ如き犬と戸外を歩ませる小牛の如き犬と同様に課税するは當を得たるものに非ず厚敷に於て飼養する犬に公衆衛生を云々して課税するならば宜しく鶏、豚、

(87) 諸羊其他猫にも課税するを公平と認む本員は抑がる小問題を聰明なる高柳君に依りて提出せしを惜しむものなり他に議すべき重要問題多ければ本案は此儘撤回せられんことを希望す

高柳松一郎君 議案濫發の弊は本員の最も好まざるどころなれども本員が此案を提出せしは決して物好きに提出したるにあらず各國租界の現況を見るも畜犬に課税せざるは我租界のみにて英、佛、獨、露等總て徴税しつゝあり此精神は要するに狂犬の豫防策より出でたるものにて一方租界の收入を増殖するの兩得あるものなり本員は徒らに議場を騒がさんと欲するものに非ず衷心より本案の必要を認めて之れを提出するに至りしなり

安川 議長 他に議論なければ是より採決せん

高柳松一郎君 尙一言すべし天野君より厚敷に居る件にも同様の課税するやどの質問ありしが如何なる小犬にても恐水病に罹る虞あれば勿論課税すべし又古來鶏、豚、羊、猫等に噛み付かれ危害を被むりし例を聞かざれば勿論此等は同一に論すべきものに非ず

西村 博君 提案者に質問す本案は獨り日本人のみならず租界内居住の支那人の畜犬家にも同様に課税するものなりや

高柳松一郎君 然らば本員は反對なり已に各國租界に其例あるを以て畜犬に課税するも差支なきが如きも我租界は他租界と異なり支那街に接近せるを以て支那人の居住

(88) 者他租界よりも多く支那人の畜犬も亦多し然るに支那街には未だ皆て畜犬課税の例なきに獨り我租界に於て課税するに至らば租界内に畜犬せる支那人は漸次支那街に入り我租界の發展上に大なる妨害あれば絶對的に反對す

安川 議長 已に議論も盡きたれば本案を第二議會に移すべきや否やに就き可否を決せん爲め指名点呼を行ふ異議なきや(異議なし)

(西村書記長點呼)

原案賛成 二十二名

全 反對 二十八名

安川 議長 本案は反對者多數に就き否決す

安川 議長 次は日程第二

日程第二、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案 (高柳松一郎君提出)

高柳松一郎君 本案は調査の結果今少し時期早きに依り提出者たる本員より撤回す

安川 議長 提出者たる高柳君より撤回の申込みありたるに依り本案は撤回す

安川 議長 日程第三

日程第三、藝妓酌婦健康診断の件撤回建議案 (西本茂吉君提出)

藝妓酌婦健康診断の件撤回建議

明治四十二年度通常民會に於て議決せし天津日本藝妓酌婦に對し健康診断を實行する件を撤回せられたし

理由

(86) 續

(88) 續

在天津日本藝妓酌婦に對し健康診断を行ふは其實檢査を實行するに在りて斯く
ては諸體の面倒と差支あるを以て此件を撤回せられんことを望む

明治四十三年三月二十三日

提出者 西本茂吉
賛成者 藤田語郎
外九名

鈴木藤藏君 本員は昨年民會に於ける本問題の建議案提出者なるが本案に對し一言
すべし前日當地の邦字新聞天津日報投書欄に狗狼判官と云ふ罵詈雑言あり論じて曰く
本問題を民會に掛くるは恰も便所に臭氣ありとて應接間に右を撤が如く甚しき拙
策なりと一應最もなる道理にて雪隠の臭氣は座敷には來ず雪隠に蓋をすれば可なり
との意なれども今日には其臭氣が座敷にも應接所にも瀟々たるに之を防がんと
するも無きにより遂に座敷に上せしものにて昨年本問題を提出せしは只一時の好
奇心より出でしに非ず租界各方面に流行せる弊害の根柢を發見し他に執るべき道な
きを以て民會に提出したるものなり其當時安川民會議長は本案は穩當ならざるを以
て撤回しては如何との注意を與へられたれども監督官たる小幡總領事の熱心なる奨
勵に依り座敷一致を以て民會を通過し其後一年を経過せる今日に於て當該官廳が未
だ何等の發表を爲さざる以前に民會が又々反對の案を議するが如きは民會を侮辱せ
るものにて當民會の一大耻辱と云はざるべからず附設當該官廳にては決心極めて堅
く昨年當民會に於て決定せる法案の如く或は近々實施せらるゝならんこと云り故に本

(89)

夕の撤回建議案が仮んば議場を通過するも當該官廳に於て容れられざるは必然の
理にして斯かる問題を民會に於て議するは甚しき耻辱なるのみならず他に何等益す
る所なくして徒らに討論反駁するが如きは甚しき失体なれば此撤回建議案は提出者
の撤回するを待たずして斷然議長より却下せられたし然れ共若し面白半分は議場を
賑はさんとする者あらば來れば本員は十分なる材料を用意し居れば徹頭論議するも敢
て辭する處にあらず

豊岡保平君 本員は元來健康診断其の必要とする論者の一人なるが抑も本問題
が昨年も議場に出で今年も亦現はるゝは實に遺憾とする所にして願くは本建議案は
無事に撤回する事とし若し反對の意見を吐かんとする者あらば斯かる公然たる議場
に現はれず他に採るべき方法もあるべし當該官廳も本問題に就き懸念せられ居る
は確たる事實にして己に昨年一度民會に於て議場一致を以て可決せしにも拘はらず
一年を経たる今日迄實行を見ざるは如何、深き意味は知らざるも當該官廳が少な
らぬ考慮を廻されつゝあるは此一事を見ても察するに足れり而して早いか遅いか何
日か實施せらるゝ時の到着すべき問題なり仮令表面上健康診断と云ふも内實は即ち
檢査にして斯かる不潔なる問題を幾度となく議場の上には不可も亦甚だし此際提出
者は此点を鑑み大人しく撤回し他の方法に出でんとを望む昨年原案通過の際監督官
の説明に「仮令民會は否決するも官廳に於て取極めざるを得ざる問題なれば種々
研究を重ね居たるに幸ひ民會の後援を得て心丈夫となれり」とあるが如く監督官廳
に在りて斯くの如く研究されつゝあるを思へば再び該問題に關する提案を爲すより

(90)

は官憲の胸中に訴ふるを可とす斯くすれば提案通りには行すとも或程度迄は提案の
精神の通ずる事となるべし然れども之を捨て、討論に附し不幸にして提案否決せば
最早身動き出来ぬ羽目となるに至らん故に今日の場合は提出者より本案を撤回する
を上策とす又一面斯かる事にて貴重なる時間を空費するは口惜しからずや

西本茂吉君 本員は提案者として斷じて本案の撤回に同意せず是には有力なる理由
あり只今豊岡君及び鈴木君の説に依れば本問題は奥座敷の談にして公然議場に於て
論すべき性質のものに非ずとの事なり然らば問ふ何故に昨年の民會に提出して斯か
る種子を蒔かれたるや又一一年経過の今日に於て未だ實行の出来ざるが如き原案を撤
回するに何等の不思議がある本員は今夕本問題の原案撤回建議案を提出せし理由に
つき更に謹んで一言を述べん本員は昨年何の爲めに本問題に關する原案を民會に提
出せられたるかを今更し解に苦しむものなり本問題は内地にても或地方に僅かに實
行しつゝあるのみにて全國檢査の制なし然るに外國に迄來り斯かる耻を懸すにも及
ばざるべきに強いて之を行はんとするは非文明的動作ならずや加之檢査は態々之
れを行はずとも個人衛生を發達せしめばより以上の効果あるは疑を容れざる所にし
て諸君が只一方のみ眼を配り個人衛生を疎かにせらるゝは遺憾に絶へず殊に露街
の如きは所謂買物に買ひ物にて双方とも個人の注意を肝要とす此事に就ては監督
官廳も大に顧みる所ありて専門の醫師に諮問されしことありしが醫界は個人衛生を
發達せしめば檢査の必要なしと云ふの意見に一致し醫界其の者の總べての意見を踏
合せ檢査案には悉く反對にて寧ろ今少し充分なる個人衛生の設備を爲すの必要あ

りとなせり然るに若し之を措き檢査を實行するとせば相當の費用を要するは無論の
事にして民會の提議なれば無論總べて民團より其費用を支出せざるべからず假り
に其經費を算するに醫師一人補助員一名とするも其他の費用を計上して經常費に少
なくとも一年約五千圓を要し尙且つ設備其他臨時費用として約三千圓を要すべし斯
如き少からざる經費は民團に於て何の財源に依つて支出すべきや其だ疑ふべきなり
殊に實際の有様に於ては正式の檢査を行ふの必要なく個人衛生に多少を掛けたる
位の程度に於て適當の方法を講ずれば夫れにて充分なり而も多くの費用を投じて檢
査を實行したる際に於て其結果如何と察するに恰も富士山の絶頂に鐵道を架したる
に均しく壯は即ち壯ならんも徒らに風致を害するに止まり何を得るところなかるべ
し本員は尙ほより原建議案の執行が如何なる影響を我租界に及ぼすべきやに就いて
滿洲語の注意を願はんと欲す萬一原建議案を實行するとならば必ずや藝妓酌婦
をして内地に歸らしむるに有力なる最上の材料を供給するともなり藝妓酌婦の過半
は前借踏倒しの目的を以て故意に離脱すべく此場合に於ける資本主の損害を算すべ
ば約三萬圓以上となるべし而して此等の損害を蒙るべき資本主は獨り料理屋のみな
らず彼等に對する資金の出所は此日本村を組織せる前橋若くは無盡等に依り頼み出
せる者多きを占むるを以て強いて原建議案を執行するに於ては目前資本主の蒙るべ
き三萬圓の損害は引いて金融破滅の基となり商酌秩序を亂し一部商人間に少な
らぬ影響を及ぼすべし之れが爲めに會社(建物會社を除く)或は月給取は何等の苦痛
を感せざるべきも建物會社を始め小商人の蒙るべき損害は梅毒よりも甚だしかるべ

し故に租界の發展を圖る爲めには檢査の利益より租界の損害の大なるに考慮を廻らし充分なる審議を遂げられん事を希望して止まず

鈴木敬親君 本員は天津居留民會の体面を重んずる爲め諸君に告げ先刻豊岡君より料理屋にも同情を寄せ當民會の体面も保ち將た又監督官廳の威嚴をも損せざる至れり盡せりの精論ありて本建議案提出者の反省を促し本案の撤回を陰に囑ひ望まれしにも拘はらず發案者たる西木君はあらゆる方面に亘りて頗る明説を吐き恰も往時に於ける日本村の村長然として社會的議論を交へられ謙んで拜聴の榮を泰ふせしが本案は民會の体面に係はる問題なれば往々に我意を徹ふさんとするは此際十分心すべき事柄なりと惜す本員が個人として官憲より聞きし所に依れば昨年民會にて多數の賛成ありしにも拘はらず監督官憲に於ては尙ほ各方面に於ける健康診斷の状態を調へたる上天津に於ても公衆衛生の爲め健康診斷を實行せらるゝ意向なる由吾々租界民にとりては誠に喜ぶべき事なりと思ふ然るに昨年滿場一致を以て議決せし事件に對し今年更に之れを撤回せんとするは民會として体面上出来得べき事に非ず故に本員は提出者自ら本案を撤回されん事を希望する次第なり本員も不肖ながら一ヶ年に亘り行政委員會幹事を勤めし爲め各方面に就き状況を察したれば願くば公衆衛生の目的を達し一方當業者に對しても餘り迷惑ならざる様と私に官憲の穩當なる所置を期待せるものにて現下の監督官憲は至つて賢明にして此等の事理に通せずとも思はれざれば租界の不利を招くが如き方針を執らるゝ事斷じて無かるべし殊に斯かる問題は監督官憲の権限内にありて如何に擧揚に於て論議するとも効力

(93)

あるものにあらざる故に願はくは關係者が困難を感ぜざる範圍内に於て公衆衛生發展の目的を達せしむる爲め本案の撤回を望んで止まず

西村 博君 本員は本案賛成者の一人なるが前記に述べられたる諸君の説の如く本案を斯かる公開の議場に提出すは確かに間違ひなり而して其間違ひの起りは昨年三月の民會にありて神聖なる當民會は一度深き汚点を印せられたるなり是れ果して何人の罪を或る如く正々堂々として他の模範たるべき天津居留民が彼等の爲めに議場の神聖を破られたる爲めに其印せられたる汚点を濯ぎ議場の神聖を回復せんと欲して今回本案を提出せしものにて且つ其當時と今日とは状況をも異にし居れば尙本案を賛成したる次第なり行政處分に關する事項は監督官廳の手にありて吾人の嘴を容るゝを願はざるどころなるも昨年官憲は本問題に關し民會の意嚮を聞き度き希望あり時の議長は注意あるにも拘はらず本件を民會議案とするを賛し遂に一致可決するに至りたるは今尙ほ記憶に新なるどころなり而して當時該案は突如として議場に現はれ且つ今や將に閉會せんとする間際に於て議題となりたるを以て議員諸君は其利害得失に就て深く考ふるに遑なく騒々擾々たる理に可決せしどころのものなり元來民會に於て將來の計を立てんとする本案は悉く充分討議に討論を重ね而して後議決せらるべき筈のものなるに左はなくして突然匆々の理に可決せしが如きは實に遺憾に堪わざるなり而して本件は昨年の民會に於て決議せられたるにも拘はらず一ヶ年を経過せる今日に於て尙未だ實行せられずとも雖も本來民會の決議のみにて實行さるべき問題に非ざれば或は決議の効力未だ消滅せざるべきも既に民會が滿場一

(94)

致を以て決議せる問題の實行を一ヶ年間躊躇せるは監督官廳に於て深く感るところあるを疑はず曠て清國各地に於ける居留地に徴するに何れの所にか檢査を實行しつゝありや天津は模範的居留地として他にも許され已れも亦自認せる名譽ある居留地にありながら好んで此愚を學ばんとするに至つては吾人は其常識を疑はざらんと欲するも能はざるなり或は云はん滿州に於ては現に行ひつゝあるに非ざるかと、然り然れ共滿州は別問題にして彼地は戦役の遺物として多數の邦人入込み殊に軍人多数を占むるが故に其衛生上臨機の所徴を執りたるものにして滿州と當地とは同じ清國內なるも其内容は大に異なり滿州は諸君の知る如く我が勢力を以て築かれたる土地にて帽子を被らずとも勝手に通行の出来る土地なり素足にても誰咎むる者もなき土地なり此の如き土地と我租界とは到底全一視す可きにあらず故に我天津の如き模範的居留地に於て本件の如き議決を爲し置くは不本意至極につき本件は各自の衛生心に訴ふると共に收民官に於て相當の監督を爲せば斷じて檢査の必要なし尙ほ前建議案の實行は本案を撤回せんとせざるに拘はらず當該官憲の隨意なれ共尙も己に本問題に關して一度民會の意嚮を參考せられし以上は新たな状態、異なる理由、變化せる現状に就き改めて此所に討論し新たな民意を當局の參考に供するとの強も無益ならざるを信するなり本員は尙此外無限の材料を有するを以て若し曉諭を強ひんとする者あらば夜を日に次ぐも敢て辞する所に非ず一言述べて賛成の理由とす

(95)

鈴木敬親君 民會の体面を保たんとは諸君と共に希望する所なれば若し一度民會の汚れたるを知らば前轍を踏まざるが民會議員の本意ならずや

(96)

菊池季吉君 先刻より明論續出し何れも一理あるが如きも何故に本問題に關し昨年も人氣を取り又斯く雄辯を揮ふ必要あるかを疑ふ民會は益なき辯舌を戦はず處所に非ざれば一度生じたる弊を重ぬる如き事なく速かに問題を解決せん事を切望す

藤田語郎君 本員は昨年の民會に於て檢査問題提出案賛成者の一人なりしが爾後一ヶ年間研究を遂げ其非を覺り茲に少しく意見を吐露せんとす先づ檢査が世界何れの國に於て行はれつゝあるかを問はるに歐洲に在りては獨乙、埃太利、二ヶ國東洋に在りては日本一ヶ國のみにして獨乙に於ける檢査方法は一級、二級、三級に分たれ一級は年齢廿四歳以下とし一週間に一回、二級は二十五歳以上三十四歳迄一週間に一回、三級は卅五歳以上とし二週間に一回つゝ之れを行ひ居り而して其檢査處は如何なる所に於て受くるかを問はるに密着賣の初犯は私立の病院或は各自任意の醫師に診斷せしめ二犯よりは區醫をして診察せしめ官廳に報告せしむる事とせり埃太利の首都維納には六十名の公娼ありて其制度は日本と全七佛國は自由民權の盛なる土地柄なるに依り檢査の制なし、英國は人格の高きを誇る國柄とて又此舉なく日本に於ては吉原洲崎其他各地に公娼の設備ありて檢査を實行しつゝありて其淋病菌の發見されし統計を見るに十八、五パーセント即ち百人に就き十八名半の割合にて其内入院を要する者は僅かに九名に過ぎず極めて微々たる數なり今假りに天津に百名の娼妓酌婦ありとして僅か九名の爲に多大の經費を要するは甚だ無益の業なるのみならず天津は各國人の集會地なれば是に對しても餘り體面良き事に非ず檢査を實行せん

(98) (97)

せんとするならば、公債を設けずして公債なくして検徴を實行するが如きは他に
 案を得べからざる事實なり

安川 議長 討論終決

安川 議長 本案に就き可否を決する爲の指名点呼を行ふ(無記名投票にされたし
 と呼ぶ者あり)

安川 議長 然らば議場に諸君無記名投票賛成者は起立(起立者少数)

安川 議長 無記名投票は賛成者少数に付指名点呼とす

(西村書記長點呼)

本案賛成 二十六名

全 反對 二十五名

安川 議長 本案は一名の差を以て可決せり

安川 議長 今より五分間休憩す

再會 午後九時五十分

安川 議長 是より日程第四を議すべし

日程第四、明治四十三年度民衆入出總算案

菊池 委員 本案は鈴木行政委員會議長の留守中なりしを以て本員代理として各部
 より豫算を案の編成せるものにて大体は四十一年度及四十二年度の十二月末迄の
 豫算と實際收支の成績とを比較し各担任委員と審議の上其中を取りしものなるが必
 要なる事業の施設と共に各部の要求額甚だ膨脹せしも出來得る限り節約を處へ辛ふ

して本豫算額に切詰のたり勿論収入に至つては是れ以上に増収の餘地無きを以て諸
 君に於ても充分審議の上協賛あらんことを希望す

鈴木行政委員會議長 豫算案を議するに當り諸君に對し希望すべき事あり即ち承知の
 通り行政委員は國家の政治に與れる大臣とは其趣を異にし諸君の自由意思に依りて
 選舉せらるるものにして迷惑を恐るる公衆の爲めに盡せる人々も少からず而して豫算
 案は此等の人々が願ふ熱心に十分の調査を遂げ編成したるものなれば諸君も之れを
 議するに當り其勢の少からざるしを思ひ十分審議を遂げられたる又諸君の氣付かれ
 たる点は充分に發表せられんことを希望すると同時に本豫算案に其しき變動を及ぼ
 すが如き問題を吐露の間に建議して豫算の大体を破壊する様な事を切望す尙ほ
 諸君が民衆の爲めに有利なりと認められたる事業にして行政委員の氣付ざる事あら
 ば民衆を待たずとも豫め自己の意見を行政委員會議長に呈し互に胸襟を開
 ひて意志の疏通を圖る方租界行政の上にて圓滿に且つ遺算なく事業の進捗を圖り
 得べしと信ず民衆に於て短時日の間に彼是ど輕卒の議論を戦はずよりは平民團事
 務に注意し確固たる方針を定め而して後其實際の施設に貢獻すること最も要の得た
 るものなりと信ず故に此精神を以て諸君に一言し諸君は本案は例に依り何れの特
 別審査委員を選んで附託さるることならんも委員の審査後定案に際し變更を來さ
 るる豫算案の爲め諸君の意見を聞く事とすべし尙ほ豫算案出常部中巡捕の
 俸給を一人前二十仙宛減額せるは本案編成の際官地拂上資金積立の必要上餘儀なく
 減額し昨年度實際の支出を標準として此平均額を算出したるものなれども今日に於

(100) (99)

ては官地拂上も延期となり旁財政も左迄苦しからず且つ警察當局より巡捕俸給額を
 復舊されたしとの交渉もありたれば豫め諸君に報じ置く次第なり

天野健爾君 歳入經常部第二款第八項の貸座敷二十四弗は昨年度の豫算にありて本
 年度になし何故なりや

鈴木行政委員會議長 昨年は神風樓が支那街三不管兒にありしを以て貸座敷として
 賦課せしも本年は租界内に移轉せるを以て妓女の課金を徴収し貸座敷の課金を徴収
 せざるが故なり

豊岡保平君 歳入第四款第一項預金利息の昨年度に比し百五十弗を減せるは如何
 森本 委員 昨年は壽街開修積立金等定期預金ありしも本年は已に支拂済となり預
 金の減少せしに依る

豊岡保平君 歳入第六款雜收入中に藥價三拾弗であるは如何なるものなるや

鈴木行政委員會議長 公衆衛生上常に實扶的利亞血清液を備へ置き時々必要に應じ
 譲り渡すことあり雜收入中の藥價は此代金を見積りしものなり

沖田介次郎君 歳入第三款土木費は歳入經常部中最も多額を占むるに本年は昨年よ
 り二百六弗三十八仙減少し居れり日本租界の道路は修繕粗雑の爲め他の租界に比し
 昨年より感しかなり道路の全体低下せり本年度に於ては其邊の修道費を支出して此
 豫算にて足れりや或は應急修繕のみに止むるものなりや

福山 委員 土木費の全体に於ては前年度より多額の減少せるも是は全く電燈料低下
 の爲め修道費減少の結果にして道路修繕費は却つて多少の増額と爲せり

沖田介次郎君 前年度も道路の修繕は至つて姑息の修繕を爲すのみなりしが斯かる
 修繕方法にては將來一時に非常の入費を要するに至るべし一方より考ふれば人力車
 及車税等の財源は唯一の修道財源なれば姑息と思ふ場所は餘所あれば大破壊に至ら
 ざる前修道費を増し完全に修繕すべし即ち天竺茶園前等の如く大体低下し居る場所
 を速かに修道し大破壊に至らざる以前に修道するを要する等の費用も差支なく支出
 し得るや

菊池 委員 修道費は大体に於て其要求額より二割を減せりとは大部分山口街の修
 道費を減じ其他は大体技師の見積りを採用せるものにて山口街の修繕は目下の所稍
 姑息に流るゝやも知れざれども是は次年度を待つて議する所あらん其他の道路は相
 當の程度に於て修道し得る豫算なり

原田俊三郎君 歳入第三款市場料の収入は僅か二百二十弗八十仙のみなるが可なり
 大なる建物にて新築後已に三年を経たるにも拘はらず頗る不繁昌の状なり此際如
 何にもして特別の方法を講じ収入増加を圖るべき方法なきや

菊池 委員 當局に於ても僅かの収入にて回市場を擁護するを不可とし研究の結果
 壽街に面したる部分を現住福壽街に添へる部分と同様に両向きに改造せば借人も
 多く従つて市場も繁昌し収入も増加せん見込にて之れが改築案を立て本年の民會に
 追加豫算として提出せり

豊岡保平君 歳入第五款第十五項の教育補助金とあるは共立學堂の補助費なるや果
 して然らば之は豫じめ學堂當事者と談合の上なる哉又行政委員單獨の決定なりや

菊池 委員 行政委員會にて豫算編成の際共立學堂に關係ある支那人の重立ちたる者連署の上増額を請願し來りたるが請願月額は百八十弗なりしを學務委員西村君及本員同道にて同様に赴き過去一ケ年間の状態並に現狀等を取調べ強ち彼等の請求通りならざるも立ち行く見込あるを以て月額百二十弗を増して百五十五弗の補助を與ふる事とせり

豊岡保平君 然らば當事者の請願は百八十弗なりしも百五十五弗與ふれば立ち行くとの考へにて減じたるか
菊池 委員 然り
西本茂吉君 昨年の百二十弗を本年百五十五弗に増したるは全部共立學堂の補助なるや
菊池 委員 然り全部共立學堂の補助なり

鈴木藤藏君 共立學堂に補助を爲すは間違ひに非ざるや共立學堂は支那人を教育せるものにて日本居留地内にある支那學堂は天安里にもあり教育補助を共立學堂のみに與ふるは他に何等かの理由ありや
菊池 委員 天安里の學校は有るとは聞けど行政委員會にては如何なる學校なるかを知らず共立學堂は歴史上從來の例により補助するものにて天安里にある學校は薄々聞くに外人が營利の目的にて設立せるものなりとのことなれば斯かるものに對し民團より補助を與ふる必要なし

清水幸三郎君 歳出第一項の修繕費は昨年六十弗なるに本年は何故に二百二十五弗に増額せしや
菊池 委員 昨年は豫算を誤り修繕費を少なく見積り天棚、暖爐の据付、煙突掃除等を雜費の内に入れて爲にて本年は是等を雜費より修繕費に入れて爲め増加せしなり
原田俊三郎君 歳出第一項の修繕費を見るに昨年の豫算と異なる所なし然るに我政府は議會に於て官吏増俸を決定し東京の如く自治機關の區、市役所員も同俸を以て恩典に浴する事となり然るに當自治機關の吏員には何等増俸の事なし此際公吏は一律に増俸すべきに非ずや
菊池 委員 至極尤もなる御注意なれ共經費の餘裕なければ遺憾ながら實行すること能はず

沖田介次郎君 清國人教育補助費即ち共立學堂補助費は百五十五弗にて此百五十五弗は一ヶ月の全經費なり抑も民團より與ふるものは同學堂の補助費なれば經費の全額を支給するの要なし或は幾分他に収入の道ありや
菊池 委員 授業料を徴せざれば他に収入なし補助とは云へ民團にて全部經費を
持てるものなり
沖田介次郎君 然らば全然民團立學堂として夫れ相當の設備を施しては如何
菊池 委員 其所迄は未だ進まず目下行政委員會に於て考案中なり從來同學堂には清國人の組織せる教育慈善會より毎月三十五弗つゝ補助しつゝありしも經費尙不足し或は借金し或は寄附或は物品の寄贈へば支那人より石炭、運動器具、其他教場

修理等を受けつゝ今日迄維持し來れるが別途寄附金の卅五弗と從來租界局より給與せる百二十弗と都合百五十五弗の補助とせば可ならんと信じたるも本年の新學期には入學生の數二十名の多數に上り此額にては又々立行かざるに依り更に相當の補助増額を得度しとの事なりし併し兎に角前一ケ年間の収支に照らし大体に於て此補助額即ち月額百五十五弗ならば經營し得べしと信ず之れを民團立とするは更に研究を要すべき問題なり

豊岡保平君 若し共立學堂の財政が苦しとすれば今少し補助金額を増すの餘裕ありや
菊池 委員 豫算の都合上本年度は是れ以上與ふるを得ず
原田俊三郎君 歳出第一項の修繕費は何等の必要上増額せしか租界の行政委員長とか學務委員とかの諸君の出張費なるか若し夫れとすれば各所の出張随分頻繁なる様子なるが本年度は實際此金額にて足れるや或は成るべく出張せしめざる方針なりや
菊池 委員 旅費は從來餘り使用せざれば其年度の豫算にては少額なるを以て倍額とせり

原田俊三郎君 同第九項の公告費は以前新聞社が二社ありし時租界局は兩方向様に廣告を爲し居たるが這次合して天津日報となり廣告料も可なり値上せるに就ては新聞社は從來の廣告料にては引受ざるべく従つて此豫算にては不足を告ぐる事なきや
菊池 委員 從來兩社の新聞廣告費は一社一ヶ月十弗即ち兩社にて二十弗なりしを
今回合して一社となりしに以前の一社分即ち二十弗の豫算に計上せり
鈴木藤藏君 從來如何に風塵を飛ばすも旭街電車線路内は撤水せざるが電車線路内の道路の氷積すは他に何等かの理由ありや
菊池 委員 其邊迄は監督行届かず而して他に理由なし
鈴木藤藏君 公園内の電燈は重に公園に用らるゝ時即ち主として夏季の夕方に必要にて冬季に在りては利用する人なければ冬季間は之れを廢して可なり何の利あつて十二ヶ月分の点燈費を支出するや
菊池 委員 電燈は園内を明るくする必要上点じたるものにて従つて夏季の差別なく年中点燈するなり

原田俊三郎君 歳出第四項の水代は居留民が日常使用するのみなるや又は火災等の際消防に使用する水代をも含み水道會社へ支拂ふものなりや尙念の爲め附言す支那街は火災の際並に消防演習に使用する場合は幾何を使用するとも水代は總て無代なり而して支那街の廣さは日本租界の約廿倍なれども水代の額は日本租界程に上らず或は此等の關係あるに非ずや
菊池 委員 本員は水道會社と火災等の場合に於ける協定如何を知らず併し居留民が日常使用する水量近來増加の傾向ありて昨年に比し本年度は増加すべきを豫想して此金額を見積りしなり
高柳松一郎君 歳出第十二項第一項の公園係俸給月三十弗とあるは現在係員ありて事實俸給を拂ひ居れるや

(106)

安川 議長 然り公園係りありて之れに月給を拂ひ居れり
高柳松一郎君 其公園係は日本人なるか又支那人なるか日本人ならば願る安値に非
らざるや
菊池 委員 日本人なり是は特別の事情の下に低額に甘じて公園に盡し居るなり
高柳松一郎君 園藝の心得ありや
菊池 委員 勿論有り
富成一二君 歳出第三款土木費中に開口の道路修繕費用は算入しあるや
安川 議長 有り
山下竹三郎君 歳出第九款の保険料の支拂は開を以てせるを保險會社と定約し弗に
しては如何
菊池 委員 歳算は従前の例に依り開とせり
清水幸三郎君 保險料は何所の建物に對して支拂ひ居れるや
菊池 委員 建物としては小学校と市場なり
藤田語郎君 保險率千分の五は高からざるや
菊池 委員 會社と交渉の結果同率より下すことを得ず
中戸川忠三君 第三款第二項の中の「ローラー」用石炭は粉炭なるか又は塊炭なる
か尙ほ一噸幾何に當るや
菊池 委員 塊炭にして一噸十一弗半に當る
中戸川忠三君 塊炭なれば今少し安價ならずや目下の所にて大抵一噸八、九弗上等
にて九弗五十仙位なり
菊池 委員 炭價も時々高低あり且つ實地は必ずしも豫算通りに支拂はざれば先つ
斯く見積れり
藤田語郎君 歳出第六款第十項の衛生補助費は昨年は一ヶ月三十七弗なりしに本年
は倍以上に上れり如何なる理由なりや
菊池 委員 從來は一ヶ月三十七弗の補助なりしが公衆衛生事務の外小学校の衛生
事項を担せしむるに至り從來の補助額は少額なれば行政委員會に於て相當額額の
必要ありと認め月七十五弗と改へたり
藤田語郎君 昨日の民會に於て可決せし細菌學專門醫師を民間に僱用し州界及小學
校の衛生を担任せしむるに至れば此補助金は不要ならずや
菊池 委員 其程度未だ不明なるも當補助金額は多少減少すべし
富成一二君 巡捕の人員減少するも警察署は充分警戒行届くや
菊池 委員 巡捕の人員は減少せず只給給總額の減少せるは一人に付二十仙短減せ
るが爲めなるも是に就ては前きに鈴木行政委員會議長より説明ありし通り仮令豫算
の平均額は減せるも實際支給の係給額は減せざるなり
富成一二君 昨年来開口には巡捕の立番なし開口は界内にも殊に紛々たる地區
なるに全地方は必要なしとの事にて立番を廢したりと聞く併し實際は必要を感じつ
よあるを以て左迄に豫算を減せざるも宜しからざるや
菊池 委員 經費の節減上出でたるものにて租界當局は以下の處配置充分なりと認

(105)

るむも果して不足ならば當局に向ひ充分意見を聞きし上にて變更する事あるべし
富成一二君 電燈費の負担は私道に有る分は建物會社の負担なるか又は租界の負担
なるか
菊池 委員 租界の負担なり
富成一二君 私道の撤水費は如何
菊池 委員 同く租界の負担なり
清水幸三郎君 水代の收支を比較するに、入甚だ多し水は如何なる貧民も使用する
ものにて當豫算に據れば五割の利益は儲け過ぐると思ふ幾分値下げしては如何
安川 議長 意見は後に述ぶる事とし其他に質問なければ直に第二讀會に移らん
異議なし
安川 議長 異議なきに依り第二讀會に移る
西村博君 本案は充分審議の必要あるを以て特別審査委員五名を選び之に附托さ
れたし
鈴木行政委員會議長 特別委員附托は當然なれども委員の審査後に於て可成變更な
からしめん爲め本々諸君の希望を聞き置いては如何豫の諸君の希望を聞き置いと豫算
の審査上大なる参考となるべし
安川 議長 此次の議事日程にて聞く事とせん
安川 議長 西村君の提案に賛成者は起立(満場起立)
安川 議長 満場一致を以て委員附托に決す

(108)

安川 議長 本案特別審査委員の選舉は如何なる方法に依るや
原田俊三郎君 議長の指名に一任せん(賛成)
安川 議長 然らば議長より指名すべし
安川 議長 本案の特別審査委員として左の五氏を指名す
原田俊三郎君、山下竹三郎君、小橋勇治君、豊岡保平君、高柳松一郎君
安川 議長 本案特別審査委員開會期日は退つて當方より通知すべし
安川 議長 次は日程第五
日程第五、明治四十三年度歳入支出追加豫算案
安川 議長 本案の第一讀會を開く
菊池 委員 小學校屋内体操場は從來新築の必要ありしを本年に延ばし居たるもの
にて又租界公設菜市場は多額の費用を投じて建設せしむ設計も十分なるに依り之が
改造の必要あり、又從來の消防家は陳腐にして消防用諸器械を保存し難く器具の
損傷少からざるに依り之れを改築移轉せんとするものにて此三個の必要事件の爲め
に本追加案を提出したり、但し其歳入に就ては小學校体操場築造費の内へ特別基金
とし存置せる教育寄附金を繰入れ残餘は四十二年の歳入剩餘金を以て之れに充てん
豫算なり
清水幸三郎君 市場改造費の一千弗は如何なる方法に使用するや
菊池 委員 福島街に沿へる店舗の如く露街に面し店舗十一軒に改造するにありて
從來は奥となり居り賃賃に一月十仙なりしを這次店舗に改造せば相當の収入を

(107)

安川 議長 然り公園係りありて之れに月給を拂ひ居れり
高柳松一郎君 其公園係は日本人なるか又支那人なるか日本人ならば願る安値に非
らざるや
菊池 委員 日本人なり是は特別の事情の下に低額に甘じて公園に盡し居るなり
高柳松一郎君 園藝の心得ありや
菊池 委員 勿論有り
富成一二君 歳出第三款土木費中に開口の道路修繕費用は算入しあるや
安川 議長 有り
山下竹三郎君 歳出第九款の保険料の支拂は開を以てせるを保險會社と定約し弗に
しては如何
菊池 委員 歳算は従前の例に依り開とせり
清水幸三郎君 保險料は何所の建物に對して支拂ひ居れるや
菊池 委員 建物としては小学校と市場なり
藤田語郎君 保險率千分の五は高からざるや
菊池 委員 會社と交渉の結果同率より下すことを得ず
中戸川忠三君 第三款第二項の中の「ローラー」用石炭は粉炭なるか又は塊炭なる
か尙ほ一噸幾何に當るや
菊池 委員 塊炭にして一噸十一弗半に當る
中戸川忠三君 塊炭なれば今少し安價ならずや目下の所にて大抵一噸八、九弗上等
にて九弗五十仙位なり
菊池 委員 炭價も時々高低あり且つ實地は必ずしも豫算通りに支拂はざれば先つ
斯く見積れり
藤田語郎君 歳出第六款第十項の衛生補助費は昨年は一ヶ月三十七弗なりしに本年
は倍以上に上れり如何なる理由なりや
菊池 委員 從來は一ヶ月三十七弗の補助なりしが公衆衛生事務の外小学校の衛生
事項を担せしむるに至り從來の補助額は少額なれば行政委員會に於て相當額額の
必要ありと認め月七十五弗と改へたり
藤田語郎君 昨日の民會に於て可決せし細菌學專門醫師を民間に僱用し州界及小學
校の衛生を担任せしむるに至れば此補助金は不要ならずや
菊池 委員 其程度未だ不明なるも當補助金額は多少減少すべし
富成一二君 巡捕の人員減少するも警察署は充分警戒行届くや
菊池 委員 巡捕の人員は減少せず只給給總額の減少せるは一人に付二十仙短減せ
るが爲めなるも是に就ては前きに鈴木行政委員會議長より説明ありし通り仮令豫算
の平均額は減せるも實際支給の係給額は減せざるなり
富成一二君 昨年来開口には巡捕の立番なし開口は界内にも殊に紛々たる地區
なるに全地方は必要なしとの事にて立番を廢したりと聞く併し實際は必要を感じつ
よあるを以て左迄に豫算を減せざるも宜しからざるや
菊池 委員 經費の節減上出でたるものにて租界當局は以下の處配置充分なりと認

計り得べし

豊岡保平君 歳入の部に前年度剰餘金として五千七百七十六弗八十四仙を計上せり

然るに本年度に於ては已に多数の支出を見る決議ありしが斯くても尙餘財ありや

菊池 委員 本年二月末に於て約九千弗乃至一萬弗の剰餘金あれば差支なし

清水幸三郎君 市場の改造費に一千弗使用すれば収入凡そ幾何を得るや

菊池 委員 前述の如く店舗十一間出来の豫算にして貸賃一ヶ月一間に付き三弗とすれば一ヶ月三九十六弗の収入ある次第なり尤も福島街に面せる分と全一に課するを得るや否やは不明なるも兎に角此程度の増収ある見込みなり

中戸川忠三君 歳出修繕費中の煉瓦は一個幾何の價なるや又瓦匠、苦力日は日雇賃何程を與ふる豫算なりや

菊池 委員 苦力一日二十五仙、煉瓦一萬につき七弗、瓦匠一日四十仙の豫算なり

中戸川忠三君 煉瓦の如きは數物にて一個に付き五毛相違するも多數となれば此邊は特に委員の御注意を乞ふ

豊岡保平君 此剰餘金の内には新道開修に使用する數四千六百五十一弗八十仙もあり思して本案と兩者共に目的を達し得るや

菊池 委員 兩者共行ふて差支なし

清水幸三郎君 修繕費中石灰の相場は幾何なるや

菊池 委員 一萬斤に付四十二弗の豫算なり

安川 議長 本案第一議會異議なければ直に第二議會を開かん(異議なし)

(103)

(110)

安川 議長 然らば第二議會に移る

西村 博君 本案も四十三年度歳入出豫算案と同一の特別審査委員に附托されたし

安川 議長 西村君の提案に係る四十三年度豫算案と同一の審査委員に附托するの

説に賛成者は起立(全會起立)

安川 議長 満場一致の賛成に依り本案は四十三年度歳入出豫算案特別審査委員五

名に審査を附托す

安川 議長 本案及四十三年度歳入出總豫算案特別審査委員は明廿六日午後一時

より租界局に於て開會すべし尙ほ同時に新道開修特別會計歳入出豫算案審査委員

も同場所にて開會すべし

安川 議長 尙ほ先刻鈴木行政委員議長より注意ありし事柄は至極必要なりと認

む三案共審査委員に附托する以上は出来得る限り審査を速ぐる等なるに依り一旦審

査せしものに對しては可成同意あらんことを希望す故に此際充分審査委員に對し諸

君の希望を陳述せられたし尙ほ第二回に於て委員附托に決議せし新道開修の豫算案も

あれば之も亦同様に希望を述べられたし

清水幸三郎君 菜市場の改造に一千弗を投じ一ヶ月三十三弗の増収としても尙且つ

極めて僅少なり是は寧ろ改造せずして他に利用の方法を講せんことを望む

高柳松一郎君 明日は生憎要件有り審査委員會に出席するを得ざれば審査委員を變

更されたし

菊池 委員 大低なれば御勉めありたし

鈴木藤藏君 今次の豫算案を見るに行政委員の豫算編成に苦心の跡歴々たり依て本

委員は昨夜發言せし攻撃的言説を取消す、次に豫算審査委員の諸君は從來往々歳出に

専念して歳入に細心せざるの感あり本員の聞く所に依れば小き店構への家にては

大なる利益を収むるあり又大なる店構へにても収益少なき家ありて營業課金の賦課

に就て或は公平を欠ぐものあり尙ほ取得課金者の中に本員の知友に自己の収入の

割合より以上の負担を爲し居る者あり夫は租界に對する義務として些の事情も並べ

ざれども他の一方には全然之れに反せるものあり即ち租界の一部に廣大なる住宅を

構へ馬車を備へ雇人も數多使用せるに拘はらず一期四弗の課金を納むるのみにて民

會議員の資格無き者あり若し此等のごとが義務と心得得る以上課金を納めつゝあ

る人々に聞ゆるならば恐らくは十分の課金を納入せざるべし依つて審査委員は歳出

にも歳入にも充分研究を重ね調査せられん事を希望す

沖田介次郎君 豫算審査委員に希望す共立學堂の經費は全部民團より支給しつゝあ

りて其額千八百六十弗なり之に依つて見るも補助の文字は間違なり經費の全部を支

給する以上は補助の名目を去り名稱を民團立學堂教育費とせられん事を望む其代は

りとして千八百六十弗にて經費不足の場合はこれを補充するの必要あり然れども斯

くなれば行政委員に於て全部の權利を持ち支那人よりする寄附等を廢め授業料を徴

收するを可とす

鈴木藤藏君 本員の希望は旭街電車線路内の撤水と今一つは点燈にして月夜には街

燈の必要なし或時は月より送る光線のため電燈の影が地上に映り居ることあり斯

かる海暗き電燈は其効を認めざるが故に少なくも一ヶ月に一週間は之れを要せざる

なり此儀は民團より會社と交渉されたし尙ほ公園内の電燈も一ヶ年中四ヶ月若しく

は五ヶ月点し其餘は廢し經費の節減を圖るべし共立學堂の補助費は全廢を希望す

富成一二君 開口の道路は一の街燈なく夜間は殊に物騒なり宜しく電燈の架設を希

望す尙ほ警邏の爲めに巡捕一名を増加されたし

清水幸三郎君 利益多き水代は貧民を苦しむるに均し収入を増さんには他に節約を

加ふれば可なり水代を廉價にせば一般に喜ぶべし

安川 議長 本案に對し最早他に質問者及意見者なきや(なし)

安川 議長 然らば本案は是にて閉會す

時に午後十一時二十五分

第五回 議事日程

三月二十八日 會場 日本俱樂部

第一、新道開修特別會計歳入出豫算案第二議會 (審査委員長報告)

第二、明治四十三年度民團歳入出總豫算案第二議會 (審査委員長報告)

第三、明治四十三年度民團歳入出追加豫算案第二議會 (審査委員長報告)

第四、民團出納検査委員選舉

第五、行政委員並豫備行政委員選舉

午後八時十五分開會、議員の出席若くは代表せらるゝもの六十七名

(111)

(112)

(113)

安川 議長 議員定数に満ちたるを以て之れより開會す
 岡村繁蔵君 本員は議事に入るに先立ち緊急動議を提出すとは支那人の委任状に關する件にて支那人の委任状持参者の氏名と委任せし支那人の氏名とを當議場に揭示されん事を望む理由は善意に解釋すれば委任状を深山持参の諸君は自己の主張を何所迄も貫徹せんとする人、若くは自己の信認せる人を選挙せんとするに熱心なる人、或は出席人員不足の爲め民會の流會を豫防せんとするに勉むる人にして民會に忠實なるものなり此等は吾人の大に親迎すべき人物なれば斯かる人々の氏名を議場に揭示されん事を望む向は他に理由あれ共是を敢て贅せず

安川 議長 岡村君の緊急動議は委任状を發したる支那人の姓名と之を托せられたる代理者の姓名を揭示するにあれども是悉く出席名簿に記入しければ揭示の必要なきに非ずや

岡村繁蔵君 名簿に記入しあれど特に夫等の人々に感謝の意を表せん爲め是非共揭示ありたし

安川 議長 岡村君の緊急動議即ち支那人の委任状持参者及其委任者の姓名を本議場に揭示する事に異議なきや(異議なし)

安川 議長 満場異議なきに依り直ちに議場に揭示すべし

鈴木敬親君 揭示せざるも朗讀しては如何

岡村繁蔵君 是非揭示されし

(取調の上直に揭示す)

(114)

富成一二君 名刺は委任の代はり爲すや

安川 議長 用紙には制限なし名刺にても委任の形式を備へ居れば可なり

安川 議長 是れより議事日程第一、新道修特別會計歳入出豫算案の第二讀會を開く

安川 議長 本案は審査委員に所托せるものにて諸君の手元にて審査委員より報告の報告あれば大体は御承知ならんが尚一應審査委員より報告のべし

原田審査委員長 本員は本案の審査委員長として委員會の経過を報告すべし、経過の大体に於ては諸君に配附せし報告書の通りなるも新道修路の敷地買収價格につき豫算の計上額即ち一坪十五兩にては到底買収し難はざるべしとの懸念ありしを以て十分審議を盡したるが土地買収の協定率并に時價に照らし無難此豫算にて買収すること不可能なれども嘗て海街道路敷地買収の當時一坪十五兩なりし割合は清國官憲との交渉に當り我總領事の盡力と當時の行政委員諸氏の骨折とに依り安價にて買収せし先例あり而して其當時より未だ一ヶ年も経過せざる今日同街に近接せる新道修費豫算の上に變更を求すは稍々穩當を欠ぐの懸念あるを以て此際特に本案を是認したり但し當局が清國官憲と交渉の場合一多の變動を生ずることあるとも其は若干融通の道を講ずる餘地ありとの事につき全會一致を以て原案を可決せり尚本案に就き質問あらば答辯すべし

安川 議長 本案に就き質問又は意見なきや(異議なし)

安川 議長 質問及意見なければ決を採し、原案賛成の諸君は起立(全員起立)

(115)

安川 議長 滿場一致を以て可決す

鈴木敬親君 引續き第三讀會を開かれんことを希冀す

安川 議長 續いて第三讀會を開くに異議なきや(異議なし)

安川 議長 本案第三讀會原案賛成者は起立(全員起立)

安川 議長 本案は滿場一致を以て可決確定す

安川 議長 議事日程第二、明治四十三年度民團歳入出豫算案第二讀會

鈴木敬親君 本原案に對しては豫算案特別審査委員會に於て種々審議を遂げられたる結果報告書の通り幾分の修正を加へられたり其理由は前日述べし如く原案編成の當時は官地拂下資金準備の必要上各方面を引締めたれども其後に至り官地拂下見合せとなり結果五千兩の積立金不要となりしを以て経費歳出各項目に於て幾分かを増額せしめ且つ今期の民會に於て通過せし案件に對する自然の結果として歳出を増加するに及びし次第なり

小輪審査委員長 本案に關する特別審査委員會を一日午後一時より租界局に開會し種々調査の結果報告書の如く歳入は原案を可決し歳出に多少の修正を加へし次第にて其修正の理由に就き項を述べて之れを説かん第一項事務所費に六百零三兩二十兩を増加せしは本會議に於て提議ありし通り吏員の俸給を一割増しては如何と云ふ点より出でしものにて現に内地にては官吏の俸給二割五分を増額するに決し天津に在りて俸給を受くる官吏も是に準じて増額の沙汰あり我民團の公吏も以前より昇給の際ありしも前きに鈴木行政委員長より説明ありし如く本年の豫算に計上せざりしは官地拂下問題の爲め五千兩積立の必要ありたるが爲めなり然るに官地拂下は見合となり此費用は租界各方面に有効に割當て事業の成績を擧ぐる事となりたるを以て其一部を割き増額を實行する事としたるなり而して吏員の俸給に就ては一割五分増額の意見もありしも斯くては豫算超過となるを以て遂に止むを得ず引下げて一割としたり尤も内地の増俸に比すれば其割合少けれども豫算の都合上之に止むるとせり尙ほ吏員に對する物品の給與に就て從來行政委員會に於ても研究し又意見も出でたる事ありしが差當り別段弊害なきも將來開港の起り易きと又物品の給與は實地の不便も少なからず又天津の他の官吏にも此例無く只民團設立當初一時給與せしが例となりしにて時機を見て之を廢せんとは行政委員會にても考へ居たりし事柄なるを幸ひ此期を以て物品の給與を廢し俸給に代へば吏員の体面も宜く不便もなく起り易き弊害も除き一面は整理上の都合又一面は増俸の主旨にも適ひ一舉兩得なるを以て俸給を増すと同時に物品の給與を廢する事とせり故に内實は一割の増俸が一割とならず即ち金額よりすれば増給額は七百二十四兩二十兩なれ共其内從來給與したる修繕費及消耗品即ち石炭天棚暖爐燈へ付等合計三百零壹兩を差引くに依り正味は四百二十四兩二十兩の増額に過ぎざるなり、又旅費を白八十兩増額せしは今回民會にて決議したる細菌學專門醫の旅費を計上したるものにて此醫師の俸給は衛生費中に計上せり故に事務所費は一面に於て三百零一兩を減じ一面に於て九百零四兩二十兩を増せるに依り差引き六百三兩十二兩の増額なり次に第五款教育費の増額二千九百七十二兩は當民會に於て職員二名増員の建議案を可決せし當然の結果並に増俸

(116)

ざりしは官地拂下問題の爲め五千兩積立の必要ありたるが爲めなり然るに官地拂下は見合となり此費用は租界各方面に有効に割當て事業の成績を擧ぐる事となりたるを以て其一部を割き増額を實行する事としたるなり而して吏員の俸給に就ては一割五分増額の意見もありしも斯くては豫算超過となるを以て遂に止むを得ず引下げて一割としたり尤も内地の増俸に比すれば其割合少けれども豫算の都合上之に止むるとせり尙ほ吏員に對する物品の給與に就て從來行政委員會に於ても研究し又意見も出でたる事ありしが差當り別段弊害なきも將來開港の起り易きと又物品の給與は實地の不便も少なからず又天津の他の官吏にも此例無く只民團設立當初一時給與せしが例となりしにて時機を見て之を廢せんとは行政委員會にても考へ居たりし事柄なるを幸ひ此期を以て物品の給與を廢し俸給に代へば吏員の体面も宜く不便もなく起り易き弊害も除き一面は整理上の都合又一面は増俸の主旨にも適ひ一舉兩得なるを以て俸給を増すと同時に物品の給與を廢する事とせり故に内實は一割の増俸が一割とならず即ち金額よりすれば増給額は七百二十四兩二十兩なれ共其内從來給與したる修繕費及消耗品即ち石炭天棚暖爐燈へ付等合計三百零壹兩を差引くに依り正味は四百二十四兩二十兩の増額に過ぎざるなり、又旅費を白八十兩増額せしは今回民會にて決議したる細菌學專門醫の旅費を計上したるものにて此醫師の俸給は衛生費中に計上せり故に事務所費は一面に於て三百零一兩を減じ一面に於て九百零四兩二十兩を増せるに依り差引き六百三兩十二兩の増額なり次に第五款教育費の増額二千九百七十二兩は當民會に於て職員二名増員の建議案を可決せし當然の結果並に増俸

(117)

其他の事由として即ち小學校教員二名増聘に對する俸給十ヶ月分を計上せしめ是は照會を發してより二ヶ月の後天津に著する豫定にて實は夫よりも過るよやも知れず其十ヶ月分の計上額は四百八十圓即ち一人一ヶ月二十四圓を以て換算し五百七十六圓其他租界局員も一割の増俸を行ひし故教員も亦約一割の増俸を行ふを正當とし貳百拾圓八拾貳圓を附加計上し又手當も七百卅八圓九拾圓を増加し之れと同時に租界局と同様修繕費にて教員の分五十圓並に消耗品にて九十六圓合計百四十六圓を減せり又旅費四百圓の増加は新教員二名を東京より招聘するものと見積りたるにて若し關附近より聘するにせば今少し減少すべし兎に角一人に付二百圓と見積り合計四百圓を増し六百五十圓とせり又十四項の借家料は新教員二名の住宅として一ヶ月家賃二十三圓を十ヶ月分計上せるにて原豫算案第五款中に新に教員宿舍費の項目を設けて第十四項とし従來の十四、十五項は順次繰下げて十五、十六とせたり、要するに以上教育費に於ける減額と増額とを差引き二十九圓七十二圓を増額せし次第にて給與に就ては給與規則ありて今此所にて之れを改むるは規則違反なれども追つて行政委員會に於て規則を改正せらるべし其邊は豫の御含みありたし次に第六款衛生費は第一款俸給の節に於て述べし如く細菌學專門醫の俸給月額百八十圓を採入れ尙ほ租界局技師とすれば其他に家賃を給與する事となり都合廳敷に依り百八十圓の中に未等の費用を含めしむる事に交渉する事とし若し家賃を別とすれば必ず百五十圓を超過せざる俸給額を支給するに決定せり而して借家の交渉は已に進み居りて五月頃には來着する豫定なれば俸給は十ヶ月分を計上せり之を原豫算案の俸給に合すれば

(118)

四千十七圓となり其結果として共立病院の補助額を六百圓減少し三百圓としたり租界局の技師たる醫員は來るとも器具器械并に場所を共立病院を使用する必要あり又共立病院の全部が租界の公衆衛生に力を盡せるを以て三百圓を補助することとし差引き三百八十圓を原案の衛生費に増加し合計五千六十八圓とせり次に警備費中巡捕の俸給は勤続數年に至るもありて俸給を増すの時機に達し居る際なれば以前の通り平均額を据置くこととし以上の結果として最後の豫備費は五百三十七圓零八圓を増し計千六百三十八圓八十六圓となり次に臨時部衛生費四百圓の減少は傳染病專門技師僱聘の爲め共立病院の補助を六百圓減額せし外傳染病室臨時僱醫師俸給四百圓全部を削減し差引き千二百二十圓八十圓とせし爲めに於て此外別に商業會議所補助費支出の爲め補助及寄附の一款を設け七百五十圓を計上し積立金五千圓は全部削減したり尙其他に就て質問あれば各其個所に就て説明すべし
安川 議長 只今豫算案審査委員長より審査の説明ありしが過日も申せし通り審査委員の審査に對しては充分敬意を拂ひ特に大問題ならざる以上は可成同意されん事を希望す
西本茂吉君 審査委員長の報告ありし吏員増俸の件には賛成なるが吏員に對する給與規則は儘か民會に關りしと記憶す故に其取扱も民會に關るを正當とせざるや
小幡審査委員長 果して民會に關りしものにて清湯の諸君御賛成ならば此處に於て爲すも可なり
安川 議長 行政委員より出たる原案に對する經費削減なれば民會に關らず共差支

(119)

なるべし
小幡審査委員長 給與規則は前述の通り以前より判明し居たるにより殊更行政委員會の許可を得たり
西本茂吉君 差支へなければ可なり
鈴木行政委員會議長 俸給令には當て嵌まらざるやも知れざれども現在の俸給令は四十より五十、五十より六十、六十より七十、七十より八十、と其階級の額高きに過ぐるに依り行政委員會議長は四十より四十五、五十より五十五と其額を五圓宛とし吏員の働きの自由を高下し得る様規則の改正を申送らん心得なり
小幡審査委員長 俸給を平均一割増とし消耗品及修繕費に代ふるは計算上工合悪しく且總高も一割に満たざれば下級吏員は一割上級吏員は五分と都合克く行政委員會にて手加減を爲す筈なり
鈴木行政委員會議長 吏員の手當は増額なきや
小幡審査委員長 なし
鈴木行政委員會議長 公吏にも手當を與へて可なり
小幡審査委員長 年末賞與金として一ヶ月分を與へ居れり
鈴木行政委員會議長 手當として一ヶ月分は少し
小幡審査委員長 行政委員會にて定むる必要は勤怠に依り或方面へは多く又或方面へは少なくなる方獎勵にもなるべし
鈴木行政委員會議長 教員は手當一割の増額あるに吏員になしとは不公平ならずや

(120)

鈴木行政委員會議長 教員の本俸は内地と全様の異なる故に別に手當を給與せるなり
藤田語郎君 細菌學專門醫を公醫とするとは聞きしも共立病院に於て働くと雖せしや
小幡審査委員長 勿論共立病院に働くべし
藤田語郎君 然らば前晚決議せし租界技師とすることは變更されしや
小幡審査委員長 議事の際も共立病院にて働くこと云へり
藤田語郎君 然らば共立病院の補助ならずや
小幡審査委員長 前きに説明ありし通り租界の技師なれば共立病院にても執行るべし
藤田語郎君 技師として租界の衛生及校醫を担任せば共立病院の仕事はなきに非ずや
小幡審査委員長 とは前きに説明せし通り技師の留守中は共立病院の醫員代はりて租界の衛生事務を執り且つ技師は衛生事務を掌るも治療するにも器具其他の備なきに依り共立病院の場所を借り器具を使用するに對し補助を爲すなり
藤田語郎君 然らば前回の決議と異れり若し共立病院に入らば共立病院の補助にして前回は租界局にありて租界の事務を掌る筈なりし
小幡審査委員長 租界局に備ふは建議案決議の通りなれども共立病院にては少しも仕事せずと決議せず即ち租界局技師にして仕事場を共立病院に置き租界の仕事と

(121) 共に一面共立病院の仕事も爲すなり
藤田語郎君 然らば前回の決議と相違す共立病院に置くならば共立病院を補助するに均しく……

鈴木行政委員會議長 本員答へん、藤田君の質問は御尤なり而しながら民間専屬醫院として醫術を施すにも又傳染病に就き研究するにも租界局にては醫療器械もなく他に何等の設備もなし故に租界局が民間の爲めに働かすには共立病院の場所及び器械を借るに如かず即ち租界局の技師が共立病院の一室に出張せるものと見れば差支なきにあらざるや又共立病院の仕事をするとしても元來共立病院其ものが租界の公衆衛生を担任せるものなれば全病院の仕事を手傳ふも均しく租界の事務に異ならず要するに共立病院現在の技術以外の傳染病に主力を注ぎ其餘は租界の衛生事務を執る爲めに共立病院の室及び器具を借るに過ぎず

鈴木行政委員會議長 此点は議員諸君の希望に依り豫算案特別委員會は今々選挙の新行政委員たる諸君に對ひ洩れのなき様且つ高くも安くもなき様最も公平に課税を行はん事を注意せらるべし

(122) 鈴木藤藏君 取得課金に就て或る會社とか銀行とかにては其社員が本國に於ける月給のみを取得として届出居れりと聞く此等は本國に於ける月給に當地の手當をも加へ届け出づる様注意された度きものなり又俱樂部の裏にある「パノラマ」は如何なる税金を課せられ居るや過日來陸軍館にて興行せし落語或は藝妓芝居等は利益の有無に拘はらず皆徴せらるゝにあらざるや宛に角興行物として認むる以上は徴税を至當とす

鈴木行政委員會議長 興行物ならざるにはあらざれども未だ利益を收め得る迄に至らざれば當分課金を負担せしめ難し
鈴木藤藏君 利益がなければとて負担せしめざるは不公平なり税金は徴せし得るだけ十仙にても二十仙にても徴せしめれば可なり借樂館に於ける落語或は藝妓芝居等は利益の有無に拘はらず皆徴せらるゝにあらざるや宛に角興行物として認むる以上は徴税を至當とす

鈴木行政委員會議長 借樂館に於ける落語及芝居等は臨時興行に属するも「パノラマ」は之れと異れり荷も一時的ならざる課金を課することは相當の時機を見るの必要あり
鈴木藤藏君 四十三年の豫算に徴税の計上なきは如何
小幡審査委員長 徴税は年度の民會にて課することとしたるものにて未だ豫算立たざるを以て歳入に計上せざりし
鈴木藤藏君 冬季間公園内の電燈を減する件は審査委員會にて相談ありしや
鈴木行政委員會議長 月の夜及冬季間に於ける節約は未だ相談せざれども調査の上

至當の注意を將來の行政委員に申送りすべし
鈴木藤藏君 街燈も同様に願ひたし
鈴木行政委員會議長 諸、
西村 博君 公園係員員の月俸三十弗は少なし之は増額の該議なかりしや
小幡審査委員長 無かりし
鈴木行政委員會議長 夫は適當に計るべき様新行政委員會に申送りせん
安川 議長 本案第二讀會に就て他に質問及意見なくば決を採るべし(異議なし)

鈴木行政委員會議長 前日商業會議所に七百五十弗の補助を爲すの建議案は吐嗟の間に由諸君と共に十分研究するの時間を得ざりし爲め補助金問題に就き云々せしが今は事由明瞭となり民間より補助する事となりしに以後は民間に於て相當監督するの必要ありと考ふ本員は前回山下君の質問せし當時商業會議所發行の商工業を各課金負担者に配付する事及何人に係はらず商工業の起りし場合は商業會議所は其商に當り相當の手續を爲す事又公金を補助する以上は民間は適當なる監督を爲すの必要あると考へしも本案は無條件にて通過せるを以て茲に改めて民間に於て監督する事とし又一般の状況を絶えず知る爲めに各課金負担者は商工業の配布を受くべく其他商事に關し争議の起りし時は何人に限らず仲裁上商業會議所は充分盡力する事此三ヶ條件を附せんことを望む

(123) 岡村繁藏君 鈴木君より商業會議所の補助に條件を附くるの必要なる議論ありしが
本員は之に反對なり飯へば小學校を設立すれば通學の兒童無く共課金を負擔し細菌學專門醫の厄介にならずとも同じく經費の負担を免れざる如く公益上補助を與ふる商業會議所に條件を附するは謂はれなし若し商業會議所に斯様の條件を附するならば細菌學專門醫にも條件を附するを正當とす其邊鈴木君の反省を望む
鈴木藤藏君 岡村君の御注意誠に忝なし然れ共本員の申せしは細菌學專門醫師を僱聘するに民間は監督せずと云ふに非ず勿論本員が行政委員會議長の時代ならばびしし監督權を行ふべし又小學校に對しても民間は無論相當の監督を爲し幼稚園も亦同様なり元來商業會議所補助問題は行政委員會より提出せんことを求められたれども行政委員會は其發案を拒みしに民間に於て直ちに請願を採用せしに依り本員は民會議員に對し商業會議所に關する吾輩の希望を述べしのみ
安川 議長 議事の進行を望む、本案審査委員會修正通りに賛成の諸君は起立(全員起立)

(124) 安川 議長 満場一致にて修正案可決せり
鈴木藤藏君 引續き第三讀會を開かれし
安川 議長 續いて第三讀會を開く本案に賛成の諸君は起立(満場起立)
安川 議長 本案は満場一致を以て可決確定す
小幡審査委員長 日程第四、明治四十三年度民間歳入追加豫算案第二讀會
鈴木藤藏君 本案は餘り六ヶ數問題ならず只一方にて増し一方にて減せる迄なるが歳出に於て經常部も増し臨時部も増すは妙ならざるを以て追加豫算中市場改革

費と消防屋新築費とを削除せんとすの議ありしが市場費は今一千弗の經費を投ずれば從來に比し収入増加するの見込あるに依り改造する事とし消防屋の新築は忍べば暫時忍び得べきを以て來年度に廻らす事とせり

安川 議長 本案修正案に異議なきや(異議なし)

安川 議長 本案審査委員會議修正案の通り賛成の諸君は起立(一同起立)

安川 議長 本案第二讀會は満場一致を以て通過せり

安川 議長 次で本修正案第三讀會を開く異議なきや(異議なし)

安川 議長 本案に賛成の諸君は起立(一同起立)

安川 議長 満場一致を以て本案可決確定す

安川 議長 只今豊岡保平君より一の決議案出でたり日程を變更し本案を前に議すべきや(賛成)

安川 議長 然らば日程を變更し決議案を議題とす

街路修繕の方針決定に關する決議案

要旨

一、街路保全の目的を以て來四十四年度より普通修繕費の外に毎年度約三千弗を土木費豫算に計上すること

理由

街路修繕に二法あり一は大修繕後大破に至るを待ち年々大修繕を施すもの(佛租界の如し)一は大破に至らざる前に度々小修繕を施し置き或る期間に於

(126)

(125)

て大修繕を行ふものにして佛租界の如き年々大修繕を施す方法は學說上不經濟なるを以て我租界に於ては從來第二の方法を實行せり、然れども此方法は大修繕後四年若くは六年を経過せば再び一時に壹萬五千弗乃至貳萬弗を投じて大修繕を要するを以て臨時土木費積立の覺悟なるべからず依つて思ふに斯く一時に巨費を投じて大修繕を施さんよりは年々經常費に別に剩餘金となるべき部分を用ひ約千弗を計上し置き絶えず路面の低下せる部分を笠上せば道路は常に或る高度を保ち年を経過するも大修繕を施すの要なるべし依つて此方法を以て我租界に於ける道路修繕の方針となすを得策なりと信ず

右提出候也

明治四十三年三月二十八日

提出者 豊岡 保平

賛成者 小幡 勇治

外九名

鈴木敬親君 本員は賛成者の一人にて頗る本案の必要を認むるものなり本案に對しては別に反對なかるべしと信するを以て續會を省略し直ちに可否を決せられんことを望む

安川 議長 鈴木君の讀會省略に異議なきや(異議なし)

安川 議長 然らば讀會を省略す

西本茂吉君 本員は勿論異議なきも三千弗は積立て得べきか

(128)

(127)

小幡勇治君 豊岡君の發案は赤山技手が調査の結果其良法と認めたるものなり本年の土木豫算八千九百三十九弗は昨年通り姑息修繕費に過ぎざれば四、五年の後は地面低下し一時に大修繕を要し一萬弗乃至二萬弗を費さざるべし斯く一時に多額の支出を爲すとは民團の財政に於て甚だ困難なるを以て普通修繕費の外年々三千弗を特別修繕費とし仮へば本年は山口街の半分を修繕し翌年三千弗にて其殘半分を修繕すると云ふ風に漸次他の道路に及ばし從來の小修繕の外毎年中修繕を行はゞ大修繕を行ふの要なく民團の財政にも差支なかるべし

西本茂吉君 其位の金額にて將來大修繕を要せざる程度まで完全なる修繕を爲し得べきや

安川 議長 提案の精神は金額よりも主意を第一とす前に小幡君より説明ありし通り一時に大修繕を行ふは財政上支障あるを以て此際修繕に關する大体的方針を定めんとするが即ち本案の大意にて元來道路の修繕法には一部の小修繕と兼ねて絶へず可なり道路を保全することは一は一時に大修繕を爲す法との二種あれども一時的

大修繕は八九年の後に再び一時に多額の修繕費を要するが故に此困難を避くる爲に年々小修繕の所を中修繕に高め仮へば本年山口街の修繕を行へば翌年は旭街と云ふ風に毎年順を追ふて修繕すれば一時に多額の土木費を要せずして絶へず路面の高度を保ち得るが故に本案の方法に依れば道路は左迄見苦しくなく且つ一時の大

修繕を省くことを得べし依つて此際金額は第二として年々變はらざる方針を立つる主旨にて本案の精神に賛否を表せられたし技師の見積高三千弗は現在の状況を標準

とせるも租界の繁榮に伴ひ車馬の通行頻繁となり將來道路の破損状態變化せば其金額も從つて變更すべし要は只將來に於ける修繕の大方針を立つるにあり

西本茂吉君 三千弗は何年より使用するや

安川 議長 四十四年度より實行すべし

清水幸三郎君 赤山技手の調査に付き考ふるに當地は近年埋立てたる儘なれば近く大修繕を施さずとも可なり故に三千弗宛年々積立て置き小修繕のみ行ひ居れば其儘にて維持し或時期に達せば地盤も縮まるに依り其時を待つて大修繕を施すも遲しとせず元より道路に依つて區別あれど道路は大修繕を以て可なりとす故に仮令三千弗は豫算に上するとも年々使用せずして之れを積立て置く可し

安川 議長 夫は技術上に亘り技師に依り意見を異にせり若し五年又は十年に一度大修繕を行ふ方法を執るとするも一部の破壊は修繕せざるべからず然るに此決議案の方法に據る時は夫等の遺憾なかるべし

西本茂吉君 判明せり本員は決議案に賛成す

安川 議長 別に異議なければ採決せん本案に賛成の諸君は起立(一同起立)

安川 議長 本決議案は満場一致を以て可決せり

安川 議長 是れより日學第五民團出納検査委員の選舉を行はん選舉前例に依り念の爲め申述べん、各自の名刺は状態に入れず投票と別々にして同時に提出されし

向は同姓の職員あれば必ず姓名明記せられたし

安川 議長 民團出納検査委員選舉は昨年は行政委員及豫備行政委員選舉の後に廻

はしたくも検査員は数字計算の器用な人を選ばざるべからず然るに昨年の如くする時は適任を行政委員中にはばるゝ虞あるを以て本年は出納検査委員の選挙を先にするべし

長峰與一君 然らば昨年の出納検査委員は精を掴みしと云ふ意なりや
安川 議長 否、決して然らず
安川 議長 節事館令には民團出納検査委員は二名以上とあり依つて前例に依り三名を選挙すべし

小幡總領事 投票選挙立會人として西村博君、西本茂吉君を指名す
(西村博君、西本茂吉君立會)

安川 議長 出席議員數と投票數一致せるを以て之より開票すべし
安川 議長 開票の結果を報告すべし

投票總員 六十六人
内得票
六十一票 山下竹三郎君 三十三票 長峰 與一君
三十三票 高柳松一郎君 十七票 小幡 勇治君
十一票 鈴木 藤藏君 七票 豊岡 保平君
五票 菱田 逸次君 四票 松岡保之助君

(130)

安川 議長 本年度民團出入検査委員は山下、長峰、高柳の三君當選せらる(拍手)
安川 議長 次に議事日程第六、行政委員口弁に豫備行政委員の選挙に移る

安川 議長 本選挙に際し特に注意すべきは出納検査委員選挙の際も投票の内名前の積り居りし爲め無効となりしものなり這回は必に敢てききに依り同姓のものは必ず姓名共に明記せられたし

安川 議長 行政委員十名豫備行政委員十名都合二十名連記なり
沖田介次郎君 最初行政委員十名を選挙し後豫備行政委員を選挙する事に 是は如何法文に差支へなければ二回の選挙を要す
安川 議長 行政委員及豫備行政委員の選挙は法々にも連記とあり依り添す連記せざるべからず
清水幸三郎君 行政委員及豫備行政委員は二十名とあるも投票には十名若しくは十五名を記しても可なりや

(131)

安川 議長 各自の随意にして必ずしも二十名記入なきも無効とはならず
鈴木敬親君 是より行はれんとする行政委員並に豫備行政委員の選挙に當り聊か本員の意見を述べん、諸君が何人を選ばるゝも自由にて勿論敢て言を挟むの要なきも選挙に於ては最も注意を廻らし自治行政の穩固なる發達を期するには如何なる人物を選ばるゝ其目的を達ししかるを考究せざるべからず意見を以てすれば即ち其交際各階級に亘り多方面の智識あり、人格は公平にして熱心、硬骨にして權内に阿諛せず、壓迫を懼れず、誘惑に陥らざる如き十人を選ぶを以て肝要とす斯くの如くして選挙せる行政委員は穩固にして我意を充さんとするが如き卑劣なし這次の議會は突然幾多の議案現はれ議場を賑はしたるも講究の時間を與へずして突然多くの議案を出すことは一の弊にして此等は平素行政上の着目足らざるが爲めなり行政委員は諸君の選挙したる名譽職なれば諸君が之れを非難するは諸君自ら嘲けるに均し諸君は十分此感念を以て適當なる人物を選出されん事を望む茲に既往一年間一日も忘れざりし民團と別るゝに臨み將來當居民團の發展を祈らん爲め衷心より一言を述べ

(132)

菱田逸次君 民團出納検査委員は行政委員に選挙出來ざるや
安川 議長 選挙するも無効なり
清水幸三郎君 此民團議員の内行政委員に選挙するも就任し能はざる人ありや
安川 議長 あり
清水幸三郎君 然らば其人を掲げられたし

(西村書記長左の通り報告す)
小幡 西吉君 平賀精次郎君 鷺見 榮治君 嘉悦 敏君
今井 嘉幸君 龜井甲子藏君 我妻 孝助君 味岡 平六君
宮川 漁男君 原田俊三郎君 天野 健藏君
原田俊三郎君 本員は現任の外務省審判官に選挙せらるゝも無効なり尚は委任を受け居れば厚に申述すべ 天野君も同様無効なり

小幡總領事 投票立會人として西村博君、西本茂吉君を指名す
(西村博君、西本茂吉君立會)
安川 議長 之より行政委員並に豫備行政委員選挙投票を行ふ
安川 議長 投票の數と議員數一致せしを以て之より開票すべし
安川 議長 開票の結果を報告せん
(西村書記長報告)
投票總員 六十六人
内得票
五十九票 森本啓太郎君 五十八票 安川雄之助君
五十五票 西村 博君 五十二票 西本 茂吉君
五十一票 菊池 季吉君 四十七票 大田 萬吉君

(133)

三十九票	豊岡 保平君	三十九票	吉田房次郎君
三十四票	福山 義春君	三十一票	鈴木 敬親君
三十一票	小幡 勇治君	二十六票	沖田介次郎君
二十六票	豊田 兼吉君	二十三票	川畑 竹馬君
二十三票	山本 兼季君	二十票	鈴木 藤藏君
十九票	富成 一二君	十八票	三浦 喜傳君
十八票	中戸川忠三君	十八票	藤田 節郎君
十七票	武内 才吉君	十七票	安田 安太郎君
十五票	菱田 逸次君	十三票	桑田 與一君
十二票	上野 壽君	十二票	松岡保之助君
十一票	岡村 繁藏君	八票	高柳松一郎君
八票	青井清一郎君	七票	藤井 恒久君
七票	中村常三郎君	七票	田添 豊造君
五票	上野 藤三君	四票	原田俊三郎君
四票	天野 健藏君	三票	神谷佐兵衛君
三票	千葉 初藏君	三票	加藤 定吉君
三票	平林儀左衛門君	二票	横田 清綱君
二票	長峰 與一君	二票	櫻村 保君
一票	吉見 虎尾君	一票	山下竹三郎君

(134)

一票	田村源三郎君	一票	清水幸三郎君
一票	三毛 藤吉君	一票	茨木 民藏君
一票	田村 多吉君	一票	小幡 西吉君

安川 議長 只今御説せし通り森本啓太郎君、安川雄之助君、西村博君、西本茂吉君、菊池季吉君、大田高吉君、豊岡保平君、吉田房次郎君、福山義春君、鈴木敬親君、の十名行政委員に當選、小幡勇治君、沖田介次郎君、豊田兼吉君、川畑竹馬君、山本兼季君、鈴木藤藏君、富成一二君、三浦喜傳君、中戸川忠三君、藤田節郎君の十名候補行政委員に當選せり(拍手)

安川 議長 之れにて第三次通常民會の議事は程全部を終はりたるが本議長は例に倣ひ民會を代表し租界公衆の爲めに自家の利害を顧みず貴重なる時間を犠牲とし當居留民團の爲めに盡くされたる前行政委員及前出納検査委員諸君に對し本會の決議として感謝の意を表せん事を發議す(賛成)

安川 議長 本提議は異議なく満場一致を以て可決せしに依り西村書記長をして謝辭を朗讀せしむ

(西村書記長左の通り朗讀す)

第三次通常民會は前行政委員並に出納検査委員諸君が本民團の爲めに盡くされたる功勞に對し深く感謝の意を表す(拍手)

安川 議長 續て第三次通常民會に於ける議事成績を報告すべし

(西村書記長左の通り報告す)

(135)

明治四十三年通常民會成績

三月二十二日より同二十八日迄會期七日間に於ける明治四十三年通常民會の成績左如し

一、會 議

一、本會 五回

二、特別委員會 三回

二、選 舉

一、民會議長選舉

二、民間出納検査委員選舉

三、行政委員並候補行政委員選舉

三、決 議

一、審街開修工費決算 (承認)

二、明治四十一年度民間歳入出總決算 (承認)

三、明治四十二年特別基金決算 (承認)

四、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案 (原案可決)

五、碼頭規則中改正案 (原案可決)

六、雜種課金規則中改正案 (原案可決)

七、天津幼稚園寄付の件 (原案可決)

八、審街開修工費特別會計規則中改正案 (修正可決)

(136)

九、新道開修工費特別會計條例 (修正可決)

十、官地借入委任の件 (原案可決)

十一、天津日本人商業會議所補助請願の件 (原案可決)

十二、天津尋常高等小學校教員増加建議案 (原案可決)

十三、細道學專門醫師備員に關する建議案 (原案可決)

十四、雜種課金規則中改正案 (撤回)

十五、取得課金規則中改正案 (撤回)

十六、雜種課金規則中改正案 (否決)

十七、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案 (撤回)

十八、藝妓酌婦健康診察の件撤回建議案 (可決)

十九、新道開修工費特別會計收入出豫算案 (原案可決)

二十、明治四十三年度民間歳入出總決算案 (修正可決)

廿一、明治四十三年度民間歳入出追加豫算案 (修正可決)

廿二、街路修繕の方針に關する決議案 (可決)

廿三、謝意表彰の決議案 (可決)

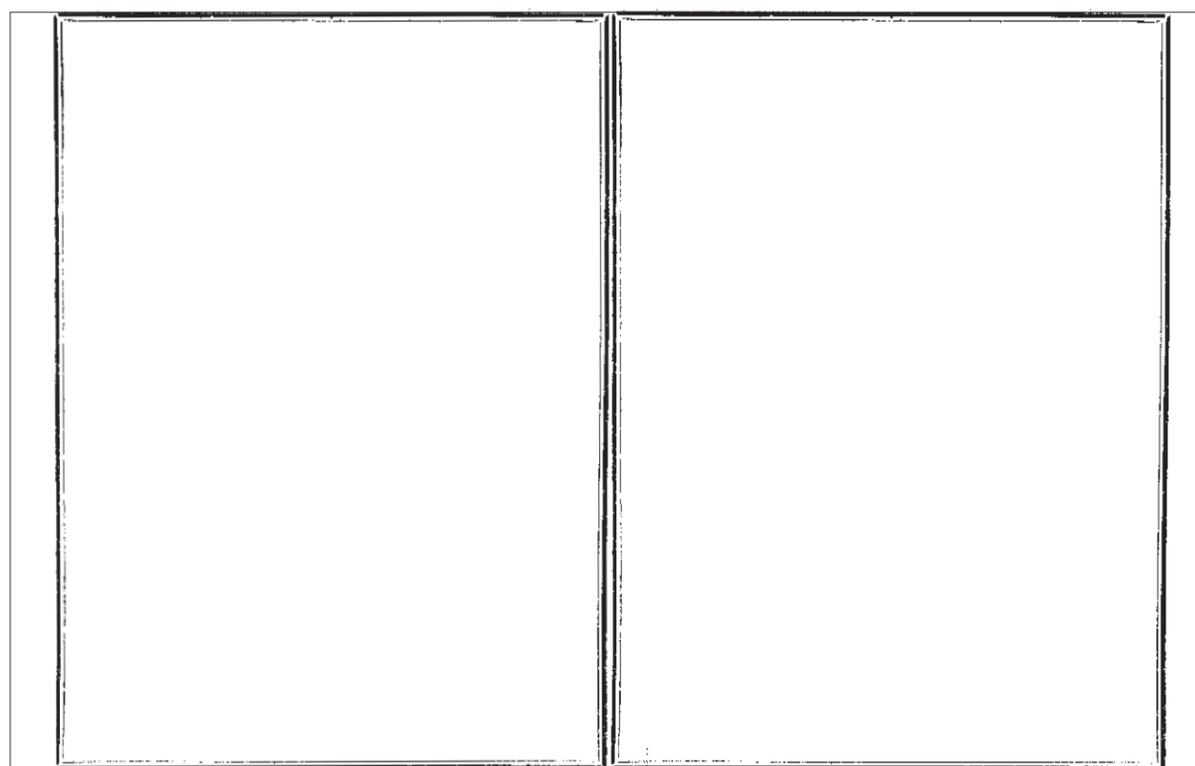
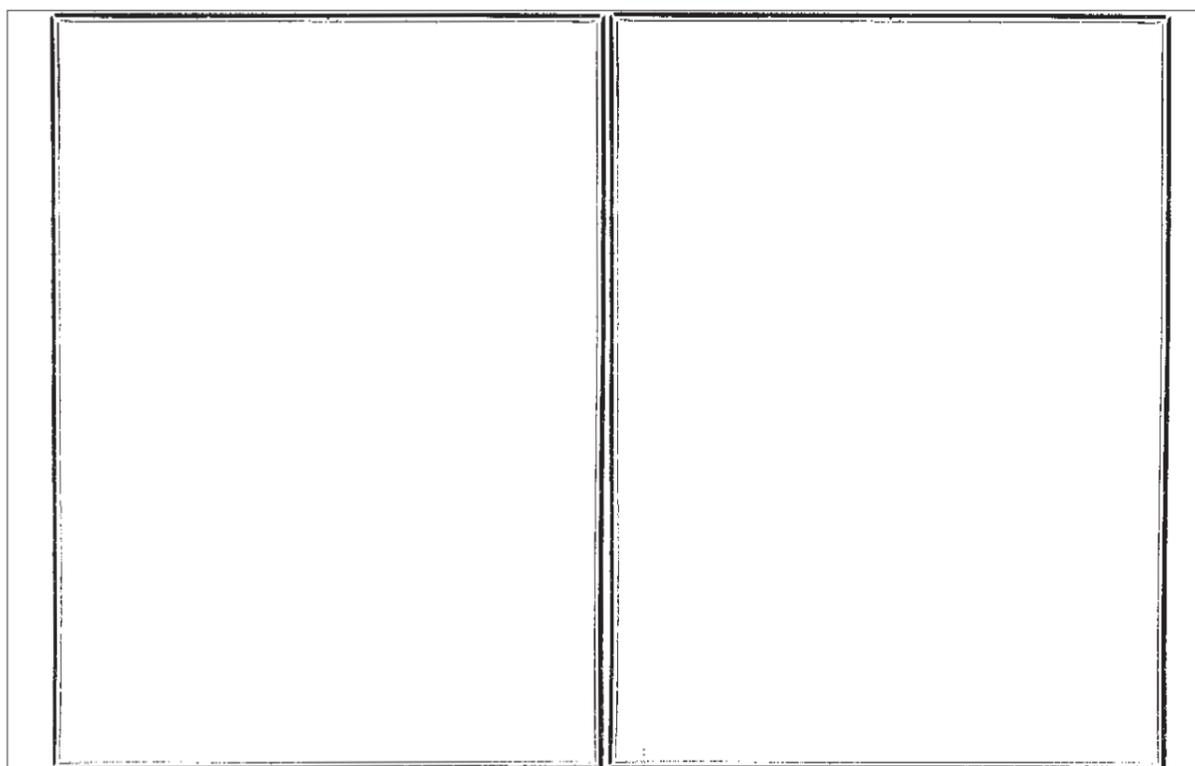
之れを計上するに

會議 八回

選舉 三回

議案 二十三件

<p>(138)</p> <p>自治行政の發展を見ても自ら明かなる次第にして本官に於ても充分満足する所なり又這回新たに選舉される行政委員諸君並に民團出納検査委員諸君は來る一年間に向つて前委員と同様なる熱誠を以て常居留民團事務に從事されん事を切望す(拍手)</p> <p>安川 幹長 第三次常民會は是にて閉會す(拍手)</p> <p>時に午後十一時五十分</p> <p>明治四十三年通常民會議事録終</p>	<p>(137)</p> <p>内 民團提出 十三件 承認 三件 可決 十件 議員提出 十件 可決 六件 撤回 三件 鈴木敬親君 本員は前行政委員會を代表し一言を述べんとす只今舊行政委員に對し何等の功勞無きにも係はらず却つて鄭重なる感謝の意を表せられ誠に氣耻かしく感じつゝ深く諸君の厚禮を感謝す(拍手)</p> <p>小幡總領事登壇 小幡總領事 第三次居留民會は本夕を以て茅出度閉會するに至れり願ふれば去る本月二十二日より本夕に至る約一週間諸君は通日熱心に會議に従事せられ其結果驚事大に進捗し頗る好良の成績を收めたるを承む此事は即ち當自治團體の爲めに盡さるゝ諸君の熱誠の然らしむる所にして本官は監督官として茲に最も満足の意を表す本年の通常民會が非常に活氣を帯びたること連日多數の出席者ありしこと等は皆是れ諸君の行政上に熱心な事を認めらるゝ所にして惟ふに天津居留民團は議員諸君の熱心誠意の溢るゝものあるを表明せしものなり今夕第三次通常民會の閉會に當り深く諸君の勞を謝し尙ほ今回議場整理の任に當りたる安川民會議長の能く其職責を盡くされたる勞の多大なるを謝し、又前行政委員並に民團出納検査委員の諸君が本民團の爲めに盡くされたる多大の功勞は本官の申す迄もなく過去一年間に於ける</p>
--	--



明治四十三年通常民會議事錄附錄

(一) 明治四十三年度居留民開入出總算表

歲入	歲出	備考
一、銀六萬八千參百拾參弗五拾六仙也	經常部豫算高	
合計銀六萬八千參百拾參弗五拾六仙也	臨時部豫算高	
一、銀六萬六千參百四拾貳弗七拾六仙也		
一、銀壹千九百七拾弗八拾仙也		
合計銀六萬八千參百拾參弗五拾六仙也		
明治四十三年度居留民開入出總算表		
歲入	歲出	
第一科 居留民團課金	本年度豫算額	
一、取得課金	九、一四四〇〇	五十六弗二、四十弗七、三十二弗七
二、營業課金	二、五三六〇〇	二十四弗一四、十六弗三九、十二弗一〇、八弗五〇、四弗一〇
	六、六〇八〇〇	百二十弗一〇、八十四弗四、六十弗一〇、四十八弗五、三十六弗二〇、二十

(140) (139)

第二科 雜種課金	備考
一、藥	四弗五三、十二弗九六、六弗一〇二
二、酌	四弗一一九
三、旅	日七弗九、五弗五、三弗三〇、一弗半
四、料	二
五、當	清五弗一、三弗二六、一弗半一一
六、檢	二十五名
七、臨	十弗一、七弗一、三弗一
八、貨	二十弗八、十弗一〇、五弗九、三弗三
九、時	四十弗一、二十五弗二
十、座	二十五弗一
十一、興	延五十日
十二、行	
十三、番	
十四、番	
十五、番	
十六、番	
十七、番	
十八、番	
十九、番	
二十、番	
二十一、番	
二十二、番	
二十三、番	
二十四、番	
二十五、番	
二十六、番	
二十七、番	
二十八、番	
二十九、番	
三十、番	
三十一、番	
三十二、番	
三十三、番	
三十四、番	
三十五、番	
三十六、番	
三十七、番	
三十八、番	
三十九、番	
四十、番	
四十一、番	
四十二、番	
四十三、番	
四十四、番	
四十五、番	
四十六、番	
四十七、番	
四十八、番	
四十九、番	
五十、番	
五十一、番	
五十二、番	
五十三、番	
五十四、番	
五十五、番	
五十六、番	
五十七、番	
五十八、番	
五十九、番	
六十、番	
六十一、番	
六十二、番	
六十三、番	
六十四、番	
六十五、番	
六十六、番	
六十七、番	
六十八、番	
六十九、番	
七十、番	
七十一、番	
七十二、番	
七十三、番	
七十四、番	
七十五、番	
七十六、番	
七十七、番	
七十八、番	
七十九、番	
八十、番	
八十一、番	
八十二、番	
八十三、番	
八十四、番	
八十五、番	
八十六、番	
八十七、番	
八十八、番	
八十九、番	
九十、番	
九十一、番	
九十二、番	
九十三、番	
九十四、番	
九十五、番	
九十六、番	
九十七、番	
九十八、番	
九十九、番	
一百、番	

(142) (141)

第一科 事務所費	備考
一、俸	理事月百七十五弗一名、書記七十弗二名、六十弗一名、五十弗一名、按手月八十弗一名、屬托員月二十五弗一名、屬清人月一人平均十六弗三名、使丁月一人平均八弗五十仙三名(右に對し俸給一割増)
二、手	年末慰勞金更員囑托員雇清人各月額及使丁拾弗
三、備	帳簿六十弗、備品保險料十三弗二十仙其他
四、消	電燈料百四十四弗、石炭事務所用十二噸半、木炭六百斤、煤球兒千二百斤、諸用紙月平均十弗、筆墨印肉類月平均二弗、雜品月平均三弗
五、修	備品修理、暖爐煤付煙筒掃除等
六、印	諸鑑札百八十弗、領收証、告知書、督促狀、傳票、注文書、報告書等百弗
七、通	電話料四十八弗、電報料三十六弗、郵便切手小包料十二弗
八、旅	新聞公告特約月二十弗
九、公	
十、告	
十一、費	
十二、費	
十三、費	
十四、費	
十五、費	
十六、費	
十七、費	
十八、費	
十九、費	
二十、費	
二十一、費	
二十二、費	
二十三、費	
二十四、費	
二十五、費	
二十六、費	
二十七、費	
二十八、費	
二十九、費	
三十、費	
三十一、費	
三十二、費	
三十三、費	
三十四、費	
三十五、費	
三十六、費	
三十七、費	
三十八、費	
三十九、費	
四十、費	
四十一、費	
四十二、費	
四十三、費	
四十四、費	
四十五、費	
四十六、費	
四十七、費	
四十八、費	
四十九、費	
五十、費	
五十一、費	
五十二、費	
五十三、費	
五十四、費	
五十五、費	
五十六、費	
五十七、費	
五十八、費	
五十九、費	
六十、費	
六十一、費	
六十二、費	
六十三、費	
六十四、費	
六十五、費	
六十六、費	
六十七、費	
六十八、費	
六十九、費	
七十、費	
七十一、費	
七十二、費	
七十三、費	
七十四、費	
七十五、費	
七十六、費	
七十七、費	
七十八、費	
七十九、費	
八十、費	
八十一、費	
八十二、費	
八十三、費	
八十四、費	
八十五、費	
八十六、費	
八十七、費	
八十八、費	
八十九、費	
九十、費	
九十一、費	
九十二、費	
九十三、費	
九十四、費	
九十五、費	
九十六、費	
九十七、費	
九十八、費	
九十九、費	
一百、費	

第二科 水道	備考
五、水	一千三百廿萬瓦魯
六、土	前年實収
七、市	三弗六、拾四四
八、營	延三萬六千八百二十五輛及電車公司補足金三千弗
九、自	延四百七十輛
一〇、小	延壹千輛
一一、大	延四千九百輛
一二、地	延九百五十輛
一三、地	
一四、地	
一五、地	
一六、地	
一七、地	
一八、地	
一九、地	
二〇、地	
二一、地	
二二、地	
二三、地	
二四、地	
二五、地	
二六、地	
二七、地	
二八、地	
二九、地	
三十、地	
三一、地	
三二、地	
三三、地	
三四、地	
三五、地	
三六、地	
三七、地	
三八、地	
三九、地	
四十、地	
四一、地	
四二、地	
四三、地	
四四、地	
四五、地	
四六、地	
四七、地	
四八、地	
四九、地	
五十、地	
五一、地	
五二、地	
五三、地	
五四、地	
五五、地	
五六、地	
五七、地	
五八、地	
五九、地	
六十、地	
六一、地	
六二、地	
六三、地	
六四、地	
六五、地	
六六、地	
六七、地	
六八、地	
六九、地	
七十、地	
七一、地	
七二、地	
七三、地	
七四、地	
七五、地	
七六、地	
七七、地	
七八、地	
七九、地	
八十、地	
八十一、地	
八十二、地	
八十三、地	
八十四、地	
八十五、地	
八十六、地	
八十七、地	
八十八、地	
八十九、地	
九十、地	
九十一、地	
九十二、地	
九十三、地	
九十四、地	
九十五、地	
九十六、地	
九十七、地	
九十八、地	
九十九、地	
一百、地	

(143) (144)

(143)		(144)	
一〇、家屋借料	二、一九六〇〇	四、修道費	八、九三九六六
一一、雜費	二七九六〇	五、撤水費	二、九〇〇〇〇
第二款會議費	二〇〇〇〇	六、點燈費	三、四一六六四
一、俸給	五〇〇〇〇	七、植樹費	四六〇〇〇
二、印刷費	一〇〇〇〇〇	八、碼頭費	一〇〇〇〇
三、雜費	五〇〇〇〇	九、雜費	二〇〇〇〇
第三款土木費	一八、三六七八〇	第四款水道費	七、〇三九五〇
一、俸給	一、一〇四〇〇	一、俸給	三二四〇〇
二、消耗品費	一、一七四〇〇	二、修繕費	二四〇〇〇
三、器具費	一六三三九〇		

事務所月九十弗、吏員宿舍月二十五弗、一、十四弗四、開口借家月十二弗、車代月十五弗、新聞代月六弗、掃除費月一弗三十仙、水代月一弗

民會書記給
民會議案、議事錄、投票用紙其他

機關手月二十弗一名、十五弗一名、火夫十弗二名、掃除夫二名、九ヶ月分、街樹看視人月十弗一名、タンク看視人月十弗一名、備人年末慰勞金十五弗

石炭修道用月九噸九ヶ月分、ロイヤル用綿紗七百封度、雞毛繩子四封度、シリンドル油二十噸、石油十噸、沙布四打、胡麻油二噸、雞毛紙七封度、白鉛油、紅丹粉及膠皮盤根九封度、製圖用紅花墨二張、騰寫紙四卷、原圖紙半卷、消ゴム二個、街樹澆水用及撤水タンク用ホース四尺

石炭袋二十四個、皮革一本、水運車一台、鋼架二十個、鐵鏈二十五本、掃除用刷毛二回、竹箒百本、ホリソノカ

碎石四百九十三方、砂七十四方、修道用苦力延五千七百三十人、雪泥土掃除苦力八百四十八人、下水用煉瓦三萬九千二百枚、入道修築用石灰九萬九千三百五十方、同七方、煉瓦工延九萬九千三百八十人、同上苦力延二千二百七十八人、撤水請負額月二百弗、電力一年五百弗

道路用點燈月一燈一弗四十四仙百八十八燈、同上電球破損二百四十個、街樹補植二百本、補植用土二十方、補植用澆水用苦力月平均四十八人九ヶ月分

ローラー及ポンプ修理百弗、掃除器修理五十四弗五十仙、水運車修理十五弗、測量用標木二百本、木架取付取付訂代、測量用竹十本、樹架取付訂代、測量用竹十本、樹架取付及測量用麻繩等十弗五十仙

水道看守八月九弗三名
マール其他修繕

(145) (146)

(145)		(146)	
三、器具費	四四四〇〇	七、消耗品費	五、〇〇〇・四
四、水代費	六、六〇〇〇〇	八、旅費	六五〇〇〇
五、雜費	四七一〇〇	九、通信費	四九八〇
第五款教育費	九、四〇四一七	一〇、保險料	一一三〇〇
一、俸給	二、七五〇九八	一一、新聞雜誌費	二四八五
二、手當	二、三六七九〇	一二、學校園費	四〇〇〇
三、修繕費	二六一九〇	一三、研究會費	九二〇〇
四、圖書費	三一三二五	一四、家屋借料	二二〇〇〇
五、器具器械費	三四〇〇	一五、雜費	二七六七五
六、校具費	六一〇〇	一六、教育補助費	一、八六〇〇〇
		一、俸給	五、〇六八〇〇
		二、修繕費	四、〇一七〇〇

給水用布ホース三ヶ所分十二本(一本二弗五十仙)、給水管漏水止皮三十六枚、月平均百十萬瓦五百五十弗

看守人用毛皮外套二十一弗、同雨外套四弗五十仙、傳票綴系其他

校長月三十五圓一名、訓導月二十七圓一名、二十四圓三名、十六圓一名、十四圓一名、(年額)一千八百七十二圓、(舊教員俸給一割増)

職員五名月俸同額の手當、此金一千八百七十二弗及年末慰勞金各一ヶ月分此金二百三十二弗及校僕五弗(舊教員一割増)

天棚百三十弗、通路、便所、戸前、屋根修理、床面塗替、壁、窓硝子、校舎蠟燭

國定教科書類、官報

歌經二十弗、ラケット一組六弗、ピンドン、定木、菓子盆、菓子鉢、茶托

籐子十弗、水籠六弗、椅子十二弗、窓掛十弗、時計一、十弗其他

筆墨紙六十六弗三十三仙、木炭千四百斤、石油四噸、石炭十九噸、薪二十七弗、衛生用品十五弗、化學實驗費十一弗、手工及縫紉針三十一弗八十仙、飲料水二十二弗及雜巾等、茶其他

電話料四十八弗其他郵便手摺書代、建物二萬圓、對する千分の五(二弗二三換)

天津日報、國民新聞、教育學術界、小學校

療育十弗、球植物十弗其他

講師手當八十弗、校費十二弗

教員宿舍一棟(月廿二弗)十ヶ月分

備品修理費五十五弗、雇入費五十二弗、七十五圓、印刷費十三弗二十仙、獎勵及接待費五十弗八十仙、其他五弗

清國人教育補助費

常備苦力一人月七弗二十一、傳染

(148)		(147)	
二、巡捕被服費	二、〇二八五〇	二、被服費	五七五〇
三、巡捕備品	三六〇〇	三、消耗品費	一一二〇〇
四、巡捕消耗品費	三一八六〇	四、藥品費	一二四〇〇
五、家賃及修繕費	五二二五〇	五、器具費	一六五〇〇
六、巡捕藥價	一六八〇〇	六、種痘費	一六〇〇〇
七、消防被服費	二二四〇〇	七、市場費	五八〇〇
八、消防器具費	一三五〇〇	八、野犬捕殺費	六四五〇
九、消防消耗品費	一〇三三〇	九、雜費	一〇〇〇
		一〇、補助費	三〇〇〇
		第七款救助費	一〇〇〇
		第八款警備費	一〇〇〇
		一、俸給	五、八五九〇〇

病室看守人月七弗一名、清潔法施行用者方延六百人一人一日二十五仙、同上臨時雇日本一人二十六日三分三十九弗、和蘭學專門醫士一名(一八〇)十一ヶ月分、常備苦力着即入上衣、年二回分等及塵取六十弗、石油及煤球兒五千二弗、實扶的里亞血帶七十弗、石灰一萬二千斤五十四弗、掃除車四輛、鐵錘六十本二十五弗、掃除車及器具修理四十弗、春秋二季種痘日清人延千六百八十分、修繕費三十弗、保險料二十八弗、野犬捕殺四百頭六十弗、野犬捕獲器十五本四弗五十仙、共立病院補助費

(150)		(149)	
二、點燈費	一七六六四	一〇、消防手當	三六〇〇〇
三、肥料費	五五〇〇	一一、雜費	七七六〇
第十三款雜支	三〇〇〇〇	第九款圖書館費	四六八三五
一、雜支	三〇〇〇〇	一、俸給	一三〇〇〇
第十四款豫備費	六六、三三八八六	二、備品費	二〇〇〇〇
計	六六、三三四七六	三、圖書費	三〇〇〇〇
科 臨時	本年豫算額	四、保險料	一一三三五
第六款衛生費	一、二二〇八〇	五、雜費	六〇〇
一、傳染病豫防費	一、二二〇八〇	第十款墓地及火葬場費	一〇〇〇
補助及寄附	七五〇〇〇	一、墓地及火葬場費	一〇〇〇
一、補助及寄附	七五〇〇〇	第十一款諸稅及負擔	一三六八四
合計	六八、三三三五六	二、地租	一〇〇〇〇
		第十二款公園	三六八四
		一、俸給	一九五二四
			九六三三〇

十弗、器械油九弗、禁付雜品十五弗、出火火掛り十二回二百四、弗負傷手當六十弗、消防練習六十弗、巡捕飲料水掃除料二十四弗、自轉車修理廿一弗六十仙、消防出班式酒香料二十弗、其他十二弗、囑托書記一名月手當十弗、及年末慰勞金十弗、圖書二千圓に對する千分の五、公園係月三十弗一名、花匠月十二弗

一、一名常備苦力月七弗一名其他臨時苦力延千五百人、園內電燈八個

看護人二人、常備苦力三人各四ヶ月給料四百四十四弗、備品費百弗、藥品費二百弗、消耗品費百二十六弗八十仙、修繕費二百弗、雜費百五十弗

日本人商業會議所補助金(第一年分)

(152)		(151)																																					
<p>(三)新道開修特別會計歳入出豫算</p> <table border="1"> <tr> <td>科 目</td> <td>入 額</td> <td>科 目</td> <td>出 額</td> </tr> <tr> <td>一時繰替金</td> <td>四、六五二一八〇</td> <td>新道開修費</td> <td>四、六五二一八〇</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>四、六五二一八〇</td> <td>土地買上費</td> <td>三、二八五〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>材料費</td> <td>七九〇八〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工費</td> <td>五七六〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>四、六五二一八〇</td> </tr> </table> <p>備考 新道開修特別會計歳入出豫算 十二年度民団利餘金の内より一時繰替</p>		科 目	入 額	科 目	出 額	一時繰替金	四、六五二一八〇	新道開修費	四、六五二一八〇	計	四、六五二一八〇	土地買上費	三、二八五〇〇			材料費	七九〇八〇			工費	五七六〇〇			計	四、六五二一八〇	<p>(二)明治四十三年度居留民団歳入出追加豫算</p> <table border="1"> <tr> <td>科 目</td> <td>入 額</td> <td>科 目</td> <td>出 額</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>六一四二六</td> <td>前年度利餘金</td> <td>四、七七六八四</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>六一四二六</td> <td>計</td> <td>五、三九一〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 教育寄付金全部小學校屋内体操場新築費の内として 小學校屋内体操場新築、市場改造、壽進路修繕費として</p>		科 目	入 額	科 目	出 額	寄付金	六一四二六	前年度利餘金	四、七七六八四	計	六一四二六	計	五、三九一〇〇
科 目	入 額	科 目	出 額																																				
一時繰替金	四、六五二一八〇	新道開修費	四、六五二一八〇																																				
計	四、六五二一八〇	土地買上費	三、二八五〇〇																																				
		材料費	七九〇八〇																																				
		工費	五七六〇〇																																				
		計	四、六五二一八〇																																				
科 目	入 額	科 目	出 額																																				
寄付金	六一四二六	前年度利餘金	四、七七六八四																																				
計	六一四二六	計	五、三九一〇〇																																				
<p>市場費</p> <table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>一、〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、三九一〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 福島街面の如く店向に改築する爲に 支出 店向十一區劃改築費(一區中九尺入十二尺)</p>		計	一、〇〇〇〇〇		五、三九一〇〇	<p>第三款土木費</p> <table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>二、一九二〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二、一九二〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 本費は新開壽進路溝渠延長二千四百六拾尺、深一尺一寸、巾一尺築造の爲の支出</p> <p>修道費</p> <table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>二、一九二〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二、一九二〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 煉瓦七萬七千枚、石灰八萬八千五百斤、蓋石二百四十尺、煉瓦工四百四十二人、苦力千三百二十六人分の</p> <p>第五款教育費</p> <table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>二、二〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二、二〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 本費は天津尋常高等小學校屋内体操場新築、便所移轉改築及教壇造設の爲の支出</p> <p>建築修繕費</p> <table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>二、二〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二、二〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 体操場四十五坪平家建一棟、便所一棟、教壇一個、連絡廊下建設費</p> <p>第六款衛生費</p> <table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>一、〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一、〇〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 本費は市場内壽進路に面したる部分を</p>		計	二、一九二〇〇		二、一九二〇〇	計	二、一九二〇〇		二、一九二〇〇	計	二、二〇〇〇〇		二、二〇〇〇〇	計	二、二〇〇〇〇		二、二〇〇〇〇	計	一、〇〇〇〇〇		一、〇〇〇〇〇												
計	一、〇〇〇〇〇																																						
	五、三九一〇〇																																						
計	二、一九二〇〇																																						
	二、一九二〇〇																																						
計	二、一九二〇〇																																						
	二、一九二〇〇																																						
計	二、二〇〇〇〇																																						
	二、二〇〇〇〇																																						
計	二、二〇〇〇〇																																						
	二、二〇〇〇〇																																						
計	一、〇〇〇〇〇																																						
	一、〇〇〇〇〇																																						

(154)		(153)	
<p>附録終</p>		<p>○明治四十三年通常民會要録</p> <p>一、議員 數 壹百參拾五名</p> <p>内 日本人 八拾貳名 清國人 五拾參名</p> <p>期 明治四十三年三月二十二日より同二十八日迄七日間</p> <p>場 日本俱樂部</p> <p>三、會 續 (議事録中にあるを以て略す)</p> <p>四、成</p> <p>五、議長及會議係</p> <p>議長 安川雄之助 書記長(囑托) 西村虎太郎 書記(同) 赤山今朝治 書記(同) 田中錦太郎 書記(同) 黒澤兼次郎 書記(同) 牧 尙一 書記(同) 逸見常造</p>	
<p>以 筆 記 武 田 守 信</p>			